

令和3年東大和市議会予算特別委員会記録目次

○3月9日（第1回）

出席委員	1
欠席委員	1
議会事務局職員	1
出席説明員	1
本日の会議に付した案件	2
開 催	3
開 議	4
予算特別委員会委員長の互選	4
予算特別委員会副委員長の互選	5
第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算	5
第2号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算	5
第3号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算	5
第4号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算	5
第5号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算	5
第6号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計予算	5
※第1号議案～第6号議案の概要説明及び第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算につ いての内容説明等の省略	5
総括質疑	6
歳入一括質疑	17
歳出款別質疑（第1款 議会費）	27
"（第2款 総務費）	27
"（第3款 民生費）	43
"（第4款 衛生費）	53
"（第5款 労働費）	62
"（第6款 農林業費）	62
"（第7款 商工費）	63
"（第8款 土木費）	66
散 会	68
署 名	69

○3月10日（第2回）

出席委員	7 1
欠席委員	7 1
議会事務局職員	7 1
出席説明員	7 1
本日の会議に付した案件	7 2
開 議	7 3
第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算	7 3
歳出款別質疑（第8款 土木費）	7 3
〃 （第9款 消防費）	7 8
〃 （第10款 教育費）	8 0
〃 （第11款 公債費）	9 6
〃 （第12款 諸支出金）	9 7
〃 （第13款 予備費）	9 7
令和3年度東大和市一般会計予算の組替えを求める動議（追加）	9 7
採決	9 9
第2号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算	1 0 0
歳入歳出一括質疑	1 0 0
令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算の組替えを求める動議（追加）	1 0 5
採決	1 0 7
第3号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算	1 0 7
歳入歳出一括質疑	1 0 7
採決	1 0 7
第4号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算	1 0 7
歳入歳出一括質疑	1 0 7
令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算の組替えを求める動議（追加）	1 1 2
採決	1 1 3
第5号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算	1 1 3
歳入歳出一括質疑	1 1 3
採決	1 1 5
第6号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計予算	1 1 5
収入支出一括質疑	1 1 5
採決	1 1 6
散 会	1 1 6
署 名	1 1 7

令和3年第1回東大和市議会予算特別委員会記録

令和3年3月9日（火曜日）

出席委員（21名）

委員長	床 鍋 義 博 君	副委員長	上 林 真 佐 恵 君
委員	二 宮 由 子 君	委員	大 后 治 雄 君
委員	実 川 圭 子 君	委員	森 田 真 一 君
委員	尾 崎 利 一 君	委員	中 村 庄 一 郎 君
委員	根 岸 聡 彦 君	委員	木 下 富 雄 君
委員	森 田 博 之 君	委員	蜂 須 賀 千 雅 君
委員	関 田 正 民 君	委員	和 地 仁 美 君
委員	佐 竹 康 彦 君	委員	荒 幡 伸 一 君
委員	木 戸 岡 秀 彦 君	委員	東 口 正 美 君
委員	中 間 建 二 君	委員	大 川 元 君
委員	中 野 志 乃 夫 君		

欠席委員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局 長	鈴 木 尚 君	事務局 次 長	並 木 俊 則 君
議事係 長	吉 岡 繁 樹 君	主 任	関 口 百 合 子 君
主 任	高 石 健 太 君		

出席説明員（49名）

市 長	尾 崎 保 夫 君	副 市 長	小 島 昇 公 君
教 育 長	真 如 昌 美 君	企画財政部長	田 代 雄 己 君
総 務 部 長	阿 部 晴 彦 君	総 務 部 参 事	東 栄 一 君
市 民 部 長	村 上 敏 彰 君	子 育 て 支 援 部 長	吉 沢 寿 子 君
福 祉 部 長	田 口 茂 夫 君	福 祉 部 参 事	伊 野 宮 崇 君
環 境 部 長	松 本 幹 男 君	都 市 建 設 部 長	鈴 木 菜 穂 美 君
学 校 教 育 部 長	田 村 美 砂 君	社 会 教 育 部 長	小 俣 学 君
企 画 課 長	荒 井 亮 二 君	企 画 財 政 部 副 参 事	藤 本 貴 史 君

企画財政部
 副参事 星野宏徳君
 行政管理課長 木村西君
 財政課長 鈴木俊也君
 文書課長 加藤泰正君
 職員課長 矢吹勇一君
 課税課長 真野淳君
 産業振興課長 小川泉君
 地域振興課長 石川正憲君
 保育課長 関田孝志君
 子育て支援部
 副参事 榎本豊君
 福祉推進課長 嶋田淳君
 生活福祉課長 川田貴之君
 健康課長 志村明子君
 ごみ対策課長 中山仁君
 都市建設部
 副参事 梅山直人君
 建築課長 中橋健君
 選挙管理委員会
 事務局 井上昌弘君

公共施設等
 マネジメント課長 遠藤和夫君
 秘書広報課長 五十嵐孝雄君
 総務管財課長 岩本尚史君
 情報管理課長 山田茂人君
 市民課長 梶川義夫君
 納税課長 中野哲也君
 市民部副参事 宮田智雄君
 子育て支援課長 新海隆弘君
 子育て支援部
 副参事 越中洋君
 青少年課長 石川博隆君
 福祉部副参事 石嶋洋平君
 障害福祉課長 大法努君
 環境課長 下村和郎君
 都市計画課長 神山尚君
 土木課長 寺島由紀夫君
 社会教育課長 高田匡章君

本日の会議に付した案件

- 第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算
- 第2号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第3号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
- 第4号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第5号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算
- 第6号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計予算

午前 9時30分 開催

○議長（中間建二君） ただいまから予算特別委員会を開催いたします。

○議長（中間建二君） 3月1日及び本日の開会前に、予算特別委員会理事会が開催されましたので、予算特別委員会理事長より報告を求めます。

〔予算特別委員会理事長 佐竹康彦君 登壇〕

○予算特別委員会理事長（佐竹康彦君） 去る3月1日及び本日の開会前に予算特別委員会理事会を開催し、予算特別委員会の議事運営等について協議を行い、決定いたしました事項について御報告申し上げます。

まず、委員会日程であります。本日3月9日火曜日及び3月10日水曜日の2日間といたします。

会議時間につきましては、午前9時30分から午後5時までといたします。ただし、会議時間を延長する場合は事前に理事会を開催し、調整を行うことといたします。

正副委員長の互選につきましては、指名推選の方法により行います。

説明につきましては、通常は、6会計予算に対する概要説明を市長から、また各会計の内容説明を副市長及び所管の部長が行っておりますが、今回に限り、市側から予算の説明内容が文書で配付されたことにより、委員会での説明を省略いたします。なお、説明内容の文書は、委員会記録の巻末に掲載することといたします。

審査につきましては、総括質疑、一般会計の歳入一括審査、一般会計の歳出款別審査、特別会計の歳入歳出一括審査、下水道事業会計の収入支出一括審査の順で行います。

質疑の回数につきましては、総括質疑、一般会計の歳入一括審査、一般会計の歳出款別審査、特別会計の歳入歳出一括審査、下水道事業会計の収入支出一括審査のそれぞれの審査において、同一委員につき2回までといたします。また、質疑については簡潔に行うこととし、答弁についても的確かつ簡潔に行うように求めます。

討論につきましては、委員会で行わず、本会議で行うことといたします。

採決につきましては、会計ごとに質疑終了時に行います。

また、委員会において資料要求があった場合につきましては、理事会で取扱いを協議し決定いたします。

そのほかといたしまして、今回に限り、会議出席者については、委員の過半数の出席を確保した上で、その他の委員（質疑を行わない委員）は会派控室で音声を聞くことで会議に出席したとみなし、全員協議会室における3密対策といたします。

演壇及び議員席並びに説明員席に飛沫感染防止パネルを設置し、全員協議会室における新型コロナウイルス感染防止対策といたします。

休憩（30分ごとに5分、10分休憩を行う）等については、本会議と同様に行うことといたします。

予算特別委員会の初日の3月10日は東京都平和の日であり、庁内放送に合わせ、午後2時から1分間の黙禱を行います。なお、開会中の場合は暫時休憩を取り、黙禱を行うことといたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴の自粛をお願いすることといたします。

最後に、質疑を行わない委員の退室についてでございますが、委員会初日である本日につきましては、正副委員長の互選がありますので、正副委員長の互選終了後、質疑の開始前に、退室される委員は会派控室に移動をお願いいたします。

また、委員会2日目の3月10日水曜日につきましては、本会議における一般質問と同様に、開会の時点では全委員が着席していただき、開会の後、退室される委員は会派控室に移動をお願いいたします。

なお、採決がございますことから、各会計予算において、全ての質疑が終了するまでには全委員が着席をしていただきますよう、併せてお願いいたします。

以上で予算特別委員会理事会の報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

[予算特別委員会理事 佐竹康彦君 降壇]

○議長（中間建二君） 以上で予算特別委員会理事長の報告を終了いたします。

○議長（中間建二君） ここで委員長の互選を行うため、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の関田正民委員に委員長の職務をお願いいたします。

午前 9時34分 開議

○年長委員（関田正民君） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

○年長委員（関田正民君） 委員会条例第10条第2項の規定により、年長の私が、委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行います。

○年長委員（関田正民君） これより予算特別委員会委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

予算特別委員会委員長の互選につきましては、会議規則第116条第5項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○年長委員（関田正民君） 御異議ないと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、年長委員において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○年長委員（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、予算特別委員会委員長に床鍋義博委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました床鍋義博委員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○年長委員（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ただいま委員長に当選されました床鍋義博委員が在席しておりますので、会議規則第117条の規定で準用する会議規則第31条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

ここで床鍋義博委員の委員長就任の御挨拶をお願いいたします。

[委員長 床鍋義博君 登壇]

○委員長（床鍋義博君） 床鍋義博です。

迅速な議事運営に努めたいと思いますので、皆様の御協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。

[委員長 床鍋義博君 降壇]

○年長委員（関田正民君） 委員長が決定いたしましたので、職務を解かせていただきます。
ありがとうございました。

[年長委員退席、委員長着席]

○委員長（床鍋義博君） 引き続き、予算特別委員会副委員長の互選を行います。
お諮りいたします。

予算特別委員会副委員長の互選につきましては、会議規則第116条第5項の規定により指名推選によりたい
と思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。
お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませ
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。
それでは、予算特別委員会副委員長に、上林真佐恵委員を指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま指名いたしました上林真佐恵委員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ただいま副委員長に当選されました上林真佐恵委員が在席しておりますので、会議規則第117条の規定で準
用する会議規則第31条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

ここで上林真佐恵委員の副委員長就任の御挨拶をお願いいたします。

[副委員長 上林真佐恵君 登壇]

○副委員長（上林真佐恵君） ただいま御推挙いただきました上林真佐恵です。委員長をサポートし、充実した
議事運営に努めてまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

[副委員長 上林真佐恵君 降壇]

○委員長（床鍋義博君） 第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算、第2号議案 令和3年度東大和市
国民健康保険事業特別会計予算、第3号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、第4号議
案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算、第5号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会
計予算、第6号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計予算、以上6議案を一括議題に供します。

本来は、ここで提案理由として市長から6会計予算に対する概要説明、副市長から一般会計の内容説明、企
画財政部長から一般会計の事項別明細書の説明を求めるところであります。今回は事前に説明内容を記載し
た文書を配付しておりますので、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

なお、質疑に当たり申し上げます。

質疑については簡潔に行うこととし、答弁についても的確かつ簡潔に行っていただきますよう、円滑な議事運営への御協力をお願いいたします。

それでは、初めに総括質疑を行います。

○委員（森田真一君） それでは、総括質疑をさせていただきます。

市長の施政方針の中で、情報公開の推進と説明責任の徹底を図り市民の理解と信頼を得るとされています。ところが、頂いた今回の予特の資料では、令和3年度予算編成に当たって行政改革推進本部で検討した資料のうち、令和3年度予算財源不足見込額、それから法律等で義務づけられている事業、つまり削減すると違法になってしまう事業、それから法律等で義務づけられている事業以外の事業、令和3年度に休止する事業の候補、休止から実施へと変更する事業、令和2年度当初予算における経常経費の構成及び各部の減額という資料は提出をいただけませんでした。それだけではありません。結論として、今年の1月19日に市長決裁を受けた令和3年度に休止等とする事業一覧も提出をされていません。

提出をされた資料からは、各課で事業の優先順位を法律上は実施が義務づけられてるものではないが、実施がやむを得ないものと回答した事業まで見直しの対象にされてるということが示されています。休止等の等とは何を示してるのか伺います。

また、限られた財源を真に必要な事業に配分するとされていますが、既に予算編成を終了しており、真に必要なまたは必要でないとした予算編成過程とその結果を示す重要な資料も含まれています。これを出さないということで、どうして市民の理解と信頼を得ることができるでしょうか。財政民主主義の実質を保障する問題として、予算審議の全体に関わる市の姿勢を問い、見解を伺います。また、改めて提出をされていない資料の提出を求めますが、いかがでしょうか。

次に、令和3年度は第5次行革大綱の最終年度となり、第6次行革大綱の準備の年度となります。コロナ禍の下での厳しい市民生活を支える責任を果たす上で、市民の理解と信頼を得ることは重要です。令和2年に12月18日の行革大綱検討部会で、業務分析の結果が年度末に明らかになるとされています。現在の状況を伺います。第6次行革大綱に反映させるだけでなく、年度途中であっても来年度予算執行の中でも反映させることになると思いますが、その検討状況を伺います。

また、実施計画における主要事業であっても、実施時期を先送りするなどの措置を取って予算編成をすることもされています。具体的にはどういうことになったのか伺います。また、令和3年度中に休止、廃止をする事業はそれぞれ何があるのか伺います。

次に、参考資料の12ページ、1人当たりの所得金額及び所得割税額の給与所得者の所得金額の推移では、平成29年度から令和2年度までの所得金額はおよそ350万円前後で横ばいとなっていますが、令和3年度ではそれより15万円近く下がると見込まれています。頂いた生活保護や生活困窮者自立支援事業などの利用状況などの資料と見比べても、市民の暮らしの支援の緊急性が切実になっているということが分かります。市長は、当面の最大の仕事はコロナ危機から市民を守ることだと繰り返し御発言されています。できることは全力で取り組んで市民の命を守っていただきたい。

しかし、施政方針の中で、これまで以上に厳しい状況が続くことが見込まれるが、積立基金の確保など市政の持続性と健全性の維持に努めるともされています。これでは、コロナ禍に対応した必要な施策展開ができなくなるのではないのでしょうか。その点で、国や都が市町村に必要な財源支援を行うことは大前提であります。市が単独でもできることを市の財源を活用してしっかり行うことが求められます。国保税の値上げの中止

や介護保険料の据置きなど、多くの自治体で市民負担の軽減に取り組まれています。今が緊急事態であるという認識で、基金を取り崩してでも負担軽減に取り組む必要があるかと思いますが、見解を伺います。

次に、代表質問でも、国の地方財政計画で地方自治体の一般財源が確保されてるということを確認しました。この予算案でも一般財源が確保されてるのか改めて伺います。

最後に、参考資料の28から29ページにかけて、一般会計の予算総額が3億9,500万円、前年度比1.2%の減となっていますが、要因を歳入歳出の面からそれぞれ伺います。

以上です。

○企画財政部長（田代雄己君） 5点御質疑いただきまして、前半の3点につきまして私のほうから御答弁させていただきます。

まず、1点目の休止等の関係でございます。

今回、資料要求のあった資料ということで、まず休止等につきまして、休止のほかに縮小や廃止が含まれております。また、令和3年1月19日付の市長決裁の令和3年度に休止等とする事業の一覧の中には、休止等の検討の対象になった事業で復活したと、やる事業も含まれてるものがございます。

また、なぜ提出できないのかということでございますが、いずれも検討の段階で案としての資料となっております。実際には、この中には令和3年度に実施を予定してる事業も含まれてるということで、まだ不確定な情報ということでお出しできてないものがございます。

また、令和3年1月19日の市長決裁による令和3年度に休止等をする事業の一覧につきましても、こちらも先ほど申し上げましたように、見直しの候補としながらも検討の結果、令和3年度に実施を予定してる事業が含まれてるということで、公開することで次年度以降の検討に支障を来すというふうに認識しておりまして、提出できない資料とさせていただいたものがございます。

また、2点目になります、業務分析等の関係でございます。

まず、業務分析につきましては、現在委託業者によりまして、全庁的な業務量やプロセス等の分析を行いまして、その分析結果と業務の改善提案について3月中に報告書を頂く予定となっております。令和3年度につきましては、その業務分析の報告に基づきまして全庁的な業務改善等の検討を行う1年間と考えているものがございます。実際には、令和4年度以降に実施していく予定で考えているところでございます。

また、今回の提案に当たりまして、実施計画に計上した事業で見送った事業ということですが、何点か例示させていただきますと、実施を見送ったのは、うまかんべえ〜祭の実行委員会の運営費補助の関係でございます。また、実施時期の見直し等につきましては、コミュニティタクシーの関係や公園の長寿命化計画の更新などの関係が入ってるものがございます。また、他事業への乗換えということで、GIGAスクールの関係で1人1台パソコンが入りましたので、その辺の整理もしていくところでございます。

また、今回休止、廃止をする事業の見直しの中身でございますが、そちらにつきましては課長のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、3点目になります、コロナ禍におきました市政運営の関係でございます。

今回の市長の施政方針におきましても、市としましては令和3年度、市民の皆様の生命や健康を守るために新型コロナウイルス感染症対策を最優先で対応するというところで考えてるところでございます。また、令和2年度には特別定額給付金の支給や、あるいはキャッシュレス決済を利用した消費活性化事業の実施、また新生児臨時特別給付金の支給など、国や東京都の補助金等を活用しつつ、一般財源を充当して事業を行ってまいりま

した。令和3年度につきましても、必要な支援や対策につきましては検討してまいりたいと考えてるところでございます。

また、積立金の関係でございますけれども、持続可能な市政運営を行うためには、やはり今後厳しい財政状況が見込まれることもありますので、将来を見据えた事業の選択も必要でしょうし、行政改革の取組も必要です。また、一定の基金の残高が必要であると思っておりますので、その辺は総合的に検討して対応してまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○行政管理課長（木村 西君） 2点目のうち、令和3年度に休止、廃止をする事業についてでございますが、休止、廃止の分類というのはしておりませんが、令和3年度の予算計上を見送った事業ということで捉えております。また、予算計上を見送った事業には、予算をかけずに実施を検討するというものも含まれておりますので、これを除いて御説明をさせていただきます。

まず、結婚支援事業、それから職員を対象とした研修、また庁用車などの備品購入、国際理解講座、各老人福祉館で実施をしております入浴施設、男女共同参画フェスタ、男女共同参画川柳展、男女共同参画講座、うまかんべえ〜祭、消費者講座、消費者見学会、赤ちゃん・ふらっと整備事業におけます施設備品購入、子ども食堂運営補助、ならはし児童館の各種行事のうち冒険遊び、青少年対策事業の子どもと大人の遊び体験塾、高齢者の家具転倒防止器具の取付け、白内障眼鏡等購入費の助成、金婚祝品、介護サービス利用者一部負担金の助成、介護報酬外相談業務等事業の相談援助補助、在宅障害者支援事業の家具転倒防止器具の取付け、中学生アメリカンサマーキャンプ、以上となっております。

○財政課長（鈴木俊也君） それでは、私のほうからは4点目と5点目の御質疑に対して御答弁させていただきます。

まず、4点目の一般財源についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして地方税等の大幅な減収が見込まれる中、一般財源総額につきましては地方交付税の交付団体に対して実質的に確保している旨が国から示されているところでございます。

一方で、一般財源総額の内訳としましては、臨時財政対策債が大幅に増額されているところでございます。市の予算といたしましては、一般財源を確保するというよりは歳入で市税等の減収が見込まれる中でどのように予算を編成するかということに主眼を置いて予算編成作業を進めてきたところでございます。

結果的には、令和3年度予算では臨時財政対策債の増額を見込みまして、予算規模に対して一般財源は同程度というふうに考えているところでございますが、臨時財政対策債の残高が増加傾向にありますことから、義務的経費である公債費の増額が見込まれますので留意していかなければならないと、このように考えているところでございます。

続いて、5点目の御質疑でございますが、一般会計の予算規模の減少の要因についてでございます。

まず、歳入について款別での御説明をさせていただきます。

まず、市税につきましては約5億1,400万円の減額で、主に新型コロナウイルス感染症の影響によるものでございます。続きまして、地方消費税交付金は約1億8,700万円の減額で、都税に連動する交付金であります。新型コロナウイルス感染症によります個人消費支出、輸出入の減少等によるものでございます。

続いて、歳出予算に連動しました都の支出金でございますが、約2億8,900万円の減額でございます。こちらは、主に市町村総合交付金の減額でございます。

歳出につきましては、参考資料の28、29ページでございますように、投資的経費の普通建設事業費が約5億4,900万円の減額でございます。こちらにつきましては、令和2年度の小中学校体育館空調設備設置工事や防災行政無線固定系デジタル化工事などが皆減となりまして、一方で令和3年度には大きな普通建設事業の予定がないというようなところでございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） それでは、総括質疑4点ほど確認させていただきます。

1点目は、予算編成についてです。先ほど前の委員からも予算編成についてお尋ねあったと思いますが、改めて確認させていただきます。

令和3年度の予算編成方針は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、例年の方針とは大きくさま変わりをしていました。特に、予算見積りの考え方の全般的事項では、真に必要な事業と真に必要な経費という、ある意味例年以上にシビアに予算見積りを行うことを市長が指示しているとともに、今まで疑うことなく旧態依然に続けていた取組や事業の必要性を見直すという点でもとてもよい方針を市長は示されたと考えます。ただし、真に必要な事業といった場合、その捉え方は利害関係や立場などによって変わってきてしまうと思います。今回の予算の見積り内容を精査する中で真に必要なかどうかということについては、具体的にどのような基準や観点で実施したのかについて教えてください。

2点目は、経常収支比率についてです。

第5次行政改革大綱の最終年度となる令和3年度ですが、行政改革大綱で目標としていた経常収支比率90%は、今まで一度も達成できていないばかりか、年々増加傾向にあります。令和3年度の予算編成方針では、経常的経費について見積上限額は令和2年度の当初予算の経常的経費から5.6%減とするようにとされていましたが、当初予算ベースでの経常収支比率は何%かについて教えてください。

3点目です。財政状況と将来の見通しについてです。

令和2年度予算では、財政調整基金の取崩額は平成31年度の昨対約2倍増から毎年10億円超えで、令和3年度予算においては昨年の当初予算の10億353万円より増の10億4,500万円となっていました。また、当初予算の段階で、令和3年度末の財政調整基金の残高見込みは、平成25年度末から続いていた20億円台の約半額の11億4,700万円ということでした。直近の令和元年の決算カードでは、東大和市の標準財政規模は約170億円なので、最低でも17億円、理想ではその2倍の34億円としたいところだと思っておりますが、今後どのような対策を講じるつもりか教えてください。

さらに、近年年度末の剰余金を積み増して何とか目標額を取り戻してのような状況にありますが、当初予算の時点ではその確証がない中、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策という予測のつかない取組もあります。その大部分は、国が財政負担をしてくれると予想はしておりますが、その国からの措置が行われるまでは実質市が立て替えるというような形で財源措置をしなければならないことも予想できる中、この基金の状況は安心できる状況なのか、もしくは綱渡りの状況なのか、御認識を確認します。

また、今後の公共施設やインフラの老朽化に対応するためには、財政調整基金だけでなく、特定目的基金も積み増していく必要があると考えますが、当初予算で財政調整基金の約半分を取り崩さなければならない状況では、積み増しも難しい状況となると考えますが、特定目的基金、特に公共施設等整備基金の積み増しについてはどのようなめどを持ってらっしゃるのか御認識を伺います。

最後に、一般会計の財政規模についてです。

先ほどの委員からもその点については質疑があったと思いますが、令和3年度の一般会計の財政規模は、今年度、令和2年度の当初予算と比較してマイナス1.2%、額にして3億9,500万円減となっている。この点については先ほども触れられていました。

ただし、今までになかった新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が新たに計上されたのにもかかわらず、財源が縮小しているというふうになると思います。一方で、予算概要の4ページで示された新型コロナウイルス感染症対策の費用の合計5,291万5,000円を一般会計合計から除くと、その財政規模は316億9,608万5,000円となり、新型コロナウイルス感染症関連の予算が全く計上されていない平成31年度の当初予算と比較すると、令和3年度の財政規模は約6億8,500万円増額となっています。もちろん、取り組んでいる事業の内容が違うこともありますので、単純に財政規模が大きくなったと捉えることはできないと思いますが、そのような捉え方をした場合、先ほど最初にお尋ねしました真に必要なというような視点で考えた場合、令和3年度の予算編成で真に必要な事業を厳しく選択して作成した予算ということで、その新型コロナウイルス関連事業を除いた平成31年度予算より予算規模が大きくなった原因について教えてください。

○委員長（床鍋義博君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 1分 休憩

午前10時 5分 開議

○委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を行います。

○企画財政部長（田代雄己君） 4点御質疑をいただきましたので、私のほうから1点目の御答弁をさせていただきます。

まず、令和3年度の予算編成におきまして真に必要な事業についてという関係でございます。

まず、令和3年度の予算編成につきましては、新型コロナの影響でかなり市税収入が落ち込んだり、歳入の減少が見込まれておりました。そういうこともありまして、厳しい財政状況になるということを想定した中で令和3年度の予算編成方針を作成しました。特にその中では、主要事業につきましては、実施計画に計上されたものを基本とするけれども、事業の必要性や効果、実施時期等を改めて検討すること。あるいは、事業については制度や目的、内容等を改めて精査し、事業の必要性、効果等を検証すること、見積額については決算執行状況を検証し、積算根拠を十分精査すること。また、経常的経費の見積上限額としまして、令和2年度当初予算における経常的経費から5.6%減じた額を超えないように部内で調整すること。このようなことを定めまして、各部署において事業や見積額を精査していただきました。

また、予算編成作業と同時に行政改革推進本部会議におきましても、厳しい財政状況について情報共有をさせていただきました。その対応としましては、各部各課におきまして法律等で義務づけられてる事業以外の事業は原則実施しないという観点で、法律等で義務づけられてる事業、市民の生命に関わる事業、一部事務組合などの構成団体の負担金など、実施がやむを得ない事業とそうでない事業を整理していただきました。また、新型コロナウイルス感染症の感染が続く中で実施することに課題があるイベント関係事業や、また職員を対象としました内部研修などについて休止、縮小等の検討を行いました。

このような考えを基に調整を進めましたが、事業に関わる関係者や影響を受ける方がおりますので、事業主管課の意見を参考にしながら令和3年度の予算編成作業を行ったものであります。

私のほうからは以上でございます。

○**財政課長（鈴木俊也君）** それでは、2点目以降、私のほうから御答弁させていただきたいと思います。

まず、令和3年度予算におけます経常収支比率でございますが、現在の推計値ではございますが、104.8%でございます。100%を超えまして硬直化を示す数値となっておりますが、あくまでも予算上の推計値ですので、決算時には歳入歳出予算の執行状況等によりまして、この数値からは下がるものと考えているところでございます。ただ、下がった場合の数値につきましても、契約差金等が要因となりますので、現時点の推計は非常に厳しいものであるというふうと考えているところでございます。100%は下回ってほしいと考えておりますが、いずれにしましても数値自体は引き続き厳しい状況を表すものと考えているところでございます。

続きまして、3点目でございます。

基金についてでございますが、財政調整基金の残高につきましては、第5次行政改革大綱によりまして、各年度の年度末の現在高について、少なくとも標準財政規模の10%の額を維持することとしておりまして、現在のところ、令和2年度の標準財政規模の10%である約17億2,900万円を年度末の残高として維持することを目標としているところでございます。

今後の対策ということですが、現在の市の財政状況におきましては、余裕を持って積み増せるような状況ではございませんことから、例年、前年度の決算剰余金の2分の1を下らない額を積み立てることなどによりまして、年度末には目標を達成しているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症などの不測の事態に備えて財政調整基金をさらに積み増すことについてでございますが、決算剰余金以外では積み増すことができないというところがありますことから、そういった意味では余裕を持った安心できる状況ではございません。

次に、公共施設等整備基金についてでございますが、こちらも第5次行政改革大綱によりまして、最終年度、令和3年度ですが、現在高として標準財政規模の10%程度の額を確保することとしておりまして、こちらも現在のところ約17億2,900万円を確保することとなっております。令和2年度一般会計補正予算第9号時点ではこの額を上回ってはできておりますが、今後の公共施設等の老朽化対策に対しましては、国や東京都などの特定財源を積極的に活用して、なお発生する一般財源負担額について基金により対応したいと考えているところでございます。現在の市の財政状況では余裕を持って基金を積み増せるような状況ではないことから、積み増しの目途としましては将来の負担増に備えて引き続き積み増しを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、財政規模についてでございますが、令和3年度の予算編成におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、市税をはじめとします歳入の予算の大幅な減が見込まれたため、厳しい予算調整等を進めてきたところでございます。

令和3年度予算と平成31年度予算の比較についてでございますが、歳出の各款の比較をしますと、主に民生費、衛生費、教育費が増えているものでございます。中でも民生費は6億3,000万円の増額となっております。主には、数年来増額傾向であります。自立支援給付費等事業費や民間保育園等施設整備補助事業費などが主な増額の要因となっております。

以上でございます。

○**委員（和地仁美君）** 御答弁ありがとうございました。

2点再質疑させていただきます。

1点目の予算編成の真に必要な事業ということを見極める基準や観点についての御答弁ありましたが、御答

弁の基準は全くもって同意できる基準だというふうに思います。市の基準を確認できて、その取組を評価したいと思います。

可能であれば、先ほど具体的な事業は、どんなことで休止にしたり、いろいろ来年度見送ったりというものを御答弁いただけてますけれども、実際にこの基準で令和3年度実施を見送った主な事業はそのとおりだと思いますが、3年度だけ見送るのか、コロナの影響で休止にするのか、もしくは今までの実績や目標、目的と合致しない、時代のこととかいろいろ検討に入るとか様々な事業ごとの対応があると思いますが、具体的なものは先ほど御披露いただきましたので、この市長から出された予算編成方針によって行政改革推進本部会議や各部署で検討、見直したことによって縮減できた額ですね。先ほど、事業を御答弁いただけてますので、もし把握していれば、それで縮減できたおおよその額だけについてもう一度確認させていただきたいと思います。

2点目は経常収支比率についてですが、当初予算で100%を超えたということで、非常に御答弁聞いて緊張感を持ちました。財政の硬直化という点では、今後いろいろな大規模な事業、公共施設のことやいろいろ更新や、そのほか様々そこにコロナの対応ということで、本当に今後盛りだくさんと言ったら言葉は正しいか分かりませんが、様々なことに対応しなければならない中で、経常収支比率100%を当初予算で超え、硬直化ということが現に明らかになってしまいました。

年度末には契約差金などで下げていきたいというような御答弁でしたが、そこについては予想できる部分、できない部分があるとは思いますが、年度末の予想、もしくはこれぐらいまでには下げたいというような目標数値をお持ちでしたら、それについてもお聞かせください。

○行政管理課長（木村 西君） 行政改革推進本部での取組、また各部署での取組を含みましてその効果額ということでございます。

こちらにつきましては、令和2年度とそれから令和3年度の当初予算の事業費の比較となりますが、約6,100万円の効果額と捉えているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（鈴木俊也君） 経常収支比率の年度末の推計値もしくは目標値ということでございますが、現在のところ、推計値については特に、なかなか契約差金というところですので、数値の推計ができないもので持ち合わせてございません。

また、目標値ということでございますが、第5次の行政改革大綱につきまして、こちらのほうで経常収支比率の抑制ということで、令和3年度までには経常収支比率を90%以下とするということで目標を立てているところでございますが、現状ではなかなか厳しい状況にあるところでございます。当然100%というわけにはいきませんので、それを下回るということが現在のところの目標となるところであると考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） それでは、総括質疑をさせていただきます、失礼いたします。7点にわたりさせていただきたいと思っております。

まず1点目、昨年来からのこの新型コロナウイルス感染症、未曾有のこの感染症拡大は社会的な生活全般に大きな、多大な影響を与えておりますけれども、総括的にこの令和3年度の予算編成にどのような影響を及ぼしたのか伺いたいと思います。

2点目、このコロナウイルスの対応については、その時期時期、これまでも時間経過とともに対応する方針

があると思います。昨今の頃は特別定額給付金の配付についてだったと思うんですけども、今の一番の肝はワクチン接種でございまして、市民の皆様もこのワクチン接種に対する情報は迅速に知りたいと思っています。ですので、この情報発信について伺いたいと思います。例えば個別接種ができる診療所とか集団接種の会場などができるだけ早く分かるように、LINEやメールを活用した形で、例えば週単位で情報を発信できないかというふうに思います。感染者が出たときには、ホームページでの情報提供はされておりますけれども、特にワクチン接種についてはプッシュ型で、情報が必要な方のところにきちんと迅速に届くような情報発信が必要だと思っておりますけれども、この点のお考えについて伺いたいと思います。

3点目、歳入が減る中で行政サービスはできる限り維持していかなければならないということが今までも何人かの質疑の中でもありましたけれども、そのことを令和3年度の社会状況を鑑みてどのように取組をしたのか、取捨選択したサービス、減らしたサービスなどがあれば改めて伺いたいと思います。さらに、行政のデジタル化、令和3年度の総括的な取組と今後の課題、展開、決意について伺いたいと思います。

4点目、この予算が上がっているということに関しましては、会計年度任用職員制度のこの人件費ということが各課の増額理由に上がっておりますけれども、令和3年度、この会計年度任用職員のことを予算編成にどのような影響を及ぼしていると考えているのか伺いたいと思います。

5点目、義務的経費が年々上がっておりますが、令和3年度、105.8%と参考資料に記載されておるとおり、このことが市財政にどのように影響していると考えているのか伺いたいと思います。

6点目、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍するまちに関して、令和3年度を取組の全体像について伺いたいと思います。

7点目、公共施設の最適化について令和3年度を取組、市有地、都有地の活用も含めて伺いたいと思います。以上です。

○企画財政部長（田代雄己君） 大きく7点いただきました。そのうち、私のほうで5点ほどお答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目の令和3年度の予算編成における新型コロナウイルス感染症の影響の部分と3番目の歳入が減る中での事業の選択という大きな御質疑をいただいておりますので、そちらを併せて御説明させていただきたいと思っております。

まず、財政状況の見込みにつきましては、先ほども御説明させていただきましたように、この新型コロナウイルス感染症の影響がかなり大きいということで、令和2年の6月の市議会の全員協議会の中でも、市税だけでも約5億円減少するんじゃないかと見込んでおりました。そういうこともありまして、大変厳しい予算編成になるんじゃないかというふうなことを想定しながら策定作業を進めてまいりました。

先ほども申し上げましたように、予算編成方針の中では、真に必要な事業ということで改めて事業の内容や見積額を精査していただくということをそれぞれの部署にお願いしました。また、これも同時に行政改革推進本部会議で、やはり法律等で義務づけられている事業以外の事業は原則実施しないという観点、これはもう改めて自分の事業を見直してほしいという意図もありますけれども、そういうことから事業の積み上げを行って、これも実施がやむを得ない事業を選んでいただくような、そういう取組をさせていただきました。

あわせて、行政サービスということもございまして、今回はコロナの影響もありますのでイベントの関係や庁内の研修などの関係、それも改めて見直すということで取組を進めまして、結果的には行政サービスを選択するということになったわけですが、先ほど事業のところでは行政管理課長から御説明申し上げまし

たように、令和3年度の予算計上を見送った事業としましては、結婚支援事業や金婚祝品、あるいは老人福祉館で実施しているような入浴の事業の関係ですね、そういうものを選んだような、そういう状況でございます。

全体でいいますと、やはりそうやって見ますと歳入では市税や地方消費税交付金が大きく減少しておりますので、また、歳出のほうではそれに合わせるような形で事業を精査させていただき、また今回は公共施設の改修工事などの普通建設工事が昨年に比べて減っておりますので、そこで予算編成としまして今回御提案させていただいた内容となっているものであります。

続きまして、5点目になります。義務的経費が年々増加しているということで、参考資料の中では義務的経費の関係で105.8%という記載がございます。こちらは一般財源における義務的経費の割合ということで、この比率が財政構造の弾力性を示す指標の一つということで105.8%ですので100%を超えております。これにつきましては、人件費や扶助費、公債費の義務的経費を一般財源だけでは賄えてないということを表しております、この比率が上昇することによりまして、市が裁量として使うことができる財源が減少しているということを意味しているというふうに認識しております。そのようなことから、政策的な市の独自事業は限定的になるのではないかとこのように考えているところであります。

また、6点目になりますが、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちの全体像ということでございます。

令和3年度を取組につきましては、まず最優先で考えてるのは新型コロナウイルス感染症対策ということでございます。その上で、持続可能な市政運営ということで、日本一子育てしやすいまちやシニアが活躍できるまちを取組を引き続き実施していくという考えでございます。

日本一子育てしやすいまちを目指した取組としましては、令和3年度につきましては子ども・子育て憲章の周知や啓発、また子ども・子育て未来プランを策定しておりますので、それに基づく取組など、子ども・子育て支援施策や、あるいは児童・生徒の1人1台端末を活用した学びの充実や第二次学校教育振興基本計画に基づく取組などの教育施策、そういう内容について推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、シニアが活躍できるまちを目指した取組としまして、健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプランというのを定めておりまして、そこでは社会的なつながりによる健康づくりの促進などの取組がありますので、健康寿命の延伸に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私のほうからは最後になります。7点目でございますが、公共施設の最適化の関係と市有地、都有地の関係でございます。

公共施設の最適化につきましては、令和3年度を取組としまして、現在策定に向けて検討を進めております公共施設再編計画に即して検討を進めてまいりたいと考えております。令和3年度につきましては、その取組を進めるため、庁内の連携や調整を図るための体制を整えてまいりたいと考えております。

また、市有地についてでございます。第一学校給食センター、第二学校給食センター、及びみのり福祉園跡地につきましては、引き続き跡地の利活用に向けた検討を進めてまいります。また、市営住宅の関係でございますが、現存の居住者の方の住環境等を考えながら跡地利用を検討してまいりたいと考えております。

また、都有地についてでございます。東京街道団地の生活関連施設地区につきましては、東京都が民活事業の事業予定者を決定する予定であります。手続の進捗が見込まれておりますので、そのような内容の進捗を見たいと思っております。また、民活事業の北側の公園につきましては、東京都が令和3年度に整備工事に着手する予定と聞いております。運動広場につきましては、東京都が令和3年度に行う予定の実施設計に

合わせて管理棟の設計を進めてまいりたいと考えております。向原団地の創出用地につきましては、地区計画の変更に向けて東京都との協議を進めていきたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○福祉部長（田口茂夫君） 私からは2点目でございます。

ワクチン接種に関します市民の皆様への情報発信につきましてでございますけれども、現状におきましても市報、ホームページ、またSNSなどを活用しまして周知に努めてるところでございます。また、3月1日にコールセンターを設置いたしまして、初日の3月1日には12件ほど、それ以降1日7件程度の今お問合せ等いただいているところでございます。

また、御承知のとおり国から情報提供がなかなか定まらなく、頻繁に変わったりもしております。そういったところで、難しいところではございますが、今後につきましても御質疑のございましたLINEですとかメールなどにつきましても非常に有効な手段であるかなというふうには思っておりますが、この対応につきまして今後事業者とも調整しながら、どういったことができるか、こういったところは検討を加えてまいりたいというふうに考えております。

特に、接種方法などにつきましては、現在集団接種と個別接種ということで、この両面で検討は加えてございます。また、東大和市医師会におきましても、個別接種のやっただけの事業所につきましても今まとめていただいているというところでございます。こういったところがされ次第、市民の皆様にも情報提供してまいりたいと、このように考えてございます。

また現在、接種の予約システムというものを構築を目指してございます。スマートフォンなどを活用いたしました市民の皆様御自身で御予約をされた場合に、メールアドレスなどを御登録いただきますと予約確認メールですとか、実際に予約された直前に、何日前になるかと思っておりますけれども、こういったメールの通知などを受信できるようにすることも想定したシステムを現在考えておりまして、こういったことで対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○総務部長（阿部晴彦君） 3点目の後段でございます行政のデジタル化についてでございます。

令和3年度につきましては、まずは在宅勤務が可能となる基盤の整備として必要な端末の確保と貸与、そしてネットワーク環境の整備を進めてまいりたいと考えております。あわせて、例えば在宅の勤務が可能となる業務というものも整理してまいります。また、WEB会議やペーパーレス化につきましても推進していきたいと考えております。

今後の展開についてでございますが、国が作成した自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画に対応すること、また、市民の皆様への利便性の向上に資するようなデジタル化の推進を旨として進めてまいりたいと考えております。

4点目でございます。会計年度任用職員に関してでございますが、令和2年度から導入しておりますこの制度におきましては、従前の嘱託員、臨時職員の制度と異なりまして、期末手当を支給することになりました。この関係で、一般会計で前年度比較9,000万円強の増額となっております。主な要因としましては、期末手当の支給月数を段階的に引き上げていることによるものでございます。専門的な資格が必要になる業務や事務の補助業務などに引き続き活用していくことで、高度な市民へのサービスの提供を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 2番目のワクチン接種の情報提供については、忙しい中、様々なことが検討されてるということが分かりまして、ありがとうございます。

やはり、今、副反応についても、いわゆるマスコミの中でも迅速な情報提供がされています。ですので、やはり早い情報提供ということが市民の安心感、また信頼感につながっていくのかなと思いますので。先日も、東大和市のLINEでディープフリーザーが届きましたよということが送られてきて、うちの市にも来たんだというやっぱり安心感があると思うので、もちろんマスコミ等の発信もありますけれども、市として市民の人という、いち早くと、こういう思いを込めてお願いしたいと思います。要望になります。

もう一点、3番目で歳入が減ったことでサービスというか精査をした事業、先ほどの別の委員の御答弁の中であつたんですけれども、非常に一つ一つ細かく答えていただいた中で、市の予算を使わずに民間の力でやる事業もあるというふうにならなりましたので、それがもし分かるようでしたら教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○行政管理課長（木村 西君） 先ほどの行政改革の取組の中で、予算を計上せずに実施を検討するものということで、一例でございますが、環境市民の集いであったり、まちフォトコンテストなどということで把握をしているところでございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 一連の御答弁ありがとうございます。

今回、休止する事業等についても具体的に御返答ありまして、今初めて見ましたので、一つ一つどれが必要とか必要でないっていうのは、私、今この時点では特に申し上げませんが、1つは先が分からない中でのとにかく市民に行政サービス提供するためには、やっぱり削るところは削っていくんだと、必要なことはやるんだということでお立場としては分かります。それから、法律で決まっていなくても、今までの経過からしてやらなきゃいけないのもゼロベースから見直す。こういうこともビジネスの世界なんかではよくある話ですから、これは分かります。だけれども、そうであるならばなおのこと、先が分からないのであれば徹底した情報公開、これこそが必要なんじゃないかっていうふうに思うんですね。

今回の見直しについても、つまりコロナでもう物理的に感染防止のことから事業は休止しなければもうならないと、これは人間の都合じゃないと。こういうものは取りあえずストップするというのは、これ誰でも納得できるものだと思うんです。でも、行政から見て、お金の都合でどうしてもできないんですというのは、これはレベルがあるんだということは、この間のいろんな頂いた文書の中でも言ってますよね、1億円足りなかったら、3億円足りなかったら、5億円足りなかったら。その前の文書だと、十数億円とか20億円近いお金書いてあったかと思うんですけども、じゃあ、それにそれぞれ当てはめたら、これはできるけどこれはできないというものが一体どうなってるのか。また、お金の問題とはまた別の問題として、政策的にもうこの政策は一応完了したんだ、役割を終えたんだということもあって、この機に見直しをするというようなこともこの中には含まれてるんだと思うんです。

というようなことも含めて、一体どういうプライオリティーのつけ方をしてるのかっていうことを市民がつかんでいくっていうことはとっても重要なことだと思うんですけど、そのことは後に市民的な合意を得る上で必要ではないかと思うんです。御答弁の中では、どうも話を伺うと、検討はしたけれどもやっぱり継続して

やるといった事業が対象に上ったときに、それを知った市民の方が心配したり、余計な疑念を招いたりというようなことがないように、心配させないという意味からも、資料の提出を控えたということは、これは気持ちとしては心配してもらってありがたいんだけど、でもそこはあえて心配されるようなことがあっても、僕は出したほうがいいと思うんです。それは、地方自治が民主主義の学校だってよく言われますけれども、そういう民主主義を貫徹したらこういう困難も時にはあるんだよということは甘んじて市民は受け止めて……

○委員長（床鍋義博君） 質疑者に申し上げます。簡潔をお願いします。

○委員（森田真一君） ごめんなさい。

というようなこともありますから、繰り返しになりますけれども、そのどういう仕分をしたのかっていうことはぜひ今後とも明らかにしていただきたいと、これ意見になっちゃいましたね、ということでお願いをいたします。

以上です。

○委員長（床鍋義博君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時46分 開議

○委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、総括質疑を終了いたします。

○委員長（床鍋義博君） 次に、令和3年度東大和市一般会計予算の歳入について、一括して質疑を行います。

なお、あらかじめ申し上げておきます。質疑並びに答弁に当たっては、予算書等のページ数を示した上で発言されるようお願いいたします。

○委員（佐竹康彦君） それでは、何点か伺います。

予算書16ページから17ページの市民税でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が与える経済への影響の大きさを考えますと、市長も予算説明で述べられておられますように、令和3年度の市税収入及び行財政運営は非常に厳しいものにならざるを得ないというふうに私どもとしても捉えております。その意味におきまして、コロナ禍における行財政運営を堅実に進めるための予算の確保に関しまして、市民税の令和3年度収入の積算根拠の詳細について伺いたいと考えております。特に、影響をダイレクトに受ける個人及び法人税の現年課税分について教えていただければと思います。

同じく、16ページからの市税全般にわたりまして、民間委託によります納税窓口業務の効率化によりまして、徴税業務に大きな効果が出てるといふふうに認識してございます。令和3年度、引き続きどのような効果を見込んで歳入を算出したのか、その詳細を伺いたいと思います。

続きまして、予算書64ページから65ページ、都補助金の市町村総合交付金でございます。この市町村総合交付金につきましては、令和3年度におけます東京都の予算総額が増えているというふうに仄聞をしておるんですが、当市の予算書を確認いたしますと、前年度よりも減額されております。その理由が何なのか伺いたいと思います。

以上です。

○課税課長（真野 淳君） 予算書16、17ページ、個人市民税現年課税分の積算根拠の詳細についてであります。令和3年度当初予算では、対前年度当初予算比で5.3%、2億8,153万2,000円の減としております。内訳としましては、普通徴収分が11.2%、1億3,512万6,000円の減、給与特別徴収分が3.7%、1億4,376万1,000円の減、年金特別徴収分が1.1%、264万3,000円の減となっております。

減額の主な理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響によるもので、納税義務者数ですが、失業率等を踏まえまして、普通徴収の均等割で3%の減、所得割で2%の減、給与特別徴収の均等割で2%減、所得割で1%減を見込んでおります。所得につきましては、リーマンショック後の市税の動向を踏まえまして、普通徴収で8.3%減、給与特別徴収で5%減としております。年金特別徴収につきましては、高齢者人口の増加によりまして、年金受給者数は増加傾向であります。課税対象の年金受給者が減少し、非課税対象の年金受給者が増加しておりますことから、納税義務者数、所得額共に減を見込んでおります。

次に、予算書18、19ページ、法人市民税現年課税分の積算根拠の詳細についてであります。令和3年度当初予算は、前年度当初予算比で22.3%、1億917万2,000円の減としております。

減額の主な理由としましては、法人税割税率が3.7ポイント引き下げられましたことから、約6,000万円の減額を見込んでおります。また、新型コロナウイルス感染症の影響としまして、リーマンショック後の市税の動向を踏まえまして、約5,000万円の減額を見込んでおります。

以上でございます。

○納税課長（中野哲也君） 予算書16ページ、市民税に関する御質疑でございますが、納税管理及び徴収補助等業務委託によりまして、滞納処分状況において変化が現れてきております。具体的などころでは、差押事案に関しましては今まで預貯金を中心となっておりますが、最近では給与債権の差押えも多くなってきております。この給与債権をはじめとする継続収入債権の差押えの効力につきましては、預貯金などの一過性のものとは異なりまして、市の債権額の全額に満つるまでの差押えの効力が及ぶという大きな効果が得られます。差押えの実施に当たっては、給与照会から始まり、納税者及び第三債務者との交渉や調整なども経ていく周到的な準備が必要とされるもので、高度な滞納整理業務でございます。業務委託後において、多くの徴税吏員がこういったものに取り組めるようになっております。

このようなことから、市税過年度分の収納率は、当初予算編成時において、前年度同期と比較し上昇しております。また、現年課税分の収納率についても、前年度同期と比較して上昇しているというところから、新規滞納者が大幅に増えるというような予測はしておりません。

なお、従前より取り組んでいる不良債権処理に重点を置いた滞納整理を継続的に実施してきたことで、未収入額が減少し、過年度分の調定額の圧縮が順調に進んでおりますことから、個人市民税滞納繰越分の予算額が減少するなど、算出をしたところでございます。

以上でございます。

○財政課長（鈴木俊也君） 予算書64、65ページ、市町村総合交付金についてでございます。

こちら、交付金の東京都の予算案についてでございますが、令和2年度に比べまして増額であるものと認識はしているところでございます。当市におきましても、令和3年度に実施が見込まれる事業に対して市町村総合交付金を算定したところでございますが、主に工事請負費である普通建設事業費が大幅な減額となっておりますことから、算定上、市町村総合交付金が減額となったものでございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） 詳細な御説明いただきましてありがとうございました。

1点、意見というか要望なんですけども、徴税業務に関しまして、市民の皆様から、このコロナ禍において非常に様々な、税金、国保や介護も含めて、納めるのが厳しいというお声をいただいております、何とかならないかということで窓口で御相談しても、大変、納める側としては非常に厳しいような受け答えをされたというようなお声も耳に入っているところでございますので、いま一重、御丁寧な納税者に寄り添った相談業務、窓口業務を進めていただけるように、これは要望として伝えさせていただきます。

以上です。

○委員（和地仁美君） それでは、1点、予算書79ページ、旧日立航空機株式会社変電所の保存等に係る寄附金についてお尋ねします。

令和3年度の7月末に補修、改修工事が終了する予定となっておりますが、この旧日立航空機株式会社変電所の保存等に係る寄附金は、来年度予算250万円計上されておりますけれども、今後いつまでこれを募っていくのか、またその寄附金の活用方法などについては、工事終了ということで大きな形で一段落する今後はどのように活用していくかということについて、お考えをお聞かせください。

○社会教育課長（高田匡章君） 予算書79ページ、変電所の保存等のための寄附金につきましては、変電所を工事完了後も末永く保存していくため、その保存等の費用に活用するため、継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） この変電所の保存については、私も非常に重要というか、大事だというふうには思っておりますし、今御答弁にありました末永く保存していくためにその費用に寄附を活用するというには大いに賛同するところですが、この改修工事、約1億2,000万円かけてやっているとします。その中には、寄附金を活用したり、それから市長の大分御尽力で今年度は7,500万円ほど市町村総合交付金、先ほどの前委員の、減ったという部分の大きな部分、その別枠で取ってきたっていう、その7,500万円を生かしてですね、改修をされてるということも十分承知しておりますが、一方で一財も投入してやってる事業というふうに考えますと、先ほどからの来年度の予算の非常に厳しい財政状況っていうことを鑑みたときに、この事業に関しては市民の方の、もしくはいろいろな方の御協力の中で、協働という観点も捉えながら長く続けていくということのバランスっていうものを今後考えていかなきゃいけない事業じゃないかなというふうに思った次第です。

そう考えたときに、今後も寄附金を活用して末永く保存していくという御答弁でしたので、今後の寄附金の工事を終えた後の目標額みたいなものを持ってらっしゃるのか、それからこの寄附金を活用して保存、展示などに取り組んでいかれると思いますが、今後の取組については寄附金の範囲内でやられるかどうかということのお考えを持ってらっしゃるのか、その点について確認させていただきます。

○社会教育課長（高田匡章君） 予算書79ページ、令和3年8月以降も継続して取り組むこととしております寄附金についてであります。内部展示の更新、充実はもとより、プロジェクターなどの機材の更新、補修、修繕、その他施設を維持していくための費用として活用させていただきたいというふうに考えております。

また、目標額につきましては、単年度の歳入予算額で定める額といたしまして、令和3年度にあつては250万円を見込むものでありますが、これらの寄附金につきましては基金に積み立てることとなります。令和3年度は、変電所の保存、改修工事の完了年度ということもありまして、将来的に到来するであろう内部展示の更

新、それから修繕等の時期、金額等についてはなかなか現時点では見込みがつかない状況でございます。このため、寄附額に応じた内部展示の更新、修繕等の対処方針等が現時点であるわけではございませんが、変電所の保存や展示につきましては寄附金を生かした変電所の保存等となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 1点お伺いします。

予算書の91ページの雑入の環境課の地域環境力活性化事業補助金、雑入に入ってますけども、どういったところからの補助金でどのように使えるのか、この内容についてお伺いします。

○環境課長（下村和郎君） 予算書91ページ、地域環境力活性化事業補助金についてでございます。

こちらは、東京都環境局が東京都環境公社を通じて実施している都内の区市町村への補助事業であります。本事業は、区市町村と連携し、広域的環境問題への対応を図ることにより東京の環境政策を一層推進することを目的として創設された事業で、区市町村に対対象経費の2分の1が補助されるということでございます。

実は、こちら平成29年度から実施しているアライグマ・ハクビシン防除事業に使っておりましたが、令和2年度の補正予算によりまして実施した野火止用水及び狭山緑地におけるナラ枯れ被害対策、こちらに今年度引き続き実施をするため、約2,000万円の補助額を見込んだことによって増額したものであります。

以上でございます。

○委員（森田真一君） では、ここでは8点ほどお伺いしたいと思います。

まず一つ、複数ページまたありますが、予算書18ページ、住民税法人分、これ見ると前年度比22.3%の減、同じく28ページの配当割交付金、これ前年度と比べて6%の減、それから同じく予算書34ページ、地方消費税交付金、これは前年度比で10%の減となっています。全体的に、実体経済は萎縮してるっていうことの表れなのかというふうに思うんですが、一方で同じく予算書30ページの株式等譲渡所得割交付金、これで見ると前年度比87%の増、32ページの法人事業税の交付金、これ前年度比116%の増というふうになってます。これは一体なぜこのようになるのかっていうことをまず伺います。

それから、次ですが、予算書22ページ、参考資料では19ページ、都市計画税のところ、都市計画税の歳入額9億6,909万円に対して、参考資料にある都市計画税充当額の合計額は8億5,726万円とあります。剰余金は1億1,182万円ということになりますが、昨年の決算特別委員会で、平成31年度の都市計画税の充当先について、当初予算に示されていなかった不燃・粗大ごみ処理施設整備に充当されていたっていうことについて、これは適切な処理だったということで伺っております。令和3年度についても同様に、この当初予算で示されていない事業に充当されるということがあるのかどうか伺います。

次に、予算書の43ページ、地方特別交付税ですが、前年度同額の1億2,000万円とありますが、その内訳は項目、見込額とも前年と全く同じなのか伺います。昨年の答弁では、2年度における特殊財政需要など、総額約4,100万円を見込んでるということでありました。今年も同様の需要があるのか伺います。

それから、次に予算書47ページ、保育園入園者保育料、それから49ページの市立保育園入園者保育料、昨年も伺いましたが、幼保無償化に伴う令和3年度の市の歳入歳出への影響額、国と都の負担額、交付金等の影響額と、その差額について伺います。

それから、次に予算書51ページ、道路占用料、特定公共物占用料ですが、道路占用料等徴収条例の別表に第2条関係の法第32条第1項第2号に掲げる物件について、令和2年度の道路占用料の徴収額、特定公共物占用

料の徴収額、道路占用料、特定公共物占用料の賦課徴収額の資料を頂きました。令和3年度の予算額は平成31年度の徴収額とほぼ変わらないものとみなしてよいのか伺います。

また、令和3年度は前年度より微減となっておりますが、地下埋設物、電線の増加傾向は昨年までと同様に続くものと見ていいのでしょうか伺います。

また、増収を図るために、仮に現在の9区分から以前の4区分に戻した場合に得られる増収額はおよそどの程度の額と算定されるのか伺います。

次に、予算書の55ページ、清掃手数料です。

家庭廃棄物処理手数料は、今年度の予算では2億4,000万円と、前年度比、（「2億400万円」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、2億400万円と、前年度比4.6%増とされています。衛生組合の予算資料を見ますと、令和3年度の東大和市の可燃ごみの搬入量の見込量は前年度比0.4%増、搬入量全体で1.2%増となっています。世帯数、人口数もほぼ前年と変わらないという見込みです。令和3年度の家庭廃棄物処理手数料がこれだけ増加すると見込んでいる要因について伺います。

次に、予算書65ページ、市町村総合交付金、先ほど他の委員からも御質疑ありましたが、2月の26日に令和2年度分について交付額の決定が通知され、東大和市の令和2年度の交付額16億5,012万5,000円という決定だそうであります。これ、令和2年度予算については13億47万円とされていましたので、3億5,000万円の超過となります。これは、この当初予算には計上されていない来年度途中に生じる財源と考えてよいのか伺います。

最後に、予算書の80ページ、参考資料では27ページの財政調整基金ですが、令和3年度末の残高見込額11億4,713万円とあります。従前どおり、財政調整基金積立残高を標準財政規模の10%の額を維持しようとするれば、参考資料21ページにあります令和3年度の標準財政規模の額の10%の額、すなわち16億5,400万円との差、約5億円が年度当初において不足するということとなります。

一方で、各年度の決算において繰越金が生じ、年度中に財政調整基金に充当されていると思いますが、令和元年から今日まで通じて、繰越金の額はどのように推移してきたかということをお伺います。

以上です。

○財政課長（鈴木俊也君） 何点か御質疑をいただいております。

まず、予算書18ページ、住民税法人分等についてでございますが、市民税の法人であります、主に法人税割の税率引下げ及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、企業収益の悪化を見込んだものであります。

また、以降各種交付金につきましては、都税に連動する交付金となりまして、予算計上に当たっては東京都からの通知を参考にしているものでございます。

予算書のページの順で御説明をさせていただきたいと思っております。

まず予算書28ページ、配当割交付金でございますが、こちらは東京都の説明によりますと、企業収益を背景に上場株式等に減少が見込まれることによる減。

続きまして、予算書30ページ、株式等譲渡所得割交付金であります、こちらは関連指標である日経平均株価が見込みを上回ることによる増。

続いて、予算書32ページです。法人事業税交付金ですが、こちらは交付割合について、令和2年度は経過措置となってございましたが、令和3年度は本則の割合となったことにより増となっております。

続いて、予算書34ページ、地方消費税交付金でございますが、新型コロナウイルス感染症による個人消費支出、輸出の減少等による減となっているものでございます。

続きまして、2点目の都市計画税についてでございますが、現在のところ……、失礼しました。予算書22ページ、参考資料19ページの都市計画税についてでございますが、現在のところ参考資料に記載している事業以外の用途として想定しているものはございません。

続きまして、3点目です。予算書43ページ、特別交付税についてでございますが、予算額は前年度と同額の1億2,000万円を見込んでおりますが、主な内訳でございますが、第二次救急指定病院に対する救急医療体制整備事業補助、こちらが約3,400万円、地方バスに係る経費が約3,800万円、昭和病院に係る経費が約1,000万円、自転車等駐車場に係る経費が約100万円、その他の事業等に係る経費として約3,700万円でございます。

続きまして、7点目についてでございます。予算書65ページの市町村総合交付金についてでございますが、御質疑の中で令和2年度のお話をいただきました。予算額と交付決定額との差額ということですが、交付額が見込みより増えておりましたので、年度途中に生じる財源ということはできるというふうに考えております。ただ、一方で年度の途中で補正予算等によりまして発生する事業に対しての財源ともなりますので、今後もできる限り財源の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、8点目の予算書80ページ、参考資料27ページです。財政調整基金に関連して、繰越金についてでございますが、手元の資料では平成18年度の数値が一番古いものとなってございまして、繰越金の決算額は約8億5,800万円となっております。その後、平成25年度には約11億4,900万円、平成31年度は約15億4,700万円となっております。

以上でございます。

○**保育課長（関田孝志君）** 予算書46ページ、48ページ、幼児教育・保育無償化に伴う歳入予算への影響額についてでございますが、明確に算出はできませんが、昨年度も回答を申し上げたとおり、おおむね例年9,000万円程度の歳入増というふうになると考えてございます。

以上でございます。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 予算書50ページ、51ページの道路占用料、特定公共物占用料の御質疑でございます。

まず、1点目の令和3年度の予算額は平成31年度の決算額にほぼそろえているのかということでございますが、占用料につきましては、予算を見積もるに当たりまして予測することは困難なため、予算見積り時の前年度となる平成31年度の決算額を令和3年度の予算額としてございます。端数の違いはありますが、ほぼその金額となっております。

また、2点目の増加傾向はこれまでと同様に続くかということでございますが、まずは微減となったことでございますが、単発的な占用料の徴収料となる道路上に設置する工事中の足場の占用料、こちらの民地内の作業等で道路上に単管パイプ等で出したときの占用料になりますが、この占用料の徴収額が昨年度より、前年度よりですね、57万円ほど減額になったためでございます。ただ、電柱や電線、地下埋設物等の占用料徴収額は昨年度よりも全体で26万円ほど増加してございますので、総額では31万円減額とはなってございますが、電柱や電線、地下埋設物等は微増となっておりますので、今後も少しずつではございますが増加していくと推定してございます。

3点目の9区分から以前の4区分に戻したとした場合に得られる増収額ということでございますが、前回の

平成24年4月1日の改定前の4区分に戻すことは考えてございませんので、改定前の道路占用料の区分単価における徴収額は算出してございませんが、平成29年予算特別委員会のときに2,547万5,000円の増と答弁してございますので、およそその程度になると認識してございます。

以上でございます。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 予算書55ページ、家庭廃棄物処理手数料についての歳入額でございます。

こちら、平成31年度の決算額及び令和2年度のごみの排出量は増加傾向にありますので、そういったところを見込みまして、算定のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（床鍋義博君） ここで5分間休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時18分 開議

○委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（尾崎利一君） 何点か伺います。

15ページのところで繰越金ですけれども、市長の予算説明では、過去の実績や令和3年度の財政運営等を勘案し、前年度と同額の2億円というふうにありますけれども、2019年度は15億4,700万円、過去5年の平均でも14億1,600万円を上回っています。過去の実績から見れば、14億円程度の繰越金を計上できるのではないかと思いますけれども、見解を伺います。

それから、94ページの地方債、臨時財政対策債を低金利の公的資金で引き受ける措置が行われるというふう聞いています。概要と当市における検討状況、対応ですね、を伺います。

それから、あちこち行きますけど、16ページの市民税個人ですけれども、住民税非課税世帯数と人数について、直近の状況と2015年の数値を伺います。

18ページ、先ほどから御答弁ありますけれども、法人税割の税率引下げについて概要を伺います。

それから、42ページの地方交付税と94ページの臨時財政対策債ですけれども、地方交付税は前年度と同額を計上していますけれども、国の地方財政計画では5.1%の伸びとなっています。7,000万円から8,000万円増収となってしかるべきですけれども、なぜ同額の計上なのか伺います。また、特別交付税の内訳を伺います。

それから、「特別交付税は聞いてます」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、特別交付税聞いてたので削除します。臨時財政対策債は16億円の計上で、前年度比45%の増額ですけれども、同じく国の地方財政計画では74.5%の増額となっています。19億円程度の計上となる計算ですけれども、16億円の計上にとどまっている理由を伺います。

46ページの社会福祉費負担金、老人ホーム措置費一部負担金の減額は、実績によるものか制度が変わったのか伺います。

それから、46ページと48ページで、保育園入園者保育料の減額は、それぞれ入園者の減なのか所得の減による保育料の減なのか伺います。

それから、50ページの特定公共物占用料について、道路占用料のほうは資料を頂きましたけれども、同様にこの法第32条第1項第2号に掲げる物件に係る特定公共物占用料の外形別9区分ごとの賦課徴収額を伺います。

それから、58ページ、特定感染症検査等事業費補助金796万5,000円の計上ですけれども、前年度590万5,000

円で多少増えてるんですけども、コロナで大分大変な状況から見るとあまり増えていないとも言えるんですが、ちょっとこちら辺について、どういう内容なのか伺います。

それから、64ページ、高齢社会対策包括補助事業補助金、それから障害者施策推進包括補助事業補助金、それぞれ対象経費の見込み減等という理由ですけれども、内容を伺います。

66ページ、病児保育施設整備費補助金、移転費用に係る公的補助の内訳と割合、この制度の内容ですね、について伺います。

同じく66ページの医療保健政策包括補助事業補助金の対象事業を伺います。

それから、88ページで保育園用地貸付収入っていうのが計上されてますけれども、この清水1丁目の保育園の用地そのものは都有地だと思いますけども、市にこれが収入するのはどういう理由なのか伺います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** では、私のほうから3点ほど御答弁させていただきたいと思います。

まず、1点目の予算書15ページ、繰越金についてでございます。

繰越金の過去の実績としましては、ここ数年は10億円を超えるような年度が続いておりますが、当初予算編成時には前年度の決算剰余金が見込めないことから、2億円とさせていただいてるところでございます。

令和3年度予算の前年度となる令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、多くの予算を編成させていただいております。一方で、GIGAスクールや小中学校体育館の空調設備設置工事費などの契約差金については、既に減額補正をさせていただいております。事業の規模が大きくなりますと、上振れ、下振れの額についても大きくなりますので、執行状況等については今後も把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、予算書94ページ、地方債についてであります。

令和3年度の国の資金繰り対策についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして増額が見込まれる臨時財政対策債につきましては、最も金利が低い公的資金での引受けを増やすものでございます。当市におきましては、従前より可能な範囲で地方債の借入れにおきましては公的資金での借入れをしております。令和3年度におきましても同様の考え方で要望したいと考えているところでございます。

続きまして、予算書42ページの地方交付税と予算書94ページの臨時財政対策債でございます。

予算の見積りに当たりまして、地方財政計画等を参考にしているところではございますが、その地方財政計画の内容としましては、地方公共団体全体の見込みとなっているものでございます。当市におきましても、基準財政需要額及び基準財政収入額の見込額を算出しまして予算計上を行っているところでありますので、地方財政計画の伸び率がそのまま反映されるものではございません。

以上でございます。

○**課税課長（真野 淳君）** 予算書16ページ、市民税個人の非課税世帯数と人数についてであります。非課税世帯数につきましては把握できておりませんので、人数をお答えいたします。直近の令和2年度課税では2万4,552人、平成27年度課税では2万4,808人です。

続きまして、予算書18ページ、法人税割の税率引下げの概要についてであります。法人の事業収入に対しまして、法人が国、都道府県、市区町村に支払う合計の税額を率で表したものが実効税率であります。企業の国際的な競争力を高めることを目的としまして、法人の負担する税率を引き下げようとするものであります。現在の法人の実効税率は29.74%であります。このことによりまして、市税であります法人税割税率につきましても引下げを行うものであります。引下げ前と引下げ後の法人税割税率を申し上げますと、資本金または支

出金の額が1億円未満の法人は9.7%から6.0%へ、資本金または支出金の額が1億円以上の法人は12.1%から8.4%へ、それぞれ3.7%引き下げております。

以上でございます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 予算書46ページ、老人ホーム措置費一部負担金の減額でございます。

老人ホーム措置の一部負担金につきまして、大きな制度変更というのはあったわけではございません。主には対象者の人数を減らしたということでございます。今年度、令和2年度の予算につきましては、過去の実績から対象者の人数を養護老人ホームへの措置者の人数を19人と見込んでおりました。ところが、現在の措置者は14人でございまして、想定していたほど伸びなかったということでございます。このため、令和3年度の予算上、対象者を16人と見込んで予算計上したために額が減少したということでございます。

以上であります。

○保育課長（関田孝志君） 予算書46ページ、48ページ、保育料についてでございます。

令和2年度の予算につきましては、幼児教育・保育の無償化による影響が反映できていない状況での策定となっております。そのため、令和3年度の予算においては、幼児教育・保育無償化の開始がされた後の予算編成でございますので、このときの差で減額という形になってございます。

続きまして、予算書66ページ、病児保育施設整備費補助金についてであります。

病児・病後児保育室施設整備に係る補助対象経費に対し、国10分の3、都10分の3、市10分の3を補助し、事業者負担を10分の1とするものであります。

続きまして、予算書88ページ、保育園用地貸付収入についてであります。こちらにつきましては、清水1丁目保育園所有地について東京都水道局から市が借り受け、保育所を運営する事業者へ転貸するものであります。そのため、土地の賃料について、一度市で収入し、市から東京都水道局に支払うこととなります。この方式は、東京都福祉保健局の待機児解消に向けた緊急対策の中で、市町村による迅速な保育所整備を可能とするために、平成28年9月に区市町村公募型として新設され、今回水道局用地につきましてもそれに準じた方式としてございます。

以上でございます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 予算書50ページ、51ページの特定公共物占用料の関係でございます。

特定公共物の令和2年度における外形別の徴収額についてでございますが、資料提供と同様に令和3年2月末現在の数値でお答えさせていただきます。

まず、外形が0.07メートル未満のものにつきましては48万6,785円でございます。続きまして、外形が0.07メートル以上0.1メートル未満のものにつきましては9万1,047円でございます。続きまして、外形が0.1メートル以上0.15メートル未満のものにつきましては5,180円でございます。外形が0.15メートル以上0.2メートル未満のものにつきましては1万9,980円でございます。外形が0.2メートル以上0.3メートル未満のものにつきましては3,120円でございます。外形が0.3メートル以上につきましては徴収してございません。

以上でございます。

○健康課長（志村明子君） 予算書58ページ、特定感染症検査等事業費補助金についてでございます。

この事業は、成人男性を対象とする風疹第5期の定期予防接種に係る風疹抗体価の検査について、国が2分の1補助するものであります。風疹第5期の予防接種は、令和4年3月31日が期限とされております。最終年度となります令和3年度は、検査の未受診者への勧奨などを予定しております。また、駆け込みの検査も含め、

受検者数の見込みを前年度予算から増やしておりますことから、増額となったものであります。

続いて、予算書66ページ、医療保健政策区市町村包括補助事業につきましてでございます。

こちらは、地域の実情等を踏まえたきめ細やかな医療保健サービスを展開するため、身近な地域保健の実施主体である区市町村が主体的に実施する医療保健分野にわたる事業に対し支援を行い、保健医療サービスの向上を図ることを目的とされたものであります。対象事業としましては、大きく3つに分かれております。先駆的事业といたしまして、当市では「快腸プロジェクト」とPCRセンター事業の2つの事業を予定しております。選択事業といたしましては、当市では5歳児健康診査事業、飼い主のいない猫対策事業、骨髄移植ドナー支援事業など17事業を予定しております。

最後に、一般事業につきましては、当市におきましては休日急患診療所運営事業、祝日等歯科応急診療事業、健康づくりカレンダー事業など、6事業を予定しております。

以上です。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 予算書64ページ、私のほうからは高齢社会対策包括補助事業補助金について御説明いたします。

この減額ですけれども、主な理由といたしましては、ケアラー支援事業の減額と、それから高齢者住宅改修事業の皆減によるものであります。ケアラー支援事業につきましては、この事業の担当者を、他の事業の職員と兼務する形で実施することが可能であるというふうにご回答をいただきましたので、人件費相当額、これを削減して予算計上しております。

それから、高齢者住宅改修事業につきましては、要介護者あるいは要支援者の者による浴槽の取替えが大半でございます。これは介護保険法の住宅改修の対象になりますことから、介護保険事業特別会計で対応することといたしましたので、皆減といたしました。

以上であります。

○障害福祉課長（大法 努君） 予算書64ページ、障害者施策推進包括補助事業補助金についてでございますが、対前年度比で333万5,000円の減となっております。理由でございますが、補助対象経費であります日中活動系サービス推進事業において、事業所に補助している第三者評価受診経費8施設分の減によるものでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） ありがとうございます。

1点、今の64ページの障害者施策推進包括補助事業で、8施設分の減ってということでしたけども、ちょっともう少し内容を教えていただけますか。

○障害福祉課長（大法 努君） こちらにつきましては、第三者評価受診経費ということで、福祉サービスの質の向上を目指しまして、事業者が福祉サービス第三者評価に継続的に取り組むことを推進しておりまして、少なくとも3年に1回以上、定期的にかつ継続的に受診を努めることを推進していただいております。市を介しまして東京都が補助していただいております。

こちらは、先ほど申し上げましたとおり、3年に1回の補助経費ということで、一応市のほうには補助対象事業所11事業所ございますが、令和2年度につきましては8施設において行っていただいたということで、令和3年度におきましては1事業所におきまして、こちらのほうの第三者評価受診していただくという予定になってございます。

以上でございます。

○委員長（床鍋義博君） 歳入の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、歳入の質疑を終了いたします。

○委員長（床鍋義博君） これより歳出の質疑を行います。

初めに、第1款議会費の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 議会費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、議会費の質疑を終了いたします。

○委員長（床鍋義博君） 引き続き、第2款総務費の質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） それでは、伺います。

予算書133ページの社会保障・税番号制度推進事業費のところです。

マイナンバーカードの普及に向けて、国も来年度予算増額していると思いますが、当市でも昨年度に比べて予算が増額されてます。保険証としての利用や、今後運転免許証との一体化なども、そういう計画も国から出されてる中で、カードの取得を実質的に強制する動きが強まることが懸念されているかと思えます。この点、市としてどのように認識して、強制とならないよう留意しながら進めていくのか伺います。

また、普及については来年度どの程度進むと見込んでいるのか、また普及に向けて具体的にどのような取組を行うのか伺います。

また、普及が進んでない理由の一つとしては、個人情報とかデータが蓄積されていくということに対する抵抗感、また個人情報保護に対する不安があるというふうに、市民の中にそういう不安があるというふうに思うんですが、市としてはこのような課題にどのように取り組んでいくのか伺います。

また、この3月より保険証として使えるようになってるかと思うんですけども、来年度、市として医療機関に対して普及の働きかけなどを行う予定であるのかどうか伺います。

以上です。

○市民課長（梶川義夫君） 予算書133ページ、社会保障・税番号制度推進事業費でございます。

マイナンバーカードについての御質疑ということで、4点いただいておりますが、私のほうから最初の2点についてお答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、国のほうは令和4年度末までにほとんどの住民の方がマイナンバーカードを持つということを想定して、様々な施策を講じてるところでございます。保険証機能の付加もその一つであるというふうには考えております。しかし、マイナンバーカードの取得に関しましては強制ではないというふうに認識しておるところでございます。担当課といたしましても、その点を十分踏まえて、今後ともPRに努めてまいりたいと考えております。

2点目の今後の見込み等でございますが、まず保険証機能の付加が実施されれば、カードの取得率というのもし伸びてくるというふうに考えております。ただし、市といたしまして実際どの程度交付増につながるかどうかはなかなか読めないところがございます。現在、窓口では、マイナンバーカードの交付数は増加傾向に

あるということは認識しております。

また、これを受けまして、令和3年度のマイナンバーカードの取組でございますが、この交付増に伴いまして、会計年度任用職員を2名増配置するとともに、土曜日の午後について、状況を見ながらですが、5回程度臨時窓口を開設しまして、市民の皆様には円滑な交付事務を行えるよう努めてまいります。

また、引き続きではございますが、申請者の方への無料写真撮影サービスを行うとともに、ガイドブックの窓口配布やのぼり旗の掲出など、PRに努めてまいります。

さらに、令和3年3月下旬からの健康保険証の機能付加が始まりますことから、交付窓口におきましても市民の皆様にご周知することによりまして、引き続き保険年金課と連携いたしまして、カードの保険証機能登録支援に努めてまいります。

以上でございます。

○情報管理課長（山田茂人君） 予算書133ページ、社会保障・税番号制度推進事業費につきまして御質疑いただきまして、3点目と4点目についてお答え申し上げます。

まず、3点目の個人情報保護等の課題への取組についてでございますが、職員の取組といたしましては、毎年マイナンバーを扱う職員全員に特定個人情報保護についての研修を行うとともに、情報セキュリティーに関して、他自治体等の情報につきましてグループウェア等を通じまして共有いたしまして、注意喚起等をしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、市民の皆様には、マイナンバーカードにおける安全管理措置や、紛失された方がいらっしゃいましたら、その際の手続等について引き続き丁寧な説明を心がけてまいりたいと、このように考えてございます。

次に、4点目につきまして、市として医療機関に対して普及等の働きかけを行う予定があるかという御質疑でございますが、それぞれの医療機関の方針等によることもございますことから、現在のところ市といたしましては医療機関に普及の働き等を行う予定はございませんが、国の動向を注視してまいりまして、利用可能な医療機関について、今後とも引き続き情報収集に努めたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

1点、予算書133ページのところですけれども、普及についての、市として数値目標、来年度末この辺まで持っていきたいというような数値目標があるのかどうか、またあるのであればその数値について教えてください。

○市民課長（梶川義夫君） マイナンバーカードにつきましては、令和4年度末が一区切りということになっております。現在、取得率も30%程度ということでございますので、ここからいくとかなりこれから交付増に向けて努めていかなければなりません、令和3年度について、先ほども申し上げましたとおり、どれほどの市民の方が申請をしていただけるかということはなかなか読めませんので、数値目標というのは特にはございません。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

予算書の120ページから123ページ、企画費の企画業務費、業務分析等支援委託料が皆減というふうになっておりますけれども、これは令和2年度の調査結果を基に令和3年度の取組が行われるのか、その点の詳細について伺いたいと思います。

続いて123ページ、企画業務費のふるさと納税についてでございますけれども、令和3年度の返礼品の内容と、この令和3年度の取組をどのように充実させる予定なのか伺います。また、ポータルサイトについて、令和2年度の146万1,000円から令和3年度は230万3,000円と増額されていますが、その詳細について伺います。

また、同じく123ページの総合計画策定業務委託料でございますけれども、計画策定のスケジュールと議会への情報提供をどのように行われるのか伺います。

同じく123ページのまち・ひと・しごと創生事業費に関してでございますけれども、令和3年度の実施について、具体的な取組の予定はどのようなものか伺います。

また、東大和市・清瀬市地域活性化実行委員会では、どのような議論を進め、どのような施策展開に生かそうと考えているのか、この点についても伺います。

同じく127ページの公共施設等マネジメント事業費に関してでございますけれども、公共施設等の包括施設管理業務委託料について、これまでの実績を踏まえて令和3年度の市政に与える影響について伺います。また、包括施設管理業務委託料が微増しておりますけれども、その理由についても伺いたいと思います。

同じく129ページの防犯対策事業費についてでございますけれども、庁用車全体にドライブレコーダーを搭載すること、毎回要望させていただいておりますけれども、動く防犯カメラとして有効であるというふうと考えておりますけれども、令和3年度における更新また設置推進をどのようにしていこうと考えておられるのか伺いたいと思います。

同じく130ページから133ページの電算管理費、情報システム管理・運営事業費についてでございますけれども、この予算書を見ますと、行政のデジタル化を進めることは多額の予算を必要とすることが分かりますが、情報システム管理・運営事業費は4億2,888万3,000円と大きく増額しております。例えば、福祉総合システムデータ移行委託料及び情報化推進計画作成支援業務委託料が3,200万円と1,100万円と高額になっておりますけれども、2つの委託料における業務の具体的な内容について伺います。

また、131ページの電算管理費、情報システム管理・運営事業費についてでございますけれども、テレワーク及びWEB会議等の実施に係る経費と情報化推進計画作成支援業務委託料に関して、業務内容の詳細と見込める効果について伺います。また、具体的なタイムスケジュールや、これまで検討されてきたその方法等について詳細に伺いたいと思います。

また、先ほども出ましたけれども、133ページの電算管理費の社会保障・税番号制度推進事業についてでございますけれども、マイナポイント事業の推進状況と令和3年度見込める効果について伺いたいと思います。

また、予算書153ページの女性施策費の男女共同参画推進事業費について、緊急一時保護施設補助事業費の計上が令和3年度はございませんけれども、DV被害に対する令和3年度の取組はどのようになっているのか伺いたいと思います。

最後に、予算書159ページの賦課事務費でございますけれども、固定資産基礎資料整備等業務委託料について、その政策効果をどのように捉えているのか伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（床鍋義博君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時30分 開議

○委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、第2款総務費の質疑を行います。

○企画課長（荒井亮二君） 私のほうからは、初めの2点につきまして回答させていただきます。

まず、予算書121ページから123ページ、企画業務費、業務分析についてでございます。

業務分析につきましては、本年度、委託業者によりまして全庁的な業務量やプロセス等の分析を行い、その分析結果と業務の改善提案についてこの3月中に報告を受ける予定になってございます。

この改善提案につきましては、組織定員の最適化、業務の担い手プロセスの見直し、廃止、縮小が望ましい事務事業、ICT技術の活用等による業務効率化等を予定しているものでございます。令和3年度におきましては、主な動きとしましては、この業務分析の報告に基づきまして庁内で業務改革等の取組の検討を行いまして、令和4年度以降、実施していく予定となっております。

続きまして、2点目の予算書121ページ、123ページの同じく企画業務費、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税につきましては、令和3年度におきましても引き続き、変電所の保存等に関します寄附金と一般寄附の増を図るために、市の取組の周知、PRに取り組んでまいります。特に一般寄附におけます返礼品についてでございますが、これまでも市内の事業者の皆様のご協力によりまして返礼品の拡充に取り組んでまいりましたが、令和3年度におきましても、御協力いただける事業者の新規開拓、そして既存の事業者の皆様との調整によりましてさらなる返礼品の拡充を図りまして、歳入の増、また市内産業の振興を目指してまいりたいと思っております。

また、ポータルサイトの手数料が増額してる件でございますが、こちらは歳入の一般寄附金の増額を見込んでおります。このことに併せまして、インターネット上のポータルサイトを利用する寄附者の方が増えることを見込みまして、この手数料を増額したものでございます。

以上でございます。

○企画財政部副参事（藤本貴史君） 予算書123ページ、総合計画事務費についてでございます。

新たな基本計画でございます第五次基本計画につきましては、令和3年度末の策定に向けまして事務を進めてまいりたいと考えております。

また、市議会議員の皆様に対する情報提供につきましては、9月頃を目途に御説明できるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 予算書122ページ、123ページ、まち・ひと・しごと創生事業費、こちらにつきましては2点ほど御質疑いただいております。

まず、1点目といたしまして、令和3年度の具体的な取組といたしましては、主なものといたしまして、次期総合戦略を策定することのほか、市長会の多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用いたしました清瀬市とともに実施しているシビックプライド醸成事業につきまして、引き続き実施してまいりたいと考えております。また、新たな取組といたしまして、インターネット検索サイトや多摩モノレールの駅に広告を掲載することなどを予定しております。

2点目でございます。東大和市・清瀬市地域活性化実行委員会での議論及び今後の施策の展開についてであります。東大和市、清瀬市を中心といたしまして、委託業者であり、またシビックプライドという言葉を商

標登録している(株)読売広告社の意見を参考としながら、シビックプライドを醸成することについて議論を進めております。令和3年度は、令和2年度に引き続きインスタグラムを活用した情報発信を行うとともに、そのインスタグラムの記事を活用いたしまして、さらに市の魅力や特徴を追加した小冊子を作成しまして、電子媒体と紙媒体の双方向で市内外に向けた情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 予算書126ページ、127ページの公共施設等マネジメント事業費の公共施設の包括施設管理業務委託についてであります。

まず、令和3年度の市政に与える影響についてであります。この業務の委託によりまして更新等が必要な設備を把握できましたことから、特に緊急性の高い設備の更新等について令和3年度の当初予算に計上いたしましたところであります。

また、包括施設管理業務の対象といたしました施設の各種設備につきましては、更新時期の検討に向けて、劣化状況や推奨される更新時期についての情報を活用してまいりたいと考えております。

次に2点目であります。包括施設管理業務委託料の増えた理由でございますが、中学校の体育館にエアコンを設置したことに伴いまして自家用電気工作物の設備容量が増えました。このため、自家用電気工作物の点検費用が増額となっております。また、学校給食センターの非常用発電設備の点検業務におきまして、疑似負荷試験を追加したことによる増額となっております。また、郷土博物館の防火設備点検について、毎年度の実施が必要であるとのことから、当初の債務負担に計上ができておりませんでした令和3年度分を計上いたしましたことによる増額となっております。

以上であります。

○総務部長（阿部晴彦君） 予算書129ページ、青色回転灯パトロールカーについてであります。平成31年度に電気自動車に更新した際にドライブレコーダーも搭載し、現在運用中でございます。また、その他の庁用車につきましても、更新等の際にはドライブレコーダーを搭載してきております。現在、庁用車全体では17台に搭載しておりますが、令和3年度におきましては、庁用車の更新の予定は現時点でございません。引き続き、安全運転への意識づけ、交通事故防止と防犯対策の観点で活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○情報管理課長（山田茂人君） 予算書130ページから133ページの電算管理費につきまして3点御質問をいただきました。

まず、1点目の情報システム管理・運営事業費の増額要因でございます。この2つの事業の委託料の具体的な内容についてでございますが、1事業目の福祉総合システムデータ移行委託料の具体的な内容につきましては、令和4年12月31日にリース期間が満了する福祉総合システムにつきまして、業者から福祉総合システムのうちの大部分のシステムを撤退する旨の通知がございました。令和5年1月以降、引き続き当該システムを使用することができない見込みでありますことから、他社のシステムへ移行するためのデータ抽出を委託するものでございます。2事業目の情報化推進計画作成支援業務委託料の具体的な内容についてでございますが、令和4年から始まる次期（仮称）情報化推進計画作成に向けた支援を委託するものであります。

次に、2点目のテレワーク及びWEB会議の実施に係る経費と情報化推進計画作成支援業務委託料に関しまして、事業内容の詳細と見込める効果、具体的なタイムスケジュールと検討方法につきましては、まずテレワーク及びWEB会議等の実施に係る経費についてでございますが、予算書に掲載されておりますとおり、テレワ

ークシステムの使用料が362万6,000円、WEB会議システムの使用料が611万円でございます。いずれも運用経費でございます、いわゆるランニングコストでございます。具体的な内容でございますが、端末の数はテレワークで40台、WEB会議及びペーパーレス会議で50台での運用を予定しております。

見込める効果につきましては、コロナ禍のような緊急時の業務の継続性の確保と働き方の拡大であります。具体的なタイムスケジュールといたしましては、試行開始から約半年後の本格実施を想定しておりましたが、世界的なデジタル端末の枯渇によりまして端末の購入のめどが立っておりませんことから、実施がその分後ろ倒しになる可能性がございます。

次に、情報化推進計画作成支援業務委託料に関しまして、事業の内容の詳細についてでございますが、情報化推進に資する具体的な取組に関する助言や情報提供を求めるものであります。委託内容といたしましては、東大和市の実情に合ったシステムや導入効果の高い事業の選定を予定しております。このことにより実効性の高い情報化推進計画の策定に寄与すると考えております。

具体的なタイムスケジュールと検討されてきた方法につきましては、10月頃を目途に素案の策定を予定しておまして、各種調整等を経て、令和4年3月末の作成を予定しております。また、検討内容につきましては、例えばテレワークにつきましては、個人情報扱を扱わないでありますとか、業務資料の保管方法を工夫するなど、市としてセキュリティー面を配慮した運用方法についての検討を行いました。また、WEB会議につきましては、市として運用面の利便性の向上や最適な端末の選定等の検討を行ってまいりました。

次に、3点目の予算書133ページ、電算管理費、社会保障・税番号制度推進事業につきまして、マイナポイント事業の進捗状況と認める効果についてでございますが、令和2年度は7月からマイナポイントの申請支援及び相談業務を行ってまいりました。令和2年度の2月末現在で、申請支援件数は2,148件でございます。令和2年度は、申請援助の時間帯が平日6時間ございましたが、市民の方から市民課の窓口開設時間と同じ時間帯でサービスを拡充してほしい旨の御要望がございましたため、令和3年度は令和2年度に比べ平日も約1時間支援時間を延長し、さらに土曜開庁時も申請支援を行うなど市民サービスの拡充を図ってまいります。

なお、マイナポイントに関する委託料につきましては、今年度も全額国庫補助となる見込みでございます。

失礼しました。テレワークシステム、先ほど362万6,000円と申しましたが、テレワークシステムが611万円とWEB会議のほうが362万円と逆に言ってしまいました。失礼いたしました。

以上でございます。

○地域振興課長（石川正憲君） 私のほうからは、予算書153ページ、男女共同参画推進事業費の緊急一時保護施設補助事業費についての御質疑でございますが、これまで補助対象となっていた民間支援団体が後継者不足により活動の継続が難しくなったことから、令和2年3月に活動を終了したところでございます。

国の第5次男女共同参画基本計画においても、行政と民間支援団体が円滑な連携を行える仕組みづくりが必要であるとしており、緊急一時保護施設への補助事業は必要な取組と認識しております。そのため、現在多摩地域における民間支援団体の状況について情報収集をしており、今後支援をすることにより連携が可能な民間支援団体があった場合においては、支援を行う方向で検討してまいりたいと考えております。

令和3年度のDV被害に対する取組としましては、民間支援団体の活動により支援が必要な方の対応につきましては、東京都の支援機関であります東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センター多摩支所などと引き続き連携を図り対応することで、その支援を補完できるものと考えております。また、DVに対する正しい認識を持てるよう、パネル展やDVに関する冊子を公共施設等で配布するなど周知啓発にも努めてまいりたいと

考えております。

以上でございます。

○課税課長（真野 淳君） 予算書158ページ、159ページ、固定資産基礎資料整備等業務委託料の政策効果についてであります。この業務委託の目的は、既存のアナログ地番図をデジタル化し、これに航空写真の家屋外形を透写し、さらに地番図と家屋外形に課税情報をひもづけした現況図を作成するものでございます。これによりまして現況と課税の不一致を把握し、適正な課税を行うものでございます。

平成30年度から業務を開始しまして、令和2年度までで不一致件数は54件、内訳としまして、課税を還付したものが32件、税額を追徴したものが22件となりまして、現時点での不一致は全て解消されております。令和3年度以降も本業務を継続し、新たな課税誤りを発生させることなく適正な課税に努めてまいります。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございます。

1点だけ再質疑をさせていただきます。

予算書の123ページ、企画業務費のふるさと納税についてでございますけれども、令和3年度も新規開拓をしていただくということでございましたけれども、具体的にもしお決まりのようなところがございましたら教えていただきたいのと、例えば地元の森永の製品を扱う予定があるとか、東大和市独自のものを扱う予定がありましたら教えていただければと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 予算書123ページ、企画業務費、ふるさと納税の返礼品の関係でございます。

ふるさと納税の返礼品につきましては、今年度も来年度におきましても市内の事業者の皆様を対象に追加していただける先を調整させていただきたいと考えております。今御質問ございました企業ですとか、あとその他の事業者の皆さんも含めまして、今調整を図ってる先もでございます。このあたりも、話がまとまり次第、情報提供させていただきたいと思っております。いずれにしましても、より多くの事業者の皆様にご協力いただけるように引き続き調整を図っていきたくと考えてございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） それでは、何点か伺いたいと思います。

予算書103ページ、職員採用試験等委託費についてです。

令和3年度から新たにテストセンター方式を導入して採用試験を実施することです。令和2年度の採用試験の予算は、委託料と会場費の合計で191万3,000円でしたので、今回センター方式を取り入れることにより予算上は160万5,000円、高額になっております。この高額となるセンター方式導入の費用対効果についてはどのように考えているのか教えてください。

それから、先ほども出ましたが、予算書123ページ、まち・ひと・しごと創生事業費についてです。

予算書を見ても、令和3年度は結婚支援事業が計上されていませんけれども、それは最初の総括質疑のほうで実施を検討して、来年度やらない中に結婚支援事業ということがあるということは御答弁されていたので、そのことは了解したんですけれども、一方でまち・ひと・しごと創生会議委員報償については増額となっておりますので、令和3年度においてこの創生会議委員の方を含めたどのような取組を計画しているのかについて教えていただければと思います。

最後に、予算書125ページ、行政改革推進事務についてです。

東大和方式という形で外部評価、今は市民の方が委員となって様々な事務事業の評価をしていただいて、い

ろいろな効果が上がっていると思っている市民による事務事業の外部評価なんです、今年度、令和2年度は実施されていないのは、私自身の思い込みだったんですが、新型コロナウイルスの感染症の関係で実施されていないというふうに思い込んでいたんですが、予算書を見直してみますと、令和2年度の予算からこの予算は計上されていなかったんですね。すなわち、今年度もそれは実施しないという予定だったことを私のほうで見落としておりました。

令和3年度の予算にも、この外部評価関連の予算は計上されておりませんが、一方で来年度が最終年度となります第5次行政改革大綱では、この市民の事務事業評価会議の実施を、いわゆる最終年度、令和3年度まで継続するという予定が掲げられているんですが、今年度からもうそれを実施していないという形になっておりますので、この事業の扱いについては行革大綱と内容が変わってきてますので、どうなってるのかについて教えてください。

○職員課長（矢吹勇一君） 予算書103ページ、職員採用試験等委託費に関してでございます。

来年度、テストセンター方式を導入することとした目的としまして2点ございます。まず、コロナ感染対策の観点から、今年度まで市内の中学校等を会場として試験を行ってございましたが、1か所の会場に多くの受験者が集まることによりまして感染のおそれが高まるということがございますので、テストセンター方式によって受験生が全国にある複数の会場で、かつ複数の日時から選んで試験を受けることができることによりまして、受験生が会場で密になることを防ぐということが可能となります。

続いて2点目は、テストセンター方式によりまして受験生が採用試験を受けやすくなるということから、応募者の増加が期待できるという点でございます。

以上の点から、費用対効果を踏まえて導入することといたしました。

以上です。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 予算書123ページ、まち・ひと・しごと創生事業費のまち・ひと・しごと創生会議委員報償費が増額となった理由でございますが、令和3年度に次期総合戦略を策定いたしますことから、外部有識者であるまち・ひと・しごと創生会議の会議の回数を増やした関係でございます。

以上でございます。

○行政管理課長（木村 西君） 予算書125ページ、行政改革推進業務費の市民事業評価会議についてでございます。

現在第5次行政改革大綱推進計画に基づき、行政評価制度の推進といたしまして、行政評価結果と予算との連動について平成29年度から検討しているところでございます。内容は、施策内事業の優先度を把握いたしまして、優先度の低い事業は優先度の高い事業の財源として縮小、休止等を検討するという取組を試行しているものでございます。この検討を進める中で、評価単位を予算書の事業に合わせることや、市民事業評価会議の意見の取扱いを含めました運営の検討などが課題となったところでございます。

市民事業評価会議の委員の3年間の任期が平成31年度で満了を迎えることになりましたことから、この機会に市民委員に評価していただく事業の選定方法や市民委員の構成など、市民事業評価会議の在り方を検討するために、令和2年度につきましては会議を休止しまして、令和3年度の開始を予定していたところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響から、令和2年度に予定しておりました市民事業評価会議の在り方の検討ができなかったことから、令和3年度において検討することになったところでございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 御答弁ありがとうございます。

予算書103ページ、1点目の職員採用試験等委託費、これをセンター方式にした理由については了解いたしました。

近隣市でもう既に日野市さんと青梅市さんでセンター方式という形で職員採用を実施していると思うんですけども、その同じ業者というか、同じセンター方式を採用するものなのかどうかについて教えてください。その場合、複数の自治体を掛け持ちで受験することが可能なのか、例えば日野市さんと青梅市と当市を掛け持ち、1回のテストですることが可能なのかどうかについても教えていただければと思います。

また、このセンター方式の費用内訳なんですけれども、一般的にこういった採用試験に対する費用っていうのは、基本的な料金プラス件数で単価っていうものが上乘せされると思うんですけども、このセンター方式についても同様で、例えば応募者が増えると予算以上の件数になってしまった場合は、この予算以上の費用がかかるのかどうかについて教えていただきたいと思います。

もう一点、予算書125ページの行政改革推進事務について、市民の方による事務事業評価を今年度、一旦お休みされたっていうこと理由については理解しました。来年度については、新型コロナの関係で、再開を予定していたけれども、コロナでできなかったっていう御答弁だったのか、もう一度確認させていただきます。

行政改革大綱第5次の内容とは違った対応っていうふうに理解しましたがけれども、そういった場合も現実に沿って市では対応されることもあるっていう理解でいいのか、その点についても教えてください。

○職員課長（矢吹勇一君） 予算書103ページ、職員採用試験でございます。

今お話のありました日野市や青梅市でもテストセンターを導入しておりますが、こちらと同じものでございます。

また、複数の自治体での掛け持ちの受験でございますが、これは可能でございます。

また、費用につきましては、受験者数当たりとなりまして、テスト件数としての比例はございません。つまり、受験生1人当たりの金額単価に受験者数の人数を掛けての費用となります。

以上でございます。

○行政管理課長（木村 西君） 予算書125ページ、行政改革推進業務費、市民事業評価会議の件でございます。

当初、課題がありまして休止をしまして、予定としましては再開ということで考えていたところでございます。しかしながら、新型コロナウイルスの関係で令和3年度においても検討するというところになったところでございます。

また、大綱と予定が違うというところがございますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響ということで、緊急的な行動ということで、それとは予定が違う取組となったというところがございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 予算書の113ページ、広聴活動費についてお伺いします。

市民会館の施設等使用料や印刷費なども増えているところなんです、何か特別な企画などを予定しているのかお伺いします。

それから、117ページ、庁舎管理費、需用費の光熱水費のところですけども、毎年、電気代などについてCO₂の排出抑制の取組なども取り入れて業者を指定してほしいというふうな話をしているところなんです、令和3年CO₂排出抑制の対策の取組についてお伺いします。

それから、予算書127ページ、公共施設等マネジメント事業費、指定管理者のところなんです、指定管理

者の選定と評価ということでお伺いしたいと思います。

市では、指定管理者制度に関わる基本方針に基づいて事業評価を行っていると思いますけれども、その実施主体が選定委員会となっていて、選定する委員とモニタリングをする委員が同じ委員ということではなく、さらにモニタリングを充実させていい事業にしていくためには、この事業評価というのは非常に大事だと思えますけれども、学識経験者や専門家など第三者の評価を取り入れることについて市の検討状況をお伺いしたいと思います。以前の振り返りシートなどでも評価業務については、外部有識者や専門機関への委託等を検討するというようなこともあったと思いますけれども、その検討状況などをお伺いしたいと思います。

それから、予算書133ページ、電算管理費の使用料及び賃借料の中のテレワークシステム等の使用料なんですけれども、これまでの御答弁の中でも、どのようなことをやるというのは理解したんですけども、このテレワークについては、今回のような緊急の事態のときのために準備するのか、それとも今後も継続的にテレワークを取り入れていくということで準備をされていくのかお伺いします。

それからもう一点、予算書152ページの女性施策費、男女共同参画推進事業費のことですけれども、フェスタですとか川柳や講座など、これまでやってきたことの予算をなくして事業を見直していくということもよい機会ではないのかなと私も賛同しますけれども、予算がないからといって何の事業も行わないということではなくて、オリパラのことでジェンダー平等についても関心が高くなっていると思いますので、この令和3年度にはぜひ男女共同参画についても推進をしていただきたいと思いますけれども、どのようなことができるのかお伺いします。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 予算書113ページ、広聴活動費、こちらの使用料及び賃借料の部分ですね、市民会館施設等使用料の今回初めて計上があったということでの御質疑でございます。

こちらにつきましては、人権啓発活動の一環として実施をする事業について必要な経費でございます。東京法務局八王子支局の管内の9市で輪番で毎年、開場市になりまして実施をしております子供からの人権メッセージ発表会、こちらは人権啓発活動の一環として、小学生、およそ4年生から6年生ですが、こちらの児童が身近にある人権問題について自分たちの意見を述べるという発表会になりますけれども、こちらの会場の当番が令和3年度は東大和市に回ってくるということで、必要な経費を計上させていただいたものです。

以上でございます。

○総務管財課長（岩本尚史君） 予算書116ページ、庁舎管理費、その中の光熱水費、特にCO₂削減への電気ということでございますが、こちらにつきましては令和3年度も特定規模電気事業者との契約につきまして、温室効果ガス排出量に留意をしながら、また環境にも配慮した業者選定となるように努めてるところでございます。現在は当初契約ということで、そちらに向けて見積り徴取等の事前準備を行ってらる状況でございます。

以上でございます。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 予算書127ページ、公共施設等マネジメント事業費の指定管理者の選定と評価に係りましての御質疑をいただきました。

指定管理者のモニタリング評価につきましては、御質疑にいただきましたように、現在指定管理者選定委員会によりまして指定管理者の選定並びに指定管理者の事業内容の評価を行っているところであります。モニタリングの評価といたしましては、事業達成状況の確認を行うために、指定管理者制度を導入しております各施設につきまして、事業計画書や事業報告書などを確認し、それを踏まえて施設の視察及び指定管理者に対するヒアリングを実施しています。そして、最後に、施設の所管課に対するヒアリングを行い、全体評価を行うと

いう体制でございます。

この評価を行う中では、現時点で、御質疑ございましたように、第三者を入れる評価の組織の検討等については、具体的には行っておりません。指定管理者選定委員会がモニタリング評価を行うことにつきましては、指定管理者の公募の際に、提案された内容が実際に事業化されているか、また実施された事業であれば選定時に期待した効果が得られたのかなどについて検証することができ、それを踏まえまして指定管理者に対する改善点や要望をお伝えすることができています。このことは、指定管理者選定委員会が選定と併せて評価を行う利点であると考えておりまして、当市の指定管理者選定委員会によります指定管理者のモニタリング評価は、現在良好に機能してると考えてるところであります。

以上であります。

○職員課長（矢吹勇一君） 予算書133ページ、テレワークに関して御質疑いただいております。

テレワークに関しましては、現在コロナ感染の対策ということで準備をしております。しかし、今後の社会状況を鑑みて、コロナの感染後においてもテレワークの実施というのは継続して取組が必要だというふうに考えております。この点につきましては、持続可能な行政サービスを進めるための手段として必要であるというふうに考えてございます。

以上です。

○地域振興課長（石川正憲君） 予算書152ページ、153ページの男女共同参画推進事業についての御質疑でございますが、男女共同参画フェスタ、また川柳、男女共同参画講座等、休止事業につきましては、男女共同参画に関わる周知啓発事業ということでありますことから、令和3年度につきましては、限りある予算の中で国が6月に定めている男女共同参画推進週間や、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間、また12月の人権週間など様々な年間を通じて国や東京都が周知啓発の取組を行っていることから、国やそういった東京都の取組に合わせて取組を行い、周知啓発の効果を上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） ありがとうございます。

1点、予算書127ページの公共施設等マネジメント事業費のモニタリングについてなんですけれども、過去には評価業務について外部有識者、専門機関への委託等を検討するというようなこともあったと思いますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 予算書127ページ、公共施設等マネジメント事業費におけます指定管理者の評価につきまして、外部の方の組織を検討することにつきましては、現時点では具体的な検討には至っておりません。

以上であります。

○委員長（床鍋義博君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 5分 休憩

午後 2時 9分 開議

○委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（森田真一君） それでは、何点かお伺いいたします。

まず、予算書の101ページ、職員人件費なんですけれども、これは毎年伺っていますけれども、大臣告示で示

されてる過労死、労務災害の基準、月45時間以上の残業時間については資料も頂きました。ありがとうございました。

係長以下の正規職員の時間外勤務、31年度と比較して、令和2年度後半で大変改善の傾向が見られてると思われました。副参事以上については資料ないということですが、一般職員以上に勤務をなさっているんじゃないかと推測されます。平日、休日問わずに出勤する場合、タイムカードやメモなど実際に自主的に管理はできてるのか伺います。健康管理の面からも、個人的な管理にとどめず、組織的に管理していく必要があるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

また、有給休暇の取得率の資料も頂きました。31.6%ということで、昨年度から横ばいとなっております。国の仕事と生活の調和推進のための行動指針では、2020年度までに取得率70%を目指すということになっておりますので、頑張ってくださいと必要あるかと思うんですが、いかがでしょうか。

次に、予算書101ページ、同じく職員人件費、会計年度任用職員の有給休暇の取得率の資料についてはないということで回答がありました。取得している者がいないということなのか、取得をしている者はいるが資料がないということなのか伺います。また、令和3年度に再任用される方がその未消化の有給休暇を繰り越すことになるのかと思うんですが、どのように管理をされるのか伺います。

次に、予算書の127ページの行政改革推進業務費ですが、令和2年11月26日の行革推進本部会議で成果連動型民間委託契約方針という文言が出てくるんですが、どのようなもので、当市での検討状況について伺いたします。

それから、予算書127ページ、同じく行政改革推進業務、それから127ページの公共施設等マネジメント事業費ですが、第5次行革大綱でやまとあけぼの学園や狭山保育園について民間活力の導入を含めた在り方を検討するとありますが、現在どのような状況にあるのか伺います。

それから、同じく127ページ、行政改革推進業務及び127ページ、公共施設等マネジメント事業費ですが、市民センター、地区会館などの公の施設の使用料の新たな徴収について、先日の総務委員会での陳情審査における市の御答弁では、その実施は決めてるけども、実施時期については検討中であるということでした。市民への周知等を含めた今後の計画の見通しをお伺いいたします。

次に、同じく127ページ、行政改革推進業務費と127ページの公共施設等マネジメント事業費で、こちらも資料を頂きましたが、第5次行革大綱で挙げられてる学童保育所の運營業務委託については今年度、令和2年度から一部実施をされました。今後どのような検討がなされるのか伺います。

また、児童館についても運營業務委託を検討するとされていますが、現在までにどのような検討状況にあるのか伺います。

それから、次に予算書127ページ、公共施設等マネジメント事業費で、包括施設管理業務委託料ですが、これ昨年も伺いましたが、市内事業者への発注の割合について伺いいたします。

それから、次に予算書149ページ、新堀地区会館管理費になりますが、これは昨年も伺ったんですが、一昨年2月から冷暖房機が、また一昨年3月からエレベーターが故障したままになって、今日でもそのままになってるということなんですが、包括施設管理業務委託先には対応を依頼してるというようなお話で聞いてるんですけども、その後の修繕の検討について伺います。見通しについて伺います。

それから、152ページの女性施策費なんですが、先ほども他の委員の方からも御質問ありましたけども、昨年まであった緊急一時保護施設運営費補助金、対象事業者がなくなったため計上されていないのかと思います。

一方でその必要としては依然としてあり、特にこの間は報道では、コロナ禍の下でDVの被害なども増えているということで、必要性は一層増えているということかと思うんですが、令和3年度以降どのようにされていくのか。先ほどの御答弁では、新たな受託先も探しているということなのかとは思うんですが、ここではそういった努力も必要だと思うんですが、なかなか民間事業者のほうで対応できないということであれば公的な設置も必要なのではないかなというふうに思いますので、そのことでの御見解を伺いたいと思います。

次に、予算書159ページ、徴収事務費なんですが、これも資料を頂きました。コロナ特例の徴収猶予や申請減免、大変多数あったことに驚きました。一方で、この制度は2月1日をもって終了しています。今現在も緊急事態宣言が出されてる中で、令和2年度分の納付や、また3年度の賦課の対応について伺いたします。

最後に、予算書159から165ページにかけてですが、窓口業務委託料ですが、3課の合計で8,000万円余りが計上されてるかと思えます。昨年の答弁では、令和2年度は正規職員等の減による効果額を差し引いても経費が557万円増える見込みだという御答弁でありましたが、令和3年度に当てはめた場合、これはどのようになるのか伺いたします。

以上です。

○職員課長（矢吹勇一君） 予算書101ページ、職員人件費でございます。

副参事以上の職員の勤務時間の管理につきましては、時間外の手当の支給がないということから、タイムカードでの管理は現在行っておりません。勤務状況につきましては管理職職員自身が行い、長時間での勤務とならないように自己管理に努めております。

なお、メンタル面を含めた健康管理につきましては、係長以下の職員と同様にストレスチェックに基づくメンタルヘルス相談、また健康診断の結果に基づく医師による事後指導など組織的に取り組んでおります。

続いて、有給休暇の取得率につきましては、特定事業主行動計画において年次有給休暇の取得日数を14日以上とする目標を定めております。なお、平成31年度の平均取得日数は12日でありますことから、引き続き目標達成に向けて取得率の向上に努めてまいります。

続いて、同じく予算書101ページ、職員人件費に関しまして、会計年度任用職員の有給休暇でございますが、取得率につきましては、集計したデータがないということでの資料での御回答でございますが、会計年度任用職員個々においては、休暇表に基づきまして有給休暇の取得をしております。また、令和3年度に再度任用される会計年度任用職員につきましては、仮に未消化の有給休暇の繰越分がございますときには、その管理については職員課にて行います。年度末において休暇表を確認いたしまして、未取得分があれば来年度、令和3年度の有給休暇として繰り越して取得できるように管理をしてございます。

以上です。

○企画課長（荒井亮二君） 予算書125ページ、127ページの行政改革推進業務費に關します成果連動型民間委託契約方式についてでございます。

こちらの契約方式の内容でございますが、地方公共団体が民間事業者に事業を委託する際、その事業を行うことによりまして解決を目指す行政課題に対応しました成果指標を設定し、その地方公共団体が民間事業に支払います委託料がその成果指標の改善の状況に連動する、そういった契約方式でございます。この制度につきましては、平成31年度の監査委員からの決算等の審査意見書、この中でも御指摘があったものであり、また、現在国が本制度の普及を推進しているこういった状況の中で、庁内での情報共有を目的といたしまして、会議の場で参考に紹介したものでございます。

以上でございます。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） まず私からは、予算書127ページ、公共施設等マネジメント事業費につきまして、第5次行政改革大綱で示されている業務の進捗等についての御質疑を何点かいただきましたが、このうち公共施設等マネジメント事業費で対応しております公の施設の管理運営の在り方の検討等についての状況について御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目であります公共施設等マネジメント事業費について、第5次行政改革大綱におけるやまとあけぼの学園及び狭山保育園についての民間活力の導入のあり方の検討の状況であります。

まず、やまとあけぼの学園につきましては、民間活力の導入を含め、施設の場所や整備費などについて調査研究を行っております。

狭山保育園につきましては、指定管理者制度等導入第2次移行計画におきましては引き続き検討する施設としておりますが、公の施設の管理運営のあり方検討委員会の開催には至っておりません。

続きまして、公共施設等マネジメント事業費における第5次行政改革大綱の業務で、その他公共施設のあり方の検討の状況についてであります。児童館を含めまして、具体的に検討を行って施設はありません。

最後に、予算書127ページ、公共施設等マネジメント事業費のうち、包括施設管理業務委託料の市内事業者への発注割合についてであります。令和2年4月1日時点で試算をして確認をいたしましたものでございますが、包括施設管理業務において協力会社として、市内の事業者を支払われます金額の占める割合であります。48.3%であります。

以上となります。

○行政管理課長（木村 西君） 予算書125ページから127ページ、行政改革推進業務費の使用料の在り方におけます今後の見通しについてでございますが、新型コロナウイルス感染症の関係で令和3年3月8日以降も国の緊急事態宣言が延長されたところでございます。引き続き今後の感染の状況、またイベントなどの開催や規制の緩和状況、感染防止対策の状況などを総合的に勘案いたしまして判断していきたいと考えております。

なお、実施時期の決定後につきましては、現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針、こちらの改定事務を進めまして、併せて市民への周知等をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○地域振興課長（石川正憲君） 2点御質疑をいただきました。

まず1点目、予算書149ページ、150ページ、新堀地区会館管理費についての御質疑でございますが、冷暖房機及びエレベーターの故障につきましては、包括施設管理委託業者からの報告を基に、冷暖房機につきましては、令和2年第2回定例会において補正予算を計上させていただき、7月の下旬に修繕をしたところでございます。

エレベーターの故障につきましては、4月の調査報告書でエレベーターの根幹部分である制御盤及び油圧ユニットの故障が原因だということが判明いたしまして、エレベーターの設置が30年以上経過しているために、部品の製造が終了しております。また、代替部品がないことから修繕ができず、制御盤及び油圧ユニット本体の交換が必要であると保守点検業者から示されております。修繕につきましては、ほかにも大規模修繕が必要である市民センターがあることから、関係課と調整しながら優先順位を勘案し、修繕していきたいと考えております。

もう一点、予算書152ページ、153ページの緊急一時保護施設補助事業費についての御質疑でございますが、

繰り返しの答弁になってしまいますが、緊急一時保護施設への補助事業の必要性については必要な取組と認識していますことから、引き続き多摩地域における民間支援団体の状況を情報収集していきながら、被害者に対する取組としましては、必要な方につきましては東京都の支援機関や、また警察と引き続き連携を図って対応することで、その支援を補完していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○納税課長（中野哲也君） 予算書159ページ、徴収事務に関する御質疑でございます。

徴収猶予の特例が終了した以降も感染症の影響等により引き続き納税が困難な方に対しましては、実情を的確に把握した上で、地方税法上で定める従来の徴収猶予の措置などを適切に実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○市民課長（梶川義夫君） 予算書159ページから165ページ、市民部3課にわたります窓口業務等委託における令和3年度の委託した場合と直営で行ったと仮定した場合の経費の比較でございますが、委託料の総額は3課合計で8,619万9,000円でございます。昨年度と比較いたしまして約330万円の増となっております。

直営で行ったと仮定した場合の経費でございますが、こちらは6,158万1,023円でございます。昨年度と比較いたしまして約83万円の増となっております。これに、正規職員の減などを委託に付随した効果額といたしまして1,650万8,300円、こちらを加味して委託料から差し引きますと約810万円の経費負担となります。

以上でございます。

○市民部長（村上敏彰君） 予算書159から165ページ、窓口委託料の件で補足をさせていただきます。

確かに市民部3課の窓口委託業務につきましては、令和3年度予算では330万円の増額となっておりますが、一方で納税課が前年度から始めました納税管理及び徴収補助等業務委託では、収納率の向上による本税分の効果に加え、それに伴う健康保険における特別交付金の増や東京都市町村総合交付金における経営能力割の加算増によりまして約3億8,000万円の効果がありまして、この額は納税課の委託5年間の総経費3億2,700万円を回収してさらに5,000万円の効果を上げてるものでございます。

また、4課の窓口を委託したことによりまして、職員が本来業務に注力する環境が整えられましたので、全課で職員の有給休暇の取得率がおおむね7割を超え、さらに超過勤務も前年実績を大幅に下回るなど、職員のワーク・ライフ・バランスの面からも効果がありました。こうしたことから、市民部全体での窓口委託と捉えれば、費用面と働き方改革の両面で十分な効果を上げてるものと認識しております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 予算書420ページ、参考資料44ページですけれども、令和3年2月1日現在で正規職員数472人となっております。令和3年度の正規職員数は何人ということなのか。それで、472人というのは行革大綱の令和3年度の目標値となっておりますけれども、ヒアリングを踏まえた適正な定員管理というふうになってるわけです。ヒアリングはどのような形で行われ、ヒアリング結果と職員数は合致しているのか伺います。

令和3年度の職員数のうち、退職者数、年度途中の退職予定者数や制限勤務職員数はそれぞれ何人なのか。結局、必要な職員数が確保されていないんじゃないかっていうことなんですけれども、これはこの間、図書館に関わる審議の中で、人員不足が長年にわたって放置されている実態も明らかになっていることからそう考えるわけです。また、この表では、正規職員のうち女性は35%にすぎません。ジェンダー平等の観点からどのような目標を持っているのか、いつまでにどこまで持っていくのか伺います。

同じく421ページですけれども、会計年度任用職員33人減の要因と、減のうちの男女比を伺います。会計年度任用職員全体の男女比はどうなっているのかも伺います。会計年度任用職員制度そのものは、非正規公務労働の合法化、固定化という側面を持っており賛成できませんけれども、一部待遇改善があります。その財源は国から補填されているのか伺います。

168ページ、2つの選挙がありますけれども、投票所の整備など投票率向上のための施策について伺います。

○職員課長（矢吹勇一君） 予算書420ページ、予算参考資料44ページ、正規職員の人数に関してでございます。

令和3年度の正規職員数は、予算上471名としております。この人数につきましては、定員管理上の職員数と同様の人数となっております。令和3年度の職員数につきましては、年度途中の退職予定者数、また制限勤務職員者数については見込んでおりません。休職者数につきましては、一定の人数を見込んでおります。

また、図書館における正規職員数については、ここ何年か欠員が生じております。こちらにつきましては、他の部署におけます職員の産休・育休による欠員、また病気による休職などによりまして職員の不足が生じ、他の部署への職員の配置の必要性が生じていることからのこのような状況となっております。

またもう一点、正規職員のうち女性の割合につきましては、管理職及び係長職における女性割合につきましては目標を定めておりますが、職員全体の割合の目標については定めておりません。なお、ここ何年かの新規採用職員に占めます女性の割合につきましては、おおむね50%で推移をしております。

続いて2点目、予算書421ページ、会計年度任用職員に関しましてでございます。

会計年度任用職員が33人減となっております要因でございますが、まず今年度実施しておりました国勢調査に関する業務など、来年度、令和3年度において業務がなくなるということがございますことから人数が減少しているものでございます。なお、男女比につきましては、集計しているデータがないため分かりません。また、会計年度任用職員全体の男女比につきましても、同じくデータがないため分かりません。

また、国の財源補填につきましてでございますが、普通交付税の算定におきまして、会計年度任用職員の期末手当の支給月数の増によって生じる経費を積算するという事となっております。

以上です。

○企画課長（荒井亮二君） 予算書420ページ、参考資料44ページの1問目の定員管理のヒアリングの関係で答弁させていただきます。

定員につきましては、組織に関することも含めまして、毎年度、行政改革大綱に基づきまして各部各課の課題を把握し、改正の必要性等を検討し、その内容を決定してるところでございます。

令和3年度の取組に向けた取組でございますが、昨年、令和2年9月から10月にかけて全課の調査、そして全部長のヒアリングを実施させていただいております。この中で各部各課の課題等の把握や確認を行ってございます。その後、その結果の集約をし、全体調整を経て令和3年度の組織定員の内容を決定したところでございます。

以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 予算書168ページ、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、予算書同じく168ページ、東京都議会議員選挙選挙費のところ、投票所の整備など投票率向上のための施策について御質疑をいただきました。令和3年度に執行を予定しておりますこれら2つの選挙における投票所整備に係る予算の計上はしてございませんが、投票率向上への取組としましては、東大和市明るい選挙推進委員会と連携をいたしまして、店頭での選挙啓発の実施や選挙啓発に係る店内放送の御協力をお願いいたしま

して投票率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） ありがとうございます。

それで、420ページの職員定数のところですけども、そうするとヒアリングやって職員定数は決めているけれども、産休・育休などが出るとそこが手当てできなくなるということだというふうに理解したんですけども、そういうことも見込んで定数管理をしていかないと、実際には十分な市民サービスが行われないということになるのではないかと思うんですけども、そこら辺についての認識を伺います。

それから、正規職員のうちの女性の割合をどこまで持っていくのかは決めてないっていうことでしたけれども、御答弁の中で管理職と係長職でしたか、目標を決めてるということでしたけれども、目標と実際のところどうなってるのか伺います。

○職員課長（矢吹勇一君） 予算書420ページ、職員の定数に関してでございます。

職員定数に関しましては、先ほど申しましたとおり、欠員など、病欠、産休などによってどうしても発生してしまうことが想定されております。こちらの対応につきましては、例えば定数に含まれません短時間の再任用職員、また会計年度任用職員、こちらを任用することによって極力業務に支障がないように対応しております。

続いて2点目、女性の管理職及び係長職における割合でございます。

現在の実績、令和2年度での実績で申し上げます。目標値から申し上げます。まず、割合の目標が14%以上でございます。今年度の実績は10%でございます。続いて、係長職における女性割合、目標値が25%以上、今年度の実績が19.4%でございます。

以上です。

○委員長（床鍋義博君） 総務費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、総務費の質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時46分 再開

○委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（床鍋義博君） 引き続き、第3款民生費の質疑を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

予算書203ページ、障害者福祉費、在宅障害者支援事業費の緊急一時支援事業委託料についてでありますけれども、この業務内容と見込める効果についてお伺いいたします。

続いて、予算書204ページから205ページ、障害者就労支援事業費、就労支援に関する令和3年度の目標と取組についてお伺いをいたします。

続いて、予算書215ページ、民間保育園運営委託・補助事業費の休日保育の利用状況と令和3年度の見込みについてお伺いいたします。

続いて、予算書222ページから223ページ、子ども家庭支援センター運営費ですけれども、これに関してはコロナ禍で増加傾向にあるという児童虐待について、令和3年度における防止策、対応策はどのようなものかお伺いをいたします。

続いて、予算書240ページから243ページ、学童保育所運営費ですけれども、民間委託での運営に対する評価と、それに基づく令和3年度の運営にどのようなことを期待をするのか、またあわせて事業者の具体的な取組についてお伺いをいたします。

続いて、予算書246から247ページ、生活保護事務費、コロナ禍の状況を受けて、生活保護申請がどのぐらい増えてくるのかと予想していくのか、それに対する人員体制はどのようにしていくのか、また、窓口での申請相談や、生活保護を受けてからの各種相談における一層の丁寧な対応を求めますけれども、いかがでしょうか。

続きまして、最後、253ページ、災害時要配慮者対策事業費ですけれども、これの登録人数と令和3年度の取組についてお伺いをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○障害福祉課長（大法 努君） 予算書203ページ、在宅障害者支援事業における緊急一時支援事業でございますが、在宅の障害者が緊急的に支援を必要とした場合、あるいは保護者の一時的な事由により介護が困難となった場合に、施設等で一時的に支援を行う、または居宅等に支援者が赴き支援を行うもので、令和3年度から実施する事業でございます。例えば介護者が急用で帰宅時間が遅くなり、通常のサービス提供時間外に、介護者が帰宅するまで通所施設で支援をする、そうしたことなどを想定したものでございます。

見込める効果でございますが、障害者が慣れ親しんだ施設等で一時的に支援を受けられたり、居宅等において支援者の派遣を受けることができることを、そうしたことを実施することによりまして、障害者の皆様の心身の安定を図ることができるものと認識をしております。

続きまして、予算書205ページ、障害者就労支援事業における令和3年度の目標と取組でございますが、これまでの課題といたしまして、新規就労者は増えておりますが、離職者も少なくないという現状がございます。こうしたことを踏まえまして、新規就労者を増やしていくという目標はもとより、就職後の定着支援において、職場訪問やフォローアップを丁寧に行っていく。また、生活面の乱れから就労に悪影響が出たケースもあるということでございますので、安心して職業生活を続けられるための生活支援などを適切に実行することで、第6期障害福祉計画に掲げる令和5年度末における40人という目標に向けて、就労生活支援センターにおいて、当事者の適性に合った就労のコーディネートに取り組んでまいります。

以上でございます。

○保育課長（関田孝志君） 予算書215ページ、休日保育の利用につきましてでございます。

平成31年度の実績は延べ687人です。令和3年度の見込みにつきましては、現在登録を受付中ではありますが、平成31年度の利用実績程度の人数を想定しているところでございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 予算書222、223ページ、子ども家庭支援センター運営費における令和3年度における児童虐待の防止策、対応策についてでございます。

児童虐待対応につきましては、児童相談所をはじめとする関係機関との連絡会や個別ケース検討会議の実施により、ケースに応じた連携対応を図っているところでございます。子育ての悩みを抱えながら孤立している保護者など虐待に至るおそれがある家庭を早期に発見していくこと、気軽に子育ての相談ができる子育てひろ

ば事業や一時預かり事業などの利用を案内し、保護者の負担軽減を図ることが防止策になると考えております。

令和3年度におきましても、要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割を担う子ども家庭支援センターが中心となり、関係機関による個別ケース検討会議を適宜開催し、児童虐待対応に関わる連携強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○青少年課長（石川博隆君） 予算書240ページから243ページ、学童保育所運営費、民間委託での運営に対する評価と令和3年度の運営と、それから事業の具体的な取組についての御質疑でございます。

学童保育所運営受託事業者の事業者評価につきましては、東大和市学童保育所運営の受託事業者評価要領に基づきまして、関係書類の確認と、去る令和3年2月2日及び4日の2日間におきまして現地に赴きまして確認をして、実施をしております。評価結果につきましては、運営面、保育内容、環境整備の評価項目のいずれにおきましても、市が求めます学童保育サービスの質の確保という視点におきまして、高い水準で実施できていたというふうに認識しております。

令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を引き続き徹底していただきながら、安定的な運営と、それから学校とのさらなる協力の下、事業者の独自性を生かした創意工夫によるサービス展開を期待してるところでございます。具体的に申し上げますと、市立図書館との連携によります読書環境の充実の取組などを行う予定という形になってございます。

以上です。

○生活福祉課長（川田貴之君） 予算書246、247ページ、生活保護事務費についてでございます。

コロナ禍の状況を受けての生活保護申請の増加見込みについてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大による影響が長引いている状況におきましても、現在のところ生活保護の相談状況は前年度と比べほぼ横ばいであり、また申請件数は減少していることから、生活保護への大きな影響は出ておりません。これは、くらし・しごと応援センター そえるの住居確保給付金をはじめとする給付金等の活用により、当面保護申請が抑えられているものと推測しております。しかしながら、緊急事態宣言をここで2週間延長され、飲食店などへの営業時間短縮などによる雇用への大きな影響を考えると、今後の生活保護申請につきましては、横ばいから微増になるものと見込んでおります。

次に、人員体制についてですが、ケースワーカーの負担軽減を図るため、生活保護申請時の預金調査等の事務などを行う会計年度任用職員の一般事務を新規で予算化しております。

また、窓口での申請相談や生活保護を受けてからの相談対応につきましては、生活困窮に至るまでの過程で心身ともに疲弊していることも多い相談者や被保護者の心情に配慮し、引き続き懇切丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 予算書253ページ、災害時要配慮者対策事業費についてでございます。

まず、避難行動要支援者名簿に登録されている方の人数ですが、令和3年3月8日時点で1,386人となっております。高齢化などに伴う対象者の増によりまして、登録される方の数も増加傾向となっております。

次に、取組についてであります。地域の避難支援等関係者に対しまして研修や講座を開催することを想定してございまして、自治会やマンション管理組合には、要支援者の支援体制づくりの推進としまして、防災モデル地区事業を実施し、また民生委員などを対象に、個別支援計画作成に向けて災害時要配慮者の避難支援対策

等の研修を継続して実施することを見込んで予算措置をしております。

さらに、防災フェスタにおきまして啓発ブースを出展し、御来場いただいた市民の皆様へ、災害時要配慮者対策事業の周知を行うための予算措置をしております。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 御答弁ありがとうございました。

2点、質疑をさせていただきます。

1点目は、予算書215ページの民間保育園運営委託の休日保育の利用状況ですけれども、この1年間、テレワーク等があったと思いますけれども、増えておるとも思いますけれども、31年687名ということで、これは人数的には減少傾向なのか、どういう状況なのか、それをお伺いします。

あとは要望ですけれども、予算書253ページ、災害時要配慮者対策事業費ですけれども、先ほど御答弁でも、やはり高齢化によって年々増えていくということですが、これに関して、やっぱり対応がおろそかにならないようにしっかりと、警察また民生委員と連携を取りながら、周知徹底を進めていただきたいと思います。お願いします。

○保育課長（関田孝志君） 予算書215ページ、休日保育でございます。

今年度の人数ですが、まだ集計はできておりませんが、大幅な減ということで、半分以下にはなるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（大川 元君） 193ページ、高齢者慶祝事業費についてですが、ほかの委員の質疑で、金婚式については中止になったということで、その意義については評価しますが、年々、日本の平均寿命が延びる中で、百歳祝金についてはどのようになってるのかについて、その意義についてお聞かせください。お願いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 予算書193ページ、高齢者慶祝事業のうちの100歳以上の方の慶祝事業でございますが、私どもとしては長寿祝い金の支給事業というのを持っております。令和3年度におきましても、この事業は継続したいと思っております。これは、やはり100歳以上の方は現段階でもそれほど多くないということで、100年以上の人生を歩んだ方に対する敬意というものは、現代でも敬意を表する必要性はあると、こういうふうに考えております。

以上であります。

○委員（上林真佐恵君） では、何点か伺います。

まず、予算書193ページ、高齢者日常生活支援事業費のケアラー支援事業委託料ですけれども、ケアラーの孤立を防ぐために必要な取組だと思っておりますけれども、参加者をどのように増やしていくかという点でも市も課題として認識されてると思っておりますけれども、このコロナという状況、人を集めるのが困難だという状況の下、また先ほど歳入のほうで、担当者がほかの業務と兼任するというような御答弁もありましたが、そうした中で参加者はどのように増やしていくか、ケアラーの孤立を防いでいくかということで、来年度どのように取組を行うのか伺います。

次に、予算書211ページの乳幼児医療費助成事業費と義務教育就学児医療費助成事業費ですけれども、党市議団として拡充も繰り返し要求しておりますので、毎年伺っておりますが、市が行っている医療費助成を18歳まで引き上げた場合の予算の見込みについて、窓口負担の200円を無料にした場合の見込み、また所得制限があるまま18歳まで引き上げた場合の見込みについて、こちらは小中学生と比べた場合の高校生の医療費水準、受診

率は低くなると思いますので、それを考慮した金額で伺います。また、18歳までの入院費のみ補助した場合の予算についても伺います。

それから、全国の自治体で18歳まで引き上げるということが少しずつ増えてきていると思いますが、直近の数字と来年度の予算編成に当たって、導入の検討を行ったのかどうかも併せて伺います。

続きまして、予算書215ページからの民間保育園運営委託・補助事業費、それから218ページからの市立保育園費のところでも伺いますが、来年度の待機児童数の見込み、確定はしてないと思いますが、見込みと、それから保育士確保の状況について、特に保育士が確保できないことを原因として市内の保育施設の定員を埋められてないという状況がこの間続いているかと思っておりますので、来年度についてはどのような見込みなのか伺います。

また、幼保無償化に伴って保育料から切り離され、新たな保護者負担となっている副食費について、保護者の負担軽減のために市が負担した場合、予算は幾らになるのか。また、来年度、この副食費に限らず保護者の負担軽減、どのように取り組んでいくのか伺います。

続きまして、予算書215ページの保育士確保支援事業費、保育士不足しているということで、確保のために来年度どのように取り組むのか伺います。また、コロナの中で医療や介護、障害福祉の従事者には国から慰労金も給付されましたが、保育士については対象外となっております。会派として市内保育士に対する慰労金の支給も要望してはいるんですが、この慰労金ということについての必要性をどのように認識しているのか伺います。

続いて、予算書219ページ、病児・病後児保育事業費、移転に伴って定員拡大など、またそのほかの機能強化が図られるのかどうか伺います。また来年度の課題についても伺います。

続いて、予算書227ページ、子どもショートステイ事業委託費ですけれども、新規事業ということですので、期待される効果について伺います。

最後、予算書241ページからの学童保育所運営費ですが、来年度の学童保育の待機児童の見込みとランドセル来館の施設ごとの人数の見込みについて教えてください。

また、関連して、事業者の評価結果及び令和3年度に向けた助言等の資料を頂いています。ありがとうございます。例えば、これでC評価というふうになっているもので、人員配置が適切である、また緊急時、事故発生時等について研修を行っている、苦情について適切に対応しているという、こうした項目について、Cなのでおおむねできているという評価なんですけれども、具体的にどのような事例に基づいてこうした評価になったのか、また来年度どのように改善をしていくのか、具体的に伺います。

また、保護者からの声をどのように反映していくのか、保護者アンケート等についての来年度の取組を伺います。

以上です。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 予算書193ページ、高齢者日常生活支援事業費のケアラー支援事業につきまして御質疑いただきました。

コロナ禍におきましては、要介護者もそうですけれども、ケアラーですね、介護者も自宅で過ごす時間が多くなりまして、ケアラーの孤立感というものが増加することが予想されております。このため、今年度、令和2年度の運用におきましては、コロナがありましたけれども、こころの相談事業ですとか、あるいはケアラーズカフェ事業につきまして、オンラインではなく、感染拡大防止措置を講じながら現実の事業実施をしてきたということがございます。令和3年度におきましても、なるべく現実的な事業実施を基本に、このケアラー支援事業を運営してまいりたいと、このように考えております。

なお、利用率の向上でございますけれども、まず広報あるいは周知の充実ということで、市報の掲載回数の増加ですとか、あるいは認知症ガイドブック、これはケアラー支援事業の紹介記事記載されておりますけれども、そういったものを配布したり、あるいは要介護認定の結果通知にケアラー支援事業のチラシを同封すると、こういう形で周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

さらに、内容的にもほっと支援センターですとか、あるいは民間のケアラーズ支援事業という業務がございますけれども、そこと連携いたしまして、例えばミニ講座の講習依頼なども実施していきたいと、このように考えております。

以上であります。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 予算書210、211ページ、乳幼児医療費助成事業費と義務教育就学児医療費助成事業費の質疑でございます。

小学生、中学生を対象として所得制限ありで試算いたしますと、窓口負担額200円を無料にした場合は、およそ950万円が必要となります。所得制限があるまま年齢を18歳まで引き上げた場合は、およそ2,330万円が必要となります。入院費のみ18歳まで補助した場合は、およそ160万円が必要となります。

なお、医療費につきましては、感染症の流行など様々な要因により変化するため、試算した額も変動する場合がございます。

あと、全国の自治体における18歳以上まで助成を行って自治体についてですが、厚生労働省の令和元年度乳幼児等に係る医療費の援助についての調査によりますと、平成31年4月1日現在18歳の年度末までの児童の通院を助成している市区町村の数は659市区町村で、全体の数が1,741市区町村、全体のおよそ38%となっております。

あと、令和3年度予算における18歳までの導入の検討につきましては行っておりません。

以上です。

○保育課長（関田孝志君） 予算書214ページ、令和3年度待機児童の見込みにつきましてでございます。

申込数の減及び保育士確保による受入枠の増、これを主な要因といたしまして、令和2年度より減少する見込みでございます。保育士確保の状況につきましては、保育士の確保対策等により一定の保育士の確保ができてきているものの、依然として定員を満たすことが難しい園がありますことから、引き続き待機児童解消策を進めてまいりたいと考えております。

保育施設や幼稚園に通う3歳以上の副食費を市が負担した場合につきましては、昨年度もお話ししたとおり、およそ1億円の予算が必要となるものです。また、今後の保護者の負担軽減につきましては、令和3年度も引き続き国の基準に基づく負担軽減策を取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして215ページ、保育士確保支援事業についてであります。

こちらにつきましても、これまでのとおり引き続き事業を継続し、保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。また、市独自に保育士の方に慰労金を支給する予定はございません。

続きまして、予算書219ページ、病児・病後児保育事業でございます。

病児・病後児保育につきましては、現時点で定員拡大等の機能強化等については、予定はしてございません。

また、来年度以降の課題といたしましては、依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見えないことから、今年度に引き続き、運営事業者が安定的な運営を確保できるための財政的な支援が課題であると考えてございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 予算書226、227ページ、子どもショートステイ事業でございます。

期待される効果についてでございますが、施設を活用した常時受入れが可能となり、緊急時の預かりにも柔軟に対応できること、及び児童養護施設の専門性を生かした特別な配慮を要する家庭への対応等、児童虐待防止に向けた予防的支援の効果も期待できると考えております。

以上です。

○青少年課長（石川博隆君） 予算書240ページから243ページ、学童保育所運営費でございます。

現時点におけます令和3年度の学童保育所の待機児童の見込数でございますが、令和2年度の当時の時点よりも増加するものというふうに見込んでございます。その理由としましては、利用申請の総数としては若干減少してございますが、一部地域によりましては新1年生を含む低学年の申込みが増えておりまして、そのような小学校区では今後も断続的に待機児童が多くなるものというふうと考えてございます。

なお、ランドセル来館事業につきましては、平成31年度から保護者の多様なニーズに応えるために、学童保育の申込みを経ずに最初から選択ができる仕組みというふうになってございます。

現時点でランドセル来館事業を選んで申込みされた数、施設ごとの人数でございますが、ならばし児童館で48人、第四小学校で24人、かみきただい児童館で25人、むこうはら児童館で20人、なんがい児童館で30人、第二小学校で10人、きよはら児童館で19人、さくらがおか児童館で38人という形で、合計214人というふうな形になってございます。

次に、資料要求の6であります事業者評価結果及び令和3年度に向けた助言等の関係でございますが、事業者評価の評点におきまして、C評価というのはおおむねできているというものでございます。その中で人員配置の項目でございますが、受託事業者のほう、仕様書等に基づいて適切な人員配置、これを行ってございませけれども、さらなる有資格者等の拡充を期待して、このような評価という形になってございます。

続きまして、緊急時、事故発生時等について研修の項目なんですけど、これは個別のそういった専門の研修というものはできなかったものの、職員の採用時ですとかリーダー研修の実施時におきまして、そういったことも含めて研修実施しておりますので、それでおおむねできているというふうに評価したものでございます。

令和3年度に向けましては、さらなる研修の充実に向けて助言をしてるところでございます。

それから、苦情についての対応の項目なんですけども、一部のクラブではありますが、子供同士のトラブル対応におきまして、保護者への連絡のタイミング等がずれたことによりまして、保護者から苦情が寄せられたものにつきまして、業務責任者を通じまして、改めて全てのクラブに対しまして迅速な保護者への連絡の周知徹底を指示したことによるものでございます。

それから、保護者の御意見等の反映につきましては、委託仕様書の中で学童保育所の運営に必要な事務として、保護者アンケートですとか児童用を含む御意見箱の設置を実施して、保護者や児童からの意見を把握するとともに、業務改善につなげるという形にしております。今現在令和2年度中につきましては、受託事業者においては現在集計中ということになります。そちらの結果を踏まえて、来年度の業務改善のさらなる学童保育の質の向上につなげていただければというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

2点、再質疑を行います。まず予算書の211ページ、乳幼児医療費助成事業費と義務教育就学児医療費助成事業費のところですけども、昨年と比べて、昨年、18歳までの医療費の引上げを行った市区町村541とい

うことだったんですが、これが659で、割合としても31%から38%になってるということで、またコロナっていうことを受けて狛江市なんかで、非課税世帯だけですけれども、引上げを行ってる自治体もあるというところで、当市でも何かこの医療費助成について、できることから拡充をしていくっていう必要性があるのではないかなと思うんですが、再度御認識を伺います。

それから、予算書241ページからの学童保育所運営費のところ、ランドセル来館、直接申込みができるということで、今現時点での人数の見込みも伺いましたけれども、場所によって子供たちが多くなっているっていうようなところもあるんですけれども、ランドセル来館のほうは面積基準とかはないというふうに認識してますが、そうした中で子供たちの安全ですとか質の確保をどのように取り組んでいかれるのか伺います。

それから、頂いた資料との関係で、市としては、先ほど他の委員への御答弁でも、質の確保、高い水準で維持されてるというようなこともありましたけれども、維持っていうことも当然ですけれども、向上っていうことも図られているというふうに市は認識、質の向上ということが図られてると市が認識しているのかどうか、その点、見解を伺います。

それから、来年度新たなサービスとして、先ほど図書館との事業を行うということで御答弁あったと思いますが、その点もう少し詳しく具体的な内容教えていただきたいのと、もしほかにもサービスの拡充あれば教えてください。

以上です。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 予算書210ページ、211ページの乳幼児医療費助成事業費と義務教育就学児医療費助成事業費に関してでございますけれども、市の認識ということでございますが、市といたしましては、やはり子ども・子育て支援施策を現在充実させているところでございます。その中で、市財政の限りある財源の中で様々な施策を行って中での施策の優先順位を定めまして、今後も施策の展開を進めていく必要があると考えております。

医療費助成に関しましては、社会保障制度の一環として、国において全国一律の制度として創設をしていただくものと考えており、全国市長会等を通じまして、引き続き予算要望の際に要望をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○青少年課長（石川博隆君） 予算書240ページから243ページの学童保育所運営費で御質疑でございます。

まず、それに関連してランドセル来館の、委員おっしゃったように、配置に関しての基準は特段設けられていないような状況でございます。各館の地域によって人数等も多いところ、少ないところもありますけれども、いづれにしても、スタッフとしましては児童館の職員、こちらが対応するという形になっています。児童館職員、常勤が1名ずつおりますが、またそのほかは会計年度任用職員さんということで、この4月から体制が変わっておりますが、この新しい制度になりましたから、職員に対しましては様々専門の研修、子育てひろばを含めて専門研修も受講を進めてございます。そういったことで様々なノウハウを蓄積していただいて、ランドセルの来館に来る子供たちにつきましても安心・安全な居場所づくりの提供ということに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、受託事業者の新たなサービスということなんですけれども、具体的な内容につきましては私どものほうでも、今現在につきましては図書館との連携という話を伺ってることでございまして、あとはなかなかそのほかにつきましては、現状については把握ができてないという状況でございます。

以上です。

○委員長（床鍋義博君） ここで5分間休憩します。

午後 3時18分 休憩

午後 3時23分 再開

○委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほど、1点、御質疑に対してお答え漏れがございましたので、お答えさせていただきます。

予算書240ページ、241ページ以降の学童保育所運営費の関係の質の向上のところでございます。

資料要求で回答させていただきました事業者の評価なども御覧になっていただきますと、100点満点中、総合評価としても、私ども82点ということをつけさせていただいております。事業者においては、令和2年度は非常にコロナの状況で、いかに感染をさせないで安定・安全な学童保育所を運営するかということで注力をしてまいりましたけれども、そういった中でも非常に頑張って業務をお取組んでいただいていたと感じております。質の向上に関しまして、これを御覧になっていただいて、こちらとしても業者のほうに引き続きこのような形で頑張っていたきたいということでお伝えもさせていただいておりますので、引き続き事業者と調整を図りながら質の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 1点、お伺いします。

今の予算書240ページからの学童保育所運営費の243ページにあります民間学童保育所運営補助事業費についてなんですが、今も御答弁などもありましたけれども、質疑もありましたけれども、人員体制につきまして、この1年間で職員というかスタッフの方の入れ替わりなどがどれくらいあったのか、職員の定着状況について把握されてるところをお伺いしたいと思います。

これはインターネット上でですけども、常に求人広告などが出てきていて、無資格オーケーみたいな表示が出てくると、どのようになってるのかなというのが不安になる方もいらっしゃるかと、あと入れ替わりが多いと、子供たちも安心して過ごすことが難しくなるということもあると思いますので、職員の勤務の定着のことについてお伺いしたいと思います。

それから、昨年度、移行していくに当たり、これまで勤めていた11名の方が継続して勤務していかれるということだったんですが、その方たちが令和3年度についても継続されるのかどうかもお伺いします。

○青少年課長（石川博隆君） 予算書240ページから243ページの学童保育所運営費の関係でございます。

受託事業者の職員の入れ替わり、定着率につきまして、そういった職員の関係につきましては事業者内の職員雇用案件でありますことから、詳細につきましては、申し訳ないんですけど、市としては把握はしてございませんというような形でございます。

なお、各クラブにおきまして、若い男性スタッフですとか、今委員おっしゃったように、アルバイトという形の大学生等の若いスタッフが従事していることがございますが、年齢が近いということもあまして、子供たちが早く打ち解けて、楽しく放課後を過ごすことができおまして、よい影響があるものというふうな形で認識しているところでございます。

最後に、旧職員の方々の去就につきましても先ほど申し上げたとおりというふうなことで、詳細についても、

こちらについては把握はしてございません。

以上です。

○委員（実川圭子君） 予算書240ページからの学童保育所運営の委託の件ですけれども、先ほど他の委員からの御答弁の中で、人員配置については、評価に関しては有資格者の充実などを図ったかどうかというような評価をしたということなんです、この点、このような評価をしたところでも職員の体制などは見なかったというような御答弁なのか、そのあたりと、有資格者の割合などもどのように把握して、そのような、今後拡充というような評価に至ったのか、もう一度伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 予算書240ページからにかけての学童保育所運営費の関係でございます。

放課後児童支援員の認定資格研修につきましては、市においても受託事業者の方に積極的にお声をかけをさせていただいて受講していただくということで、情報提供させていただいております。ただ、残念ながら、令和2年度はこのコロナ禍におきまして、研修自体が中止となったり、日程が順延となったりということで、非常に受講もしづらい状況となっております。その中においても、受託事業者において多くの方が受講していただきまして、現在25人の方が支援員の認定資格を有して勤務をさせていただいてるところでございます。25人ということでございますので、各クラブおおむね2人以上有資格者の職員も配置されてるということでございますので、引き続き、先ほどの質の向上に関連いたしますけれども、令和3年度においても引き続き認定資格研修に積極的に参加していただくよう、受託事業者に対し働きかけを行ったり、調整などをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 213ページ以降の児童措置費ですけれども、南街地域における民間保育園の施設整備遅れていたわけですけれども、現在の見込み、令和3年度の見込みについて伺います。

それから、192ページ、高齢者日常生活支援事業はどんどん予算が減っているんですけど、今回は介護保険会計に組み替えたってことでまた大幅に減ってるんです。それで、介護保険会計に組み替えた事業とそれぞれの事業費を伺います。それから、総額でいいので、それらの事業の前年度予算額との比較を伺います。

それから、これ所管が保育課になっているので、206ページ以降の児童福祉費で伺いますけれども、主な補助金等の内訳表という資料の7ページで、私立幼稚園保護者に対する補助事業費が軒並み減と。特に、実費徴収に係る補足給付費補助金が大きく減ってるっていう状況ですけれども、それぞれ理由を伺います。

それから、予算書241ページからの学童保育所運営費のところですが、現在有資格者が25人ということでしたけれども、他の委員からも、職員の定着率がどうなのかという疑問があって、市の側は把握してないということですが、子供を日常的に接する人がくるくるくる入れ替わるというのは誰が考えてもあまり好ましくないで、そこら辺の実情について今後把握していく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点についての認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 予算書218ページですね、民間保育園等施設整備補助事業についてであります。

南街地区におけます民間保育園につきましては、現在令和5年4月の開園に向けて、実施事業者が建設予定地の取得に向け努めているところでございます。

続きまして、一般会計の主な補助金等の内訳書7ページ、ここの私立幼稚園保護者に対する補助事業のうち、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金につきましては、幼稚園利用者の減が主な要因となっております。

施設等利用給付費補助及び実費徴収に係る補足給付費補助金につきましては、令和元年10月の幼児教育・保育無償化の開始により新設した事業となっております。令和2年度の予算では、当初予算の算定期限の関係により概算的に計上したものとなっております。このことから、令和3年度の予算からは実績に即した予算と計上させていただいておりますので、その差額が減になったというふうに考えてございます。

以上でございます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 予算書192ページ、高齢者日常生活支援事業費におきまして、介護保険事業特別会計に移行したのにつきまして御質疑いただきました。

この介護保険事業特別会計の保健福祉事業に計上したのものとして、これまで一般会計の高齢者日常生活支援事業費で計上していました寝具乾燥等手数料、これが79万9,000円、それからおむつ貸与・支給事業委託料ですね、これが786万8,000円、そして在宅医療・介護連携推進事業費で計上しておりました多職種情報連携支援事業補助金、これが168万2,000円、これが移行の対象でございます。

それから、令和2年度と総額で比較いたしますと、令和3年度におきましては、これらの事業費の合計は1,034万9,000円でございます。一方、令和2年度におきましては1,042万1,000円で、7万2,000円の減額ということでございます。

以上であります。

○青少年課長（石川博隆君） 予算書240ページから243ですね、学童保育所の受託事業者の施設の支援員の人数ということですが、委託仕様書の中におきまして、毎月1回、実績報告書というものを提出いただいております。その中で、各施設の職員の配置報告と、こういったものも受けてるということございまして、毎月1回必ず職員の配置の状況というのを、毎月の報告書でもって詳細を把握しておるところでございます。

また、支援員等、先ほど部長からの御答弁ありましたように、今現在おおむね平均して2名という形で固定的に配置がされてございます。それと、また補助員という形のスタッフがついておまして、そういった形の中で、毎月の状況等を確認しておりますけれども、くるくる替わるというふうな形の人員配置がされていることはないというふうな形で、今後も引き続き注視してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（床鍋義博君） 民生費の質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、民生費の質疑を終了いたします。

○委員長（床鍋義博君） 引き続き、第4款衛生費の質疑を行います。

○委員（東口正美君） それでは、衛生費質疑をさせていただきます。

まず、予算書258ページから261ページ、成人保健事業費の各種がん検診の令和3年の目標を伺いたいと思います。

コロナ禍で受診控え等があるというふうに考えられますが、年間の死亡原因、やはりがんが断トツでございます。コロナの、残念ながら、これだけ感染対策をしておりますが、年間の死亡者数8,000名を超えてまいりましたが、一方がんにおきましては37万人という形で、やはりここのがん検診を、コロナ感染対策を取りながら、どのように令和3年度行っていくのか伺いたいと思います。

続きまして、271ページ、環境保全費でのホテル・トウキョウサンショウウオ飼育事業費について伺いたい

と思います。

この事業費、恐らく昨年まではホテルの里づくり事業費という名前だったと思うんですけども、ここにトウキョウサンショウウオが名前として入ってきたことが、令和3年どのような事業展開になるのか伺いたいと思います。

続きまして、273ページの公害対策事業費について、受動喫煙の防止についての取組について伺いたいと思います。

各駅前等、喫煙のパーティションを置いていただきましたけれども、その上でさらに駅前と駅周辺での喫煙マナーのマナーアップについての取組をどのように考えているのか伺いたいと思います。

続きまして、274から277ですね、ずっとごみの問題です。

清掃費の清掃総務費ほか金額が上がってきているという点について伺いたいと思います。

これまで、ごみの減量、廃棄物の減量が行われれば、それに対して市民の負担も軽減を図っていくという目標を持っておりましたが、これがコロナ禍におきまして、どうしても廃棄物が増えてきている、また家庭廃棄物処理手数料なども増えてきて、市民負担が上がってきておりますけれども、このことにつきまして、市民への負担軽減、またサービス向上の観点から、どのように令和3年度取り組んでいくのか伺いたいと思います。

以上です。

○健康課長（志村明子君） 予算書258ページ、成人保健事業費についてでございます。

今年度、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策としまして、検診車による前期の集団検診を中止いたしております。後期につきましては、感染症対策を徹底いたしまして、集団検診等を行ったところでございます。

また、市内個別医療機関で行います個別検診におきましては中止とせず、各医療機関において3密防止や感染症対策をしていただきながら、中止せずに実施いたしたところでございます。

令和3年度におきましても、これらの後期で行ったように検診車による集団検診、併せて市内医療機関での個別検診につきましては、感染症対策を徹底しながら実施していきたいと考えてございます。

また、市民の皆様におきましても、検診は病気の早期発見に有効であり、重要でありますこと、また検診の実施に当たっては感染症対策を徹底して行っていること、さらには検診は健康寿命の延伸に有効であることなどについて情報提供をし、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○環境課長（下村和郎君） 予算書271ページ、ホテル・トウキョウサンショウウオ飼育事業費についてでございます。

本事業費は、お話にありましたように、令和3年度予算から名称を改めております。これは、トウキョウサンショウウオの飼育につきましても、従来から本事業費において行っていることによるものであります。

事業内容としましては、これまでに引き続き、ホテルにつきましても、野火止用水遊歩道のせせらぎで生息できるように、ホテル及び餌となる貝を庁内で飼育し放流するとともに、現地の環境整備を行います。

また、トウキョウサンショウウオにつきましても、狭山緑地で引き続き生息ができるように、産卵した卵のうの一部を庁舎内で飼育し放流するとともに、現地の環境整備を行ってまいります。

地道ではありますが、こうした取組を通じて、自然環境や希少な生き物の大切さを感じていただきたいと考えております。

続きまして、273ページ、公害対策事業費におけます受動喫煙と喫煙マナーアップについてということでご

ざいます。

受動喫煙、屋外での喫煙に関しまして、令和3年度、環境保全審議会に、東大和市における屋外喫煙の在り方について諮問を行いまして、当市における屋外喫煙のルール化の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、駅前をはじめとします路上喫煙のマナーアップにつきましては、平成31年度に東京都の補助金を活用いたしまして屋外公衆喫煙所を整備しておりますが、一部の方がまだ喫煙所の外で喫煙しているとの御意見も寄せられております。現在、喫煙所の周囲に注意の掲示を行うなどしているところです。

なお、令和2年度はコロナ禍によりまして、例年行っております喫煙マナーアップキャンペーンが実施できなかったため、市報2月15日号でございますが、喫煙マナーの向上についてお願いをしたところであります。

こうした取組によりまして、たばこを吸う方と吸わない方がお互いに気持ちよく過ごせる環境づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 予算書274ページ以降のごみ処理事業の全般ということでお答えさせていただきます。

全体では、負担金等の増額に伴いまして、約1億数千万円増額に、事業費として、清掃事業費以降、全部増えているという形でございます。市民負担の軽減ということもやはり考えなきゃいけないという形はあるんですが、どうしても施設整備という形で、小平・村山・大和衛生組合の中でも焼却炉の更新がここで始まるということ。また、これは近隣自治体の御協力ということと、施設の近隣の住民の方の御理解もいただいた中で、ここで広域支援ということで、可燃ごみの焼却を他の自治体のほうにお願いをしていくという形もこれから行っております。そういったこともありまして、小平・村山・大和衛生組合では、広域支援の予算ということでも4億5,000万円ほど負担額のほうが増額になってるということがございます。

そういったこともありまして、負担額、どうしても御負担をいただかなければならないところはどうしてもあるということだけは御理解をいただきたいと思っております。ただ、やはり減量していただくということは、やはり小平・村山・大和衛生組合への可燃ごみ、不燃ごみ、また粗大ごみの減量という形、そうすると負担金のほうにやっぱり影響があるということ、また容器包装プラスチック、ペットボトル、これの減量についてもやはり必要だという形になるというふうにつながっていくという形でございます。

そのためにも、市としましては、ペットボトルの回収というのは民間事業者の御協力をいただいて、今でございますと、セブン-イレブンさん、またコカ・コーラさん、御協力いただいて、回収事業のほうに尽力していただいております。また、粗大ごみの関係、またごみの減量ということもありまして、株式会社ジモティーさんと協力して、実際にごみに出す前に一回、必要となつてらっしゃる方がいらっしゃるかもしれないので、そういう形のインターネットのサイトを利用して減量に御尽力いただく。また、そうすると、粗大ごみに出す料金も無料で搬出することができるという形になりますので、そういったこともサービスの向上という形で考えているところでございます。

どうしても、今コロナ禍ということで、ごみの関係では排出量が増えているという形はあるんですが、いかにしてそこをごみにしないで資源として利用していただけるかというところを、今市としては考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

再質疑といたしまして、ページ数273ページの公害対策費、受動喫煙についてですけれども、令和3年度環境保全審議会でルール化されるということですが、他市においては、各市ごとの条例等を設けて、駅前のマナーアップに対しての取組をしてるともありますけれども、本市としましては条例化ということについてどのようにお考えかということをお伺いしたいと思います。

続きまして、274ページからの各種清掃費の増額についてでございますけれども、今様々ごみ対策として民間との協力で減量に取り組んでいただいていることは十分承知をしております。また、一方、負担をなかなか軽減できないということも今御説明をいただきましたけれども、その上で例えば本市が指定収集袋の有料化を図ったときには、戸別収集ということで、市民サービスの向上を図られたわけですね。負担はお願いするけれどもサービスを向上するというをさせていただきました。この間、集合住宅、団地、マンションにおきまして、高齢者のごみ出しについての要望等をこれまでも伝えさせていただきました。人生100年時代に入りまして、90代を超えても一人で暮らしてらっしゃるような方たちのごみ出し等の市民サービスの向上を次には考えてもらいたいと思っておりますし、また資源物につきましても、不法投棄の温床となっているような資源物ステーションについての撤去等もサービス向上として考えてもらいたいと思っておりますが、この点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○環境部長（松本幹男君） 予算書273ページ、公害対策事業費でございます。こちらは喫煙に関する条例化の話でございます。

多摩地区は、23区も含めての話になろうかと思いますが、条例による一定のルール化を図ってる自治体がほとんど、九十数%であろうというふうに思っています。多摩地区で条例を持ってないのが、本市以外に1市、2市って、そのぐらいの状況に今なっていると思います。

本市においても条例化はしなければいけないという認識は持っております。ただ、どのような条例の中身にするかというそのところについて、令和3年度、環境保全審議会の委員さんに御意見をいただいて、それにより実効性のあるような条例をつくっていくべきであろうということで、次年度進めたいというふうに考えております。

2点目の、予算書274ページからのごみ処理の関係でございます。

こちら、平成26年の10月からごみの有料化を始めさせていただきました。そのときに、確かに委員がおっしゃるとおり、当面の戸別収集というのは、有料化対象といたします可燃、不燃、プラというその3つになっております。ですから、当時、資源につきましては、また一定の期間を経た後に事業検証を行いたいということで御答弁をかつてさせていただいております。あれから年数かなりたちました。また、収集事業者のほうも、また排出する市民の側も今の形にかなり慣れてきたということもございまして、今後につきまして、それほど時間をかけない中で資源の戸別化、これをどういう形で戸別に持っていくか。ここの戸別をいたしますと、最終的に路上のステーションは全てなくなるという、安全性の確保も図れるというふうな利点もございまして、そこにつきましても、ごみについては廃棄物減量等推進審議会がございまして、同じくそちらのほうへ委員さんの御意見を賜りながら、またあわせて、先ほど委員さんからお話ございました高齢者のごみ出しの関係ですね、こちら国もかなり今進めていて、東京都も一定の力を入れ始めているというのは、そこは私どもも認識しております。

したがって、一定の財源措置の制度等が国または東京都環境公社、こちらのほうで行われているという部分もございまして、その辺の動向も踏まえた中で、総体的な全体のごみの、引き続きの市民の負担感を軽減

できるような、具体的な手数料面では、大変申し訳ないんですが厳しいというところがございますので、負担感を感じる部分をなるべく取り除く施策というのを引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（森田真一君） 1点だけお伺いします。

予算書279ページ、ごみ減量推進事業費、ただいま他の委員からの御質問の答弁でも触れられていましたけれども、衛生組合の新焼却炉建設に伴って、旧炉の運転停止によって、4月以降、近隣の衛生組合に広域支援をお願いするということになるわけですが、ひとつ、他市に少しでも御迷惑かけないということ、これはもちろんのことですけれども、衛生組合の分担金の抑制の意味からも、例年以上に可燃ごみの抑制に努める必要が出てきたのかというふうに思います。

今ほどの御答弁の中では、ペットボトルのセブン-イレブンさんとの協力いただいたの回収だとか、あとジモティーさんの粗大ごみ抑制とか、いろいろ具体的な例でお示しになったんですけども、可燃ごみについては、今年度特段の何かキャンペーン的なものがあるのかどうかということをお伺いします。過去には、例えば可燃ごみの中から雑紙を取り除くだとか、それからあと生ごみコンポストだとか、いろいろ具体的なことをやられたかと思うんですが、今年度特に何か考えていらっしゃるのかどうか伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 予算書279ページ、ごみ減量推進事業費でございます。

確かに、今広域支援ということで、本当にこれは、可燃ごみの減量は進めなければならないというふうに思っているところです。ただ、私たちは、市としては施策の展開をするに当たりまして、市民の皆様がどう受け止めてもらえるかということをごまかして、施策のほうは展開をさせていただくというふうに考えてございます。可燃ごみだけという話ではなくて廃棄物全般という話で、令和3年度も引き続き民間事業者さんの御協力をいただきながら、減量のほうは進めさせていただきたいと考えております。

その中でも、どうしてもなかなか難しいのが、生ごみだったり、可燃ごみだったりってところもありますので、そこは引き続き株式会社ジモティーさんの粗大ごみだったり、また生ごみの関係についてもそうですし、食品ロスの削減ということでも、フードドライブの実施、そういったところも、また令和3年度実施させていただきます。

廃棄物にしないというところをごまかして、また可燃ごみの削減を重点的にも考えて、また容器包装プラスチック削減、そういったところも全てにおいて削減をするという観点は忘れないで、全て令和3年度以降も進めさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（床鍋義博君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時55分 休憩

午後 4時 2分 開議

○委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（実川圭子君） 2点お伺いします。

予算書261ページ、子育て応援事業費の消耗品費のところ、これは多分、育児パッケージのことなんだと思いますけれども、その内容がこれまでと何か変わるのかということと、あと配付方法についてお伺いします。続きまして、予算書263ページ、予防事業費のところですが、ヒトパピローマウイルスワクチンの接種につ

いてなんですけれども、これまで積極的な勧奨は行わないとしていましたけれども、厚労省のほうから対象者に対して個別通知を出すようにというような連絡があったというふうに聞いてます。令和2年度、今年度どのような対応してきたのかということと、来年度、個別通知を出す予定があるのかを伺います。

また、積極的な勧奨は行わないという判断は維持しているのか、その点についても伺います。

○健康課長（志村明子君） 予算書261ページ、子育て応援事業費のうちの消耗品でございます。

こちらは、育児パッケージの内容を変更することに伴うものでございます。今現在の中身といたしましては、今配付しておりますネーム刺しゅう入りのタオルセットが5年経過するというので、御家庭によっては御兄弟で同じものを頂く方もいらっしゃるかと、アンケートを取るといったような中で変更を検討したものでございます。

現在の予定といたしましては、いろいろなものを組み合わせたパッケージの内容としております。カタログギフトセットのほか、市内の森永乳業（株）東京多摩工場で作っております乳製品、それから包括連携協定を結んでおりますユニ・チャーム（株）のおむつとお尻拭きセット、それからうまべえをプリントしておりますガーゼタオルなどを予定しております。

配付方法につきましては、今年度と同様に、保健センターの窓口でお申込みいただいて配付するというので、直接保健師などの看護職がお母様と顔を合わせる機会とすることを予定しております。

続きまして、予算書263ページ、予防事業費のうちヒトパピローマウイルス感染症に係る内容でございます。

このヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者への周知に関しまして、厚生労働省から具体的な対応について通知のほうが令和2年10月9日付で発出されております。市としましては、令和3年度はこの通知に基づきまして、定期接種の対象者及びその保護者に対する情報提供を行う予定としております。リーフレット等の手段につきましては、医師会などの御意見を伺いながら調整してまいりたいと考えております。

また、積極的な勧奨を再開するものではなく、引き続き積極的な勧奨を差し控えてる中での情報提供でありますことから、内容につきましては誤解を招かないような形で調整したいと考えております。

以上です。

答弁漏れがございました。申し訳ございません。今年度の対応についてでございます。

今年度は、その10月9日付で発出された後に、今年の3月で期間が終わってしまう高校1年生の方に対して、3月中に希望される方が打ち終わるよにということで、厚生労働省が作成したリーフレットのほうを個別に送付いたしております。

以上です。

○委員（実川圭子君） 予算書の263ページ、予防事業費の、今のHPVワクチンの接種についてなんですけれども、積極的な勧奨は行わないという、差し控えてるという中で情報提供ということだったと思いますけれども、今御答弁にあったように、誤解を招かないよにということですが、お子さんや御家庭の判断でどうしても接種したいという方については、医療機関でも丁寧に説明を行って接種をするということは必要だと思いますけれども、副反応被害者の方の治療も確立してませんし、そのことで裁判も行われて判決もまだ出ていない中で、無料で接種できるうちに受けておいてっていうような、何か広く周知するような形は、私はぜひ差し控えていただきたい。個別接種についても慎重にお願いしたいと思っておりますし、希望者が出た場合には、丁寧に説明をしていくということで対応していただければと思いますけれども、再度認識を御確認します。

○福祉部長（田口茂夫君） 予算書263ページ、予防事業費におけますヒトパピローマウイルスの感染症に対す

る予防接種の関係でございますが、基本的には保護者の方、お子さんと御相談をさせていただきながら、御自分がどうされるかということになるかと思えます。そういった意味で、専門的な見地というのも当然必要となってくると思えます。

そういったことから、医師会の先生方にもこの辺の状況等を適正に情報提供させていただきまして、御相談があった場合には適切な相談体制を取りながら決定をしていただくような形の促しはしていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 何点か伺います。

まず、予算書の259ページからの成人保健事業費で、先ほど御答弁で、受診控えてことがある中で、市としても感染対策を徹底されてるというような、情報提供を市民に対して行ってるということでしたけれども、来年度、具体的にこれまでと違った何か周知方法などを考えておられるのか、その点を確認させてください。

次に、予算書261ページの胃がんリスク検査委託料のところで、内視鏡検査、胃カメラの有効性が確認されているってということで、人間ドックや自治体の胃がん検診でも胃カメラを選べるところが増えてきているという中で、私も何度か要望しましたけれども、この間の御答弁では、医師会との協議の中で内視鏡検査への移行についても検討を開始するということだったと思えます。来年度に向けて、具体的にどのような検討を行ったのか伺います。

次に、予算書265ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費、PCRセンターのところですが、感染拡大を抑えるためには、ワクチンと両輪で検査も適切に行うべきだと思うのですが、来年度の拡充や強化についてどのように取り組むのか伺います。

次に、予算書274ページからの清掃総務費、委託料、巡回収集等委託料ですが、先ほどごみ出し支援についても質疑、御答弁ありましたけれども、高齢者等に対するごみ出し支援は、高齢化に伴って必要性が高まってると思えます。

先ほど国と東京都の支援ということで、国については昨年3月から、市区町村がごみ収集事業の一環として、こうした事業を実施する場合は戸別回収に伴う増加の経費ですとか、またNPOや社会福祉協議会などが実施する場合は、補助金や委託費の額、また事業の準備等に係る初期経費の5割を特別交付税措置されるというふうになってますけれども、先ほど御答弁で東京都も力を入れ始めたということだったので、その内容について教えていただきたいのと、それから他市の状況、こうしたごみの支援を行っている他市の状況についても教えていただきたいと思えます。

以上です。

○健康課長（志村明子君） 予算書259ページ、成人保健事業費の検診についてでございます。

令和2年度は、新型コロナ感染症対策としまして、検診車による前期の集団検診は中止いたしました。そのため、後期には定員を超えるお申込みがあり、抽せんを行っております。抽せんに外れた方への対応といたしまして、令和3年度にお申込みいただいた際には優先して受け付けることを予定しております。

続きまして、予算261ページ、胃がんリスク検査委託料についてでございます。

胃がん検診の内視鏡検査に関わる医師会との調整についてでございますが、令和2年度は4月から新型コロナ感染症対策について市と医師会とで取り扱う最重要課題とし、PCRセンターを含め、多岐にわたる項目について協議を継続しております。そのため、胃がん検診の内視鏡検査への移行に係る医師会との協議につきま

しては、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は保留事項といたしております。このことから、令和2年度は医師会との協議は行えておりません。

また、現時点ではワクチン接種などもあり、来年度、早い時期に協議を開始することは困難であると考えております。

続きまして、予算書265ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費の中のPCRセンターについてでございます。

令和3年度のPCRセンターの運営につきましても、今年度と同様に週2日、午後2時間を基本とし、4月から翌年3月までの1年間で計上しております。PCRセンターの拡充や強化につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況や市内の医療機関におけるPCR検査の対応状況の拡大など、PCR検査に係る状況を確認しながら、縮小も含めてPCRセンターの運営について医師会と協議し、調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 予算書274ページ、清掃総務費です。

高齢者等に、一般的に言われる、ふれあい収集と言われるものの導入という話だという形で御答弁させていただきます。今現状では、まだ調査研究という話のところと、あと関係各所、ありますので、そういったところと話をこれからまた詰めなきゃいけないようなところなので、情報の整理を今してるというようなことでございます。

また、先ほど環境部長のほうからも、都というようなお話もさせていただきましたが、これについては環境局のほうで、支援の在り方ということで冊子等を出しておりますので、そういったものも現状で力を入れてるというふうに考えてございます。

また、そういったところもありまして、東大和市だけでできるものでもありません。いろんなところと関係を持ちながら、また市の中でも関係部署、様々ありますので、そういったところと力を合わせて、そういったものが市として一番いいのか、そういったところを今これから調査研究をしていくというような形での、現状で考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 予算書274ページからの清掃総務費の、今のごみの支援のところですけども、先ほども総合的に検討していくんだという御答弁もありましたけれども、必要性としては市も御認識されてるというふうに思いますので、具体的に検討を始めていただきたいという要望と、それから他市の状況については、あまり把握されてないということでもよろしいのか。その点、ちょっと確認をさせてください。

○ごみ対策課長（中山 仁君） また、他市の状況ということで、26市の状況も、今手元にはございませんが、まとめてはございます。ただそれが、他市できてるから東大和にそれが当てはまるかというところはまた別問題だということで、現状では調査研究を進めてると、そのような状況でございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 予算書264ページのPCRセンターのところ、今年度については全額を都が補助していたと思いますけれども、令和3年度予算書を見ると、市の一般財源も使われてるんですが、これは制度的に変わったのか伺います。

それから、266ページ、救急医療体制整備事業の内容ですけども、財源としては特別交付税が充てられて、

対象は東大和病院だと思っんですけども、この補助金を受ける要件や補助額の算定について伺います。

それから、272ページ、公害対策事業費で、会計年度任用職員の報酬が半減しているんですけども、理由を伺います。事業そのものが減っているのではないかってちょっと疑念を感じたんですけども、減らした事業があれば伺います。

それから、277ページ、指定収集袋等管理業務委託料が、前年度予算6,001万6,000円から7,992万6,000円へ2,000万円近く増えています。理由を伺います。ちょっとこの指定収集袋等管理業務委託料って、家庭ごみだけではないのかもしれませんが、家庭廃棄物処理手数料は前年度予算1億9,500万円から2億400万円へ900万円増えただけなので、2,000万円近くこれが増えてるっていうのがどういうことなのか。

そもそも、家庭ごみ有料化方針では運営経費5,100万円っていうことになっていたんですけども、ほかにも運営経費はあるわけで、この点での説明を求めます。

○健康課長（志村明子君） 予算書264ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございます。

PCRセンターの令和3年度の事業費に充当いたします東京都の補助金は、東京都医療保健政策区市町村包括補助事業としており、その補助金の上限額が1,000万円となっているものでございます。

続きまして、予算書266ページ、救急医療体制整備事業についてでございます。

東大和病院は、社会医療法人財団大和会が設置、設定する公的病院等となりますことから、特別交付税の公的病院等に対する措置の対象となっております。金額の算定といたしましては、救急医療専用病院等の運営に対する助成として、国の通知に基づく算定式により行っております。

以上でございます。

○環境課長（下村和郎君） 予算書272ページ、273ページ、公害対策事業費におけます会計年度任用職員の報酬についてであります。令和2年度予算では2人分を計上しておりましたが、実際の雇用は1人でありました。このため、令和3年度は現状に即した予算計上としたものでありまして、減らした事業というのは特段ございません。

以上でございます。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 予算書277ページ、指定収集袋の管理業務委託料でございます。

令和2年度家庭系一般廃棄物指定収集袋、こちらのほうの販売枚数がまず増えたという形で、ごみの量が増えているという形になってございます。その関係もありまして、令和3年度、こちら作製枚数を増やしたというところがございます。また、1枚当たりの単価、こちらは作製の単価についても上がっているという話になってございます。

またそのほかにも、委員もおっしゃったとおり、令和2年度に計上しておりませんでした事業系一般廃棄物指定収集袋、こちらのほうと廃棄物処理シール、こちらのほうを令和3年度、計上させていただきました。その関係もありまして、金額については増額という形でございます。

また、運営経費につきましては、平成26年10月から実施させていただきました有料化方針、あちらのところの金額につきましては、25年の4月の段階での世帯数に応じた形での1億8,200万円という話で、歳入見込みという形を立てさせていただきました。その関係で、運営経費のところにつきましては28%ということで5,100万円を充てるという形でございますが、その当時から約3,000世帯、世帯数がまず増えているという形があります。そのことありまして、やはり枚数の、作製枚数は増やさなければならなかったというところが今の現状となっております。

また、そのほかにも、指定収集袋の販売手数料だとかそういったところも、こちらのところ、運営経費の中には入れさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 264ページのPCRセンターですけれども、先ほど、今回予算で充てた補助金の上限が1,000万円ってということで御答弁ありましたけれども、令和2年度、今年度についてはその補助金とは別で、多分全額補助だったんだと思うんですけれども、予算編成時ではこういうことなんですけれども、今後そういった補助が見込めるのかどうか伺います。

○健康課長（志村明子君） 現在のところ、令和2年度に活用した補助金と同じような補助金が創設されるというような予定は伺っておりません。

以上でございます。

○委員長（床鍋義博君） 衛生費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、衛生費の質疑を終了いたします。

○委員長（床鍋義博君） 引き続き、第5款労働費の質疑を行います。

○委員（森田真一君） 1点だけ伺います。

予算書282ページになりますが、労働費になりますが、予算として中小企業勤労者への融資だけでしたけれども、コロナで多くの労働者が職を失ったり減収となっている状況があります。国や東京都と連携して対策を打つ必要があると思うんですけれども、ここで市の施策、新たな展開ができないのかってということで、考え方を伺います。

○産業振興課長（小川 泉君） 予算書282ページ、労働費の御質疑でございます。

雇用対策といたしましては、就職面接会の開催などについて、ハローワーク立川や東京しごとセンター多摩との連携により取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、事業者の収入減少に対しましては、国が緊急事態宣言下における時短営業や外出自粛の影響で売上げが半減した中小事業者向けの一時支援金の支給を決め、幅広い事業者を対象に支給するとしております。市では、こうした支援策を含めまして、引き続き国や東京都の動向を踏まえ、地域経済の下支えとなるような対策についての検討を進めてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（床鍋義博君） 労働費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、労働費の質疑を終了いたします。

○委員長（床鍋義博君） 引き続き、第6款農林業費の質疑を行います。

○委員（荒幡伸一君） では、1点だけ質疑をさせていただきます。

予算書の287ページ、農業振興費の農業振興対策事業費の都市農業活性化事業補助金が大幅に増額されておりますけれども、具体的な事業内容と見込める効果について伺いをさせていただきます。

○産業振興課長（小川 泉君） 予算書287ページ、農業振興費の農業振興対策事業費の中ですね、都市農業活

性化事業補助金であります。

令和3年度に実施を予定しております事業につきましては、2人の認定農業者が対象となっております。1人目につきましては、鉄骨ビニールハウスを建て、ミニトマトの水耕栽培を行うほか、ケール、ビーツ等を栽培し野菜パウダーを生産することで、冬季の販売収益の増大を図っていくといったものでございます。

2人目につきましては、東京都の新技术にも認定されております東京フューチャーアグリシステム、こちらにつきましては、太陽光利用型の東京型統合環境制御温室と養液栽培システムによる植物工場といったような内容のものでございますが、こちらを導入し、需要が増加しておりますトマトの出荷量を現在の2.5倍までに伸ばすことで収益の増大を図っていくといったものでございます。

効果といたしましては、本事業により農作物の収穫量の増加、収入の増加を図ることができ、農業経営の強化に結びつくものというふうと考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） ありがとうございます。

予算書287ページ、農業振興費の再質疑をさせていただきますけども、今お二人の取組を伺わせていただきました。東大和市独自の農産物の開発に関する市としての取組を伺いたいですけども、例えば老舗そば店にて、市内でソバの作付や開発を行い小学校の授業で観察をするなどの、東大和市産そばを作るプロジェクトの取組を行っている様子を先日伺いました。そのように、東大和ブランドの農産物の開発などのお考えがありましたらお聞かせいただければと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 予算書287ページ、農業振興費の御質疑でございます。

東大和ブランドの農産物の開発についてでございますが、農業生産団体におけるブランド化に向けた既存の取組、これは以前、一般質問の中でもスイーツキャベツについて御答弁させていただいた経過がございますが、こうした取組を支援するとともに、民間事業者が行うブランドづくりへの支援を推進する必要があるというふうに考えております。

こうした取組状況を関係団体に伺いながら、市としてはどういった支援ができるのかを研究しているといった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（床鍋義博君） 農林業費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、農林業費の質疑を終了いたします。

○委員長（床鍋義博君） 引き続き、第7款商工費の質疑を行います。

○委員（中野志乃夫君） 292ページの商工振興費に当たるかと思うんですけども、電子マネー P a y P a y に関してお伺いいたします。

コロナで本当に各商店、地元の皆さん、深刻な状況の中で、商店の方から直接言われたのが、P a y P a y に関して大変効果的な、ありがたい面があったと。私もちょっと知らなかったんですけども、市外の方も、つまり30%割引云々っていうときには、大挙して市外の方が各地元の商店に、P a y P a y を使ってね、いろいろ商品を買っていただいたということで、私はかつていろいろ見てきて、例えば商品券とか、手間暇かかってもほとんど効果がない、いろんな苦勞をした中で、今回電子マネーの扱いは大変効果的だったかと思うんです。

けども、これ新年度予算に具体的なちよっと数字が入ってないんですけども、その辺はどう考えてるのかをお聞きします。

○産業振興課長（小川 泉君） 予算書292ページ、商工振興対策事業費の御質疑でございます。

3年度予算には、こうした事業の取組の予算は計上してございません。実際に令和2年度に行われました事業につきましては、先ほど効果があるというふうに御質疑の中でおっしゃっていただきましたけども、当市におきましては、大型店やチェーン店を除いた小売店等にキャッシュレス決済ができるように、1月、2月の第3弾、こちらを打ったときには、約3億4,400万円の決済額を生み出しております。

また、9月、これは東京都で初として取り組んだキャッシュレス決済のキャンペーンでございましたけども、こちらと11月のキャンペーンを合わせますと5億7,000万円を上回る……、こちらの、合わせますと、第1弾から第3弾までで、合計で5億7,000万円を上回る消費がされております。

なお、第3弾では、それまでの第2回の実施状況から、付与費に不足が生じないようリスク値を加えながら予算見積りをしてございましたけども、2月の第4週に当たりますかね、最終週には、土日において平日の2倍の消費額を上回る、予想をはるかに上回った消費がされたといった大きな効果が生まれております。

こうした内容につきましては、今後東京都や国の動向を注視しながら検討してまいりたいというふうに考えておりますが、東京都では令和3年度の補正予算において、東京都生活応援事業～コロナに負けない！～といったものが計上されておまして、この事業ではキャッシュレス決済によるポイント還元も対象となる見込みであるといったことから、こうした事業の活用も視野に入れながら今後の対策については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 具体的な成果が、それだけの金額があったっていうことは大変大きなことですし、私も地元の商店の人にぜひそのことは伝えてほしい……（「ページ」と呼ぶ者あり）ページ、すみません。先ほどの292ページの商工振興費ですけども、地元の商店の方も、ぜひそのことは議会でも伝えてほしいと言われたぐらいですから、ぜひ引き続き東京都、国に働きかけて、こういう形がやれるように頑張っていただきたいということです。これは一応意見ですので、答弁は結構です。

○委員（森田真一君） 伺います。

292ページ、商工費、まず市内商工業へのコロナの影響について、市が実態調査を行う必要、今あるんではないかと考えます。1年にわたるコロナ禍の下での営業で、相当経営体力を奪われてるという可能性もあると思うんで、ぜひ調査されたらいかがかと思うんですが、御認識を伺いたいと思います。

それから、同じく商工費、292ページですが、創業支援事業や活気ある商店街づくり事業、この間進められてますが、その実績と今後の課題についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○産業振興課長（小川 泉君） 予算書292ページ、商工費の商工総務費に当たりますかね。

まず1点目でございます。まず、コロナの影響による市の実態調査でございますが、市内事業者に対しまして新型コロナウイルスの影響の実態調査についてでございますけども、東大和市商工会に市内の事業者の業況等を確認しております。そうした中でも、中小企業者等応援助成金であったり30%還元の消費活性化事業の効果、こういったものが大きかったといったことなどもございまして、客足や売上げの減少という不満の声は届いてないといった報告を受けております。

市としましては、東京都が調査しております中小企業の景況、こちらのほうを参考にはしておりますけれども、独自の実態調査につきましては現在のところ検討しておりません。

以上でございます。（「もう一点はどうなんでしょうか」と呼ぶ者あり）答弁漏れです。すみません。

もう一点、予算書294ページですか。予算書294ページ、295ページにございます商工費の商工対策事業の創業支援についてでございます。

事業に着手して以降の実績、こちらで答えをさしていただきたいと思いますが、モデル商店街内に新たな出店が4店舗、モデル商店街内に空き店舗のマッチングが3件、また本事業の参加者が開始以降、こちらの3か所というのは関係人口でございますけれども、こちらが6人増えて30人となるなど、少しずつではございますが、着実に成果に結びついてるといったふうに考えております。

課題についてでございますが、現在の商店街はまだまだ人を呼び込む力が弱いといったことがございます。今ある商店街の組織力をさらに高めまして、店舗間連携による商店街の繁栄に結びつけていくこと、そしてコロナ禍の経済停滞を経験した今としましては、SNSやネットを併用した商売、キャッシュレス化の促進など、非接触のビジネス展開を含め、新たな日常における商店街の活性化を考えていかなければならないというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

予算書の292ページから295ページですね。商工振興対策事業費の創業支援の令和3年度の事業の内容はどのようなものかお伺いをいたします。

2点目として、住宅リフォーム助成事業の補助金ですけれども、地元事業者の要望をきめ細かく吸い上げて、事業者も消費者もより使いやすいように事業を展開するべきだと考えておりますけれども、令和3年度の取組とその検討に関してはどのような考えを持ってるのかお伺いをいたします。

続いて、予算書294から297ページに当たります観光推進事業ですけれども、市長の予算説明で観光事業の推進を訴えられておりますけれども、この中で東大和の魅力を積極的に内外へ発信していくとありますけれども、具体的な取組についてお伺いをいたします。

○産業振興課長（小川 泉君） 予算書292ページ、293ページ、創業支援の関係と、予算書294ページ、住宅リフォーム事業についてでございます。

まず、創業支援でございますが、令和3年度の創業支援につきましては、基本的に令和2年度と同様に創業塾の開催を予定しております。また、そのほか中小企業大学校にございます中小機構Business、こちらが東大和市の創業支援等事業計画において認定連携創業支援等事業者として国に認定されております。こうしたことから、Businessが主催する創業セミナーも含めまして、創業支援等事業として実施することとなっております。

また、お試し創業を行う場として、活気ある商店街づくり事業において設置しております東大和市創業チャレンジ施設チェルステ・ガーデンの活用の推進も併せて図ってまいりたいというふうに考えております。

もう一点でございます。住宅リフォームの助成事業においてでございますが、こちらは毎年、年度末に市内建設団体連絡会議を開催しておりまして、翌年度事業に向けた説明と意見交換を実施しております。各団体からの要望等についても、この場で伺っているところでございます。

令和3年度の取組につきましては、市内建設団体との会議におきまして、令和2年度と同様の事業内容で実

施する旨の調整が済んでいるとごさいます。

以上でございます。

○市民部副参事（宮田智雄君） 予算書294ページから297ページ、観光推進事業費についてでございます。

東大和市の魅力を内外に発信する取組についてであります、東大和市産業振興基本計画に基づきまして、市報及び市の公式ホームページやSNS、また東大和スタイルを活用した観光情報の発信や、令和2年度の事業実績を踏まえまして、感染防止対策を講じたスイーツウォーキングなどの観光イベントの開催を通じまして取り組んでまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 予算書294から297ですけれども、やっぱり東大和の魅力を積極的に内外へ発信していくってことで、スイーツウォーキングっていうお話がありましたけれども、まだまだ東大和としては魅力ある独自のものがたくさん、先ほど特産品の件も出ておりましたけれども、あると思いますので、ぜひ積極的に数多く具体的な進め方をしていただきたいと、これは要望ですけども、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（床鍋義博君） 商工費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、商工費の質疑を終了いたします。

○委員長（床鍋義博君） 引き続き、第8款土木費の質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 309ページの路面性状調査の進捗状況と、中間的にもここはかなり悪くなっていう様子なども分かってきていると思うので、こうした調査を踏まえた令和3年度の整備事業について伺います。

314ページ、コミュニティバス等運行事業費、運賃を100円に戻してシルバーパス提示の際に無料とする場合、どれだけの支出増が見込まれるのか。今年度については1,100万円という見通しでしたが、令和3年度の見通しについて伺います。

コミュニティタクシー試行運行、皆減となっておりますが、2つのコミュニティタクシー路線についての今後の見通しについて伺います。

それから、310ページの都市計画費のところですけども、東京街道団地の建て替えに関連して、17号棟の住人の方に、老朽化しているため同団地内での転居の通知が来ているようです。転居時期は来年9月以降のようですけども、ここは建て替えの話はなかったと思いますが、第3学童も出て第6学童、児童館だけが残る形になるのではないかと思います、この先の話は何かあるのか、どうなっているのか伺います。

また、転居に伴って転居先の居住面積が狭くなるという話も一部聞いていますけれども、現状は維持されてしかるべきなんではないかと考えますが、そのあたりについても伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 予算書309ページの市内道路改良事業費の中の路面性状調査の進捗状況についてでございますが、市内全域の市道路線1,244路線のうち幅員2.5メートル以上の舗装された道路946路線が対象でございます。

令和2年度につきましては、主に新青梅街道から北側の路線379路線を調査いたしました。この調査では、評価区分としまして、1、健全、2、機能保持段階、3、修繕段階の3つに分けまして、この3の修繕段階でまた2つに分けて、表層等修繕と路盤打換等の2段階に分けて評価してございます。

令和3年度につきましては、主に新青梅街道から南側の路線の567路線の調査を計上してございます。舗装補修計画策定は、令和3年度の調査後に策定する計画でございまして、その計画に基づいて補修を行っていくという計画でございまして、令和3年度事業におきましては、この調査を踏まえた整備事業はございません。以上でございます。

○都市計画課長（神山 尚君） それでは最初に、予算書の310ページのほうからお答えしたいと思います。310ページの都市計画費に関しまして、東京街道団地の関係です。

東京街道団地の17号棟につきましては、これまで東京都は転居の対象から除いておりましたが、この考えを変更し、17号棟にお住まいの方々につきましても現在建設中の住棟に転居していただくことになったと聞いております。あくまでお住まいの方の転居のお話でございまして、1階のほうの児童館、学童につきましては、移転の予定はございません。

次に、転居先の居住面積の件でございますけれど、17号棟のほうのはちょっと持ってませんで、15、16号棟の居住者向けの東京都の資料によりますと、移転先の住宅の間取りは現在お住まいの世帯員数に応じた間取りとなる旨の記載がございます。入居当時と世帯員数に変更が生じている場合、間取りが変更になることが考えられます。

次に、予算書の314ページのコミュニティバス等運行事業費の関係です。

最初に、運賃を100円にし、かつシルバーパスを適用させた場合の当初予算上の運賃減収額を昨年同様お答えします。

まず、運賃を100円とした場合、乗客数は1.2倍となり、そのうちシルバーパスに転換し無料となる乗客を市の70歳以上の人口比率である約2割と仮定し試算いたしますと、有料の乗車人数は1.2掛ける0.8で0.96となります。これは、180円で乗っていた方を100%としますと、96%の方が100円で乗るに置き換わることとなります。これを計算式にしますと、100掛ける180円が分母、96掛ける100円が分子となり、その値は53%です。収入は全体の53%となり、47%落ち込むものと試算できます。令和3年度の当初予算の運賃収入は1,906万円を見込んでおり、そのうち47%が減少すると、約900万円の減収が見込まれます。したがって、900万円ほど補助額が増加する計算になりますが、この数字はあくまで一定の仮定に基づいた試算でございまして、実際の影響額とは異なる場合がある数字でございます。

以上です。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 予算書314ページ、コミュニティバス等運行事業費におけますコミュニティタクシーの関係でございます。

初めに、湖畔地域コミュニティタクシーにつきましては、現在地域検討組織と共同で試行運行結果を総括する報告書の作成作業を進めているところであります。新型コロナウイルス感染症の影響で地域の利用促進が困難であった面があるところですが、今回の試行運行の乗車人数からは東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインの運行基準を満たすことが見込まれないため、本格運行の実施は困難と考えております。

次に、芋窪地域コミュニティタクシーにつきましては、令和3年度の試行運行の実施を目指して検討を進めていたところですが、地域検討組織から、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和3年度の実施を見送りたいとの申出があり、協議の結果、試行運行に係る予算が皆減となったものであります。

今後は、地域検討組織との共同により利用促進策の検討などに取り組み、令和4年度の試行運行の実施を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（床鍋義博君） お諮りいたします。

本日の予算特別委員会はこちらをもって散会したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、こちらをもって散会いたします。

午後 4時47分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

年 長 委 員 関 田 正 民

委 員 長 床 鍋 義 博

令和3年第2回東大和市議会予算特別委員会記録

令和3年3月10日（水曜日）

出席委員（21名）

委員長	床 鍋 義 博 君	副委員長	上 林 真 佐 恵 君
委員	二 宮 由 子 君	委員	大 后 治 雄 君
委員	実 川 圭 子 君	委員	森 田 真 一 君
委員	尾 崎 利 一 君	委員	中 村 庄 一 郎 君
委員	根 岸 聡 彦 君	委員	木 下 富 雄 君
委員	森 田 博 之 君	委員	蜂 須 賀 千 雅 君
委員	関 田 正 民 君	委員	和 地 仁 美 君
委員	佐 竹 康 彦 君	委員	荒 幡 伸 一 君
委員	木 戸 岡 秀 彦 君	委員	東 口 正 美 君
委員	中 間 建 二 君	委員	大 川 元 君
委員	中 野 志 乃 夫 君		

欠席委員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局 長	鈴 木 尚 君	事務局 次 長	並 木 俊 則 君
議事係 長	吉 岡 繁 樹 君	主 任	関 口 百 合 子 君
主 任	高 石 健 太 君		

出席説明員（35名）

市 長	尾 崎 保 夫 君	副 市 長	小 島 昇 公 君
教 育 長	真 如 昌 美 君	企画財政部長	田 代 雄 己 君
総 務 部 長	阿 部 晴 彦 君	総 務 部 参 事	東 栄 一 君
市 民 部 長	村 上 敏 彰 君	子 育 て 支 援 部 長	吉 沢 寿 子 君
福 祉 部 長	田 口 茂 夫 君	福 祉 部 参 事	伊 野 宮 崇 君
環 境 部 長	松 本 幹 男 君	都 市 建 設 部 長	鈴 木 菜 穂 美 君
学 校 教 育 部 長	田 村 美 砂 君	学 校 教 育 部 参 事	佐 藤 洋 士 君
社 会 教 育 部 長	小 俣 学 君	財 政 課 長	鈴 木 俊 也 君

総務管財課長 岩本尚史君
保険年金課長 岩野秀夫君
保育課長 関田孝志君
福祉部副参事 石嶋洋平君
都市計画課長 神山尚君
土木課長 寺島由紀夫君
下水道課長 廣瀬裕君
学校教育部副参事 富田和己君
社会教育課長 高田匡章君
中央図書館長 當摩弘君

職員課長 矢吹勇一君
納税課長 中野哲也君
青少年課長 石川博隆君
環境課長 下村和郎君
都市建設部副参事 梅山直人君
建築課長 中橋健君
教育総務課長 斎藤謙二郎君
給食課長 原里美君
中央公民館長 佐伯芳幸君

本日の会議に付した案件

- 第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算
- 第2号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第3号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
- 第4号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第5号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算
- 第6号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計予算

午前 9時30分 開議

○委員長（床鍋義博君） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

○委員長（床鍋義博君） 第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算、本案を議題に供します。

昨日に引き続き、歳出の質疑を行います。

なお、質疑に当たり、改めて申し上げます。

質疑については簡潔に行うこととし、答弁についても的確かつ簡潔に行っていただきますよう、円滑な議事運営への協力をお願いいたします。また、質疑並びに答弁に当たっては、予算書等のページ数を示した上で発言されるようお願いいたします。

それでは、第8款土木費の質疑を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） おはようございます。

それでは、土木費の質疑をさせていただきます。

予算書304ページから309ページ、道路管理費、市内道路改良事業費ですけれども、雨水対策の令和3年度の取組はどのようなものか、また詳細についてお伺いをいたします。

また、東京都と立川市、武蔵村山市と共同で推進していく雨水幹線の整備について、令和3年度の取組はどのようなものかお伺いをいたします。

予算書315ページ、コミュニティバス等運行事業費です。

バス停留所ベンチ購入費が31万6,000円計上されておりますけれども、どちらに設置をされるのか、また設置数についてお伺いをいたします。

予算書316ページから319ページ、公園管理費ですけれども、これに関しては4点ございます。

公園施設長寿命化計画策定支援業務委託料が皆減となっておりますけれども、公園長寿命化計画の策定は令和2年度でその業務が終了したものと受け止めておりますけれども、期間や内容について、改めて詳細をお伺いをいたします。

2点目として、この計画に基づく令和3年度の取組についてお伺いをいたします。特に、公園については、遊具の更新や修繕については市民の強い要望がありますけれども、具体的にどの公園にどのような遊具が設置していくのか、その内容についてお伺いをいたします。

3点目が、特色ある公園の整備についてでありますけれども、令和3年度、どのように整備をしていくのか、整備する公園、また何か所なのか。

それに続きまして、障害がある子供、ない子供も、大人も子供もみんな肩を並べて遊べるインクルーシブな公園を設置すべきと考えますけれども、市の認識についてお伺いをいたします。

続いて、予算書320から321、都市計画道路3・4・17号線の用地買収事業費と整備事業費についてでありますけれども、令和3年度の取組と、全体が終了するまでのスケジュールについてお伺いをいたします。

予算書322から323ページ、住宅管理費、空家等対策計画策定支援業務委託料、また空き家の実態調査の結果を受けての計画策定でありますけれども、調査で持ち主と連絡を取ったことで、令和3年度に取り組む具体的な案件はあるのかお伺いをいたします。

また、分譲マンションの調査業務委託料の具体的な内容と見込める効果についてお伺いをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○都市計画課長（神山 尚君） それでは、2つ目の御質疑からお答えいたします。

予算書315ページ、コミュニティバス等運行事業費のバス停ベンチ購入費の関係でございます。

設置するバス停は、ちょこバス循環ルート、やまと苑バス停でございます。

具体的な場所ですが、やまと苑の道路を挟んだ北側、外回りのバス停1か所ですね、バス待ちのスペースとして、水道局から用地をお借りしている箇所でございます。

次に、予算書の321ページ、3・4・17号線の関係です。

最初に、用地買収についてお答えいたします。

17号線の用地買収につきましては、土地開発公社が先行取得し、その翌年度に市が土地開発公社から用地を買い戻す方法を考えております。令和3年度につきましては1件、面積102平米の用地を市が買い戻すための用地買収費を計上しております。この路線の地権者は全部で2件でございますので、現時点では令和4年度をもって用地取得が完了する予定となっております。

整備事業につきましては、土木課長からお答えいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 予算書321ページ、都市計画道路3・4・17号線の整備事業に関することでございます。

まず、整備事業につきましては、実施設計委託料とガス設備移設補償費を計上してございます。

令和3年度の取組としましては、今後警視庁との協議の回答がある予定でございまして、実施設計の修正作業が見込まれることがございます。

また、無電柱化として電線共同溝を設置する事前の工事で、地上機器設置部分のガス管切り回しの工事がございまして、その移設補償費を計上しているものでございます。

工事のスケジュールでございますが、現時点での計画でございます。

令和3年度から4年度にかけて、無電柱化の手續及び占用物件の支障移設工事がございます。令和5年度から10年度の6年間につきましては、電線共同溝設置工事及びその関連工事がございます。令和11年度から13年度、この3年間で道路整備工事を実施する予定でございます。

続きまして、最初の質疑でございました予算書304ページ、305ページの道路管理費、また308ページ、309ページの市内道路改良事業費の雨水対策についてでございます。

まず、道路管理費における雨水対策についてでございますが、清掃事業がございまして、5件ほどございまして、仲原排水管清掃委託がございまして、こちらは、平成30年度に全線の清掃を行いまして、全線について少なくなった堆積土砂を除去するという計画でございます。

2点目が、市内一円集水ます清掃委託がございまして、こちらにつきましては、集水ますおよそ1,000か所を清掃する予定で、予定場所については立野地区、また芋窪地区のほかの予定でございます。

3点目が、雨水浸透井清掃委託がございまして、こちら、市内に設置してございます雨水浸透井の浸透能力の低下を改善するために実施するものでございまして、30か所から40か所程度を予定してございます。

4点目が排水管及び集水ます清掃委託料を計上してございます。

5点目が道路清掃委託を計上してございます。こちらにつきましては、主に幹線道路の車道脇の路肩部分を道路清掃車で実施するもので、月1回実施する計画となっております。

また、市内道路改良事業費につきましては、雨水浸透施設の実施設計委託と工事費を計上してございます。実施設計委託につきましては、市道第920号線で、市道第1号線用水北通りから南に入った生活道路の部分で

ございますが、多孔板ボックスカルバート方式の雨水浸透施設の設置の設計委託を計画してございます。

設置工事につきましては、南街5丁目の南街市民センター向かい側の協和公園内にプラスチック製の貯留浸透槽による浸透施設を設置する計画でございます。

それから、空堀川上流雨水幹線の整備についてでございますが、こちらにつきましては、東京都におきまして、令和3年度は土質調査及び実施設計を実施する予定と聞いてございます。

今後も東京都と3市——立川市、武蔵村山市、当市の3市で連携し、浸水被害の軽減に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○環境課長（下村和郎君） 予算書316ページから319ページの公園管理費につきまして4点御質疑をいただきました。順次お答えします。

初めに、公園施設長寿命化計画についてであります。こちらは公園施設の老朽化に伴う安全対策の強化及び修繕、更新に係るコストの縮減と平準化を図るため策定する計画でありまして、本計画に基づく公園施設の改修には、国の交付金も見込めるものとなっております。

令和2年度の業務内容としましては、長寿命化対策としての施設の補修、更新時期の考え方や概算費用の算出及び緊急度に基づき整備の年次計画を策定するとともに、平成27年度に策定いたしました、特色ある公園整備基本方針を踏まえた今後の整備方針の検討を行うもので、現在作業を進めているところであります。長寿命化計画の期間は10年間を考慮しておりますが、状況の変化に応じまして、中間での見直しも必要になると考えております。

次に、長寿命化計画に基づきます事業の実施につきましては令和3年度の予算化は見送っておりますが、公園等維持補修工事費及び公園等改修工事費を計上いたしました。令和3年度におきましては公園等遊具点検を年度の早い段階で実施をいたしまして、公園等維持補修工事費によりまして補修等の対応を図るとともに、公園1か所を選定いたしまして、公園等改修工事費により遊具の更新を行いたいと考えております。

続きまして、令和3年度における特色ある公園整備につきましては、特色ある公園整備基本方針に基づきます花づくりが楽しめる環境整備を引き続き進めていきたいと考えております。代表的なところを申し上げますと、東大和市駅、玉川上水駅の両駅前広場、それから市役所周辺、向原中央公園など、約30か所におきまして、緑のボランティアの方々等に年2回の花植えとその後の維持管理をしていただくということでございます。市民の方にも大変好評いただいておりますので、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

4点目のインクルーシブ公園につきましては、こちらは障害のある子もない子と一緒に遊べる公園づくりとして取り組まれてるものと認識をしております。東京都では、都立公園で整備事業を進めるとともに、区市町村向けの補助制度を令和3年度から令和7年度の期間限定で創設する予定と聞いております。この5年間のうちに1回に限り活用できるということだそうですので、市といたしましてもタイミングを見ながら、ぜひ活用をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 予算書322ページ、323ページ、空家等対策計画策定支援業務委託料と分譲マンション調査業務委託料についてであります。

初めに、空き家の関係でありますけれども、平成31年度の空家実態調査では、空き家の所有者等へのアンケート調査を実施しておりますが、その後、個別に連絡を取るというのではなく、令和3年度に取り組む具体

的な案件はございません。ただし、近隣住民から空き家の管理について相談が寄せられた際は、アンケートの回答者の意向に応じて、本人に連絡を取りながら、適切な管理を促していきたいと考えております。

次に、分譲マンション調査業務委託料につきましては、マンションの適正な管理を促進するための業務委託料であります。マンションの適正管理につきましては、令和2年度に都の条例に規定する要件に該当するマンションについて、管理状況の届出を受理しております。令和3年度は、届出のあったマンションのうち、管理組合がない、管理規約がないなど管理不全の兆候があるマンション3棟に対し、専門家によるヒアリングでの課題の整理、マンションの共用部分の管理状況などを目視で確認する外観調査の実施、居住者等に対する調査結果の説明やアドバイスなどの業務について、東京都マンション管理士会等の専門機関へ委託し実施するものであります。これにより状況を改善し、適正管理の促進を図るものであります。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 詳細な答弁ありがとうございました。

1点、これ要望になりますけれども、予算書の316から319、公園の整備でありますけれども、先ほど公園の整備に関しては、1か所選定して遊具の更新等も行うということでしたけれども、現状は、東大和市内の公園に関しては、かなり老朽化が進んでおりまして、子供が遊べる箇所がなかなか少なくなっております。先ほど、インクルーシブな公園の東京都の補助の話がありましたけれども、ぜひ積極的に情報を確認しまして進めたいと要望いたします。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） すみません、1点、予算書319ページの、先ほども今他の委員からも質疑ありましたが、公園の遊具のところ、今の御答弁ですと、長寿命化計画の中の補修っていうところに位置づけて公園の遊具の補修も行うというふうに理解したんですけど、そうしますと国の交付金も使って更新ができるっていうふうに理解したんですけども、その点を確認をさせてください。

○環境課長（下村和郎君） 予算書319ページ、公園遊具等点検委託料についての、公園遊具のですね、更新についての御質疑でございます。

長寿命化計画に位置づけますと、既存の公園の遊具の更新等につきましては交付金が活用できるというふうに聞いてございます。ただ、一定規模以上の公園ですとか、そういった要件も実はございます。別の種類のものをつけていくような形になりますと使えないというようなところもございますので、その辺確認しながら、実際には更新を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 2点お伺いします。

予算書309ページ、市内道路改良事業費の委託料で、市道第952号線外1路線実施設計委託料についてお伺いします。

この内容、新しい道路の整備の計画だと思っておりますので、歩行者や自転車にも配慮したものになるか、あるいは街路樹なども整備するのか、その内容についてお伺いします。

それから、予算書323ページ、住宅施策推進事業費、こちら空家等対策計画の策定のための懇談会委員の予算が計上されてますけれども、委員の構成はどのようなものになるのかお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 予算書308ページ、309ページの市内道路改良事業費の中の市道第952号線外1路線実施設計委託料についてでございます。

こちらは、現在東京都水道局におきまして、村山上貯水池堤体強化工事が行われてございます。その中で、堤頂通路——中堤と言われてます車道の部分ですね、そちらの通路の拡幅する計画が水道局でございます。車道を現況幅員約6メートルから9メートルに拡幅しまして、車道の東側に新たに幅員6メートルの歩道が設置される計画でございます。この通路が拡幅されることに伴いまして、その前後に接続している市道の取付工事が必要となるため実施設計を行うものでございます。

街路樹についてということでございますが、堤頂通路の北側につきましては、市道第952号線沿いの自転車歩行者道と今回設置します6メートルの歩道を接続し、堤頂通路の南側につきましては、市道第978号線の現況幅員3.5メートルの歩道から同じく6メートルの歩道にすり付けていく工事になりますので、歩行者や自転車の動線上となります。そのため街路樹の設置は難しいと考えますが、設計していく中でスペースが確保ができれば、街路樹の植樹について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 予算書323ページ、住宅施策推進事業費におけます空家等対策計画策定懇談会委員報償の関係でございます。

懇談会の委員の構成につきましては現時点では決まっておりませんが、まちづくりなどに関する学識経験者、建築や法律の専門家、不動産関係団体、関係行政機関、公募市民などを考えているところであります。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 予算書323ページの空き家対策の懇談会委員のほうについてなんですけれども、公募の市民も入れたりということなんですけど、こういった計画をつくるときに、やはり早い段階から広く市民の意見を聴く機会をつくっていただきたいと思っておりますけど、懇談会のほかにも、そういった市民の声を聴く機会をつくっていくのか、その点について伺います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 予算書323ページ、空家等対策計画策定懇談会の関係でございます。

広く市民の方に周知をしていく、意見を聴くという意味で、今現時点で決まってるものはございませんが、例えばパブリックコメントなどを通じて意見を募集してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 1点、伺います。

予算書310ページ、都市計画費に当たるかと思うんですが、市内の農地のうち7割を占めると言われてます生産緑地なんですけど、指定から30年を迎える農地が大量に出るのが令和4年ということで伺ってるんですが、それとの関係で、特定生産緑地制度っていうのが既に始まっているわけなんですけども、この事務量が非常に多いということで、東京都農業会議などからも要望は出されていて、自治体で早急に準備を、体制整えていく必要があるというふうに伺っております。既に対応始まっているかとは思いますが、令和3年度における当市の準備の状況などについて伺いたいと思います。

お願いします。

○都市計画課長（神山 尚君） 予算書310ページ、都市計画費のうちの特定生産緑地の関係でございます。

特定生産緑地の指定の準備につきましては、既に令和2年度において1回目の指定手続として、都市計画審議会への意見聴取までの一連の事務が完了しております。

令和3年度につきましては、2回目の指定手続として、令和2年度と同様の事務を予定しております。主な内容としましては、申請の受付、農業委員会による農地確認、利害関係人からの同意取得、都市計画審議会へ

の意見聴取でございます。

以上です。

○委員（東口正美君） 予算書322、23、今の空家等対策計画策定についてでございますけれども、どのような方針をもってこの計画をつくらうとしているのか。会派としても、空き家の利活用については様々提案をさせていただいておりますけれども、市の方針について伺いたいと思います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 予算書322ページ、323ページ、空家対策計画の関係でございます。

この後、方針等につきましては、懇談会の委員の皆様の見解を聴きながら決めていくところでありますが、平成31年度に行いました空家実態調査において、やはり市民の方が空き家に対して困っていることや日頃悩んでいること、そういうことをうまく対応できるように、専門家から意見を聴きながら、やはり所有者の方の適正な管理に資するため、それを支援するための施策を重点的に考えていくことなどを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 委員さんの意見を聴きながら、また調査の内容を踏まえてということだと思っておりますけれども、この議会、ずっと新型コロナウイルスの感染症という未曾有の事態にあつて、様々これから、そこを踏まえて取り組んでいかなきゃいけないということで、東京の人口流出等も、また働き方についてのテレワーク等、様々状況が変わってきた中で、そういうことも勘案しての方針策定をされるおつもりなのかどうか、お考えを伺いたいと思います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 予算書322ページ、323ページの空家等対策計画の視点でございますが、今御意見ございました、コロナ禍における対応ですとか、あとは持続可能な市政運営とか人口流出、働き方、そのような視点がもろもろございます。空家等対策計画の策定に当たっては、現状と将来に向けたそのような課題もしっかり整理をして、具体的な対策を検討していくことが必要だというふうには認識しておりますので、そのような視点を踏まえて考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（床鍋義博君） 土木費の質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、土木費の質疑を終了いたします。

○委員長（床鍋義博君） 引き続き、第9款消防費の質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） 1点、お伺いいたします。

予算書328ページ、329ページでございます災害対策事業費の中におきまして、コロナ禍のこの社会状況があるわけでございます。しかしながら、自然災害につきましては社会状況に関係なく突然起こるものでございまして、甚大な損害をもたらす災害に対しまして、現況のコロナ禍にありましても、万一のときの備えのための防災対策の継続強化は欠かせないというふうに考えてございます。その意味で、新しい生活様式を考慮に入れながら、このコロナ禍における防災訓練の在り方、どのようにしていこうと考えておられるのか、市のお考えを伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 予算書328ページから329ページ、災害対策事業費についてでございます。

コロナ禍におけます防災訓練の在り方についてでございますけれども、コロナ禍で自然災害発生した場合に、

感染症対策を踏まえた防災対策が当然必要になりますけれども、感染症対策を十分浸透させるためにも、防災訓練の実施は大変重要であるというふうに考えてございます。

令和2年度につきましては、集団感染リスクの低減のために、新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの策定や、それから感染症防止対策に必要な資機材の配備に努めまして、防災訓練につきましては、一部の市の職員による感染症対策の避難所運営訓練のみ実施したとところでございます。

令和3年度につきましては、可能な限り新しい生活様式を踏まえて、各種訓練を実施する方向で調整してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） ぜひよろしくをお願いします。

それと加えまして1点要望なんですけれども、他の自治体におきましては市民を巻き込んでオンラインを活用した防災訓練等も行ってるようでございますので、様々そういった事例も参照にさせていただきながら、多くの市民の皆様が訓練に参加できるようなこともぜひともお考えいただきますよう、よろしくお願ひいたします。これ要望でございますので、御答弁は結構です。

以上です。

○委員（森田真一君） 2点、お伺いします。

予算書の329ページ、災害対策費、施政方針で国土強靱化地域計画を策定というふうに書いてあったんですが、この概要についてお伺いします。

それから、毎年になります、同じく329ページ、災害対策費になりますが、東日本大震災の避難者の方の支援について、新年度も継続されることを希望しますが、世帯数ですとか人数ですとか、現況をお伺いしたいと思ひます。

○総務部参事（東 栄一君） 予算書329ページ、災害対策事業費について2点、御質疑いただきました。

まず1点目、国土強靱化地域計画の概要ということでございますけれども、大規模自然災害から人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する仕組みを平時から構築するための計画ということで考えてるところでございます。地域を強靱化する上での目標を定めまして、起きてはならない最悪の事態や施策分野を設定し、これらの脆弱性の評価、最悪の事態を回避するための方策、対象事業等を今後取りまとめる予定でございます。

それから、次に東日本大震災の被災者への対応についてでございますけれども、支援につきましては、令和3年度におきましても継続して実施してまいる予定でございます。令和3年3月1日現在で12世帯、人数にして28の方が市内におられます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 予算書329ページの災害対策事業費ですけれども、備蓄品の、特に食料などの買い換えの計画は、令和3年度どのようになっているのかお伺いしたいと思ひます。日頃から回転させるローリングストックというような発想もあるかと思ひますけれども、令和3年度の予定をお伺いします。

○総務部参事（東 栄一君） 予算書329ページの災害対策事業費の関連で、備蓄食料の関係でございますけれども、備蓄食料につきましては、被害想定でございます約10万7,000食については確保しておりますので、今後につきましては、消費期限が来たものの廃棄分についての更新のみをしていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（床鍋義博君） 消防費の質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、消防費の質疑を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 1分 休憩

午前10時 6分 再開

○委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（床鍋義博君） 引き続き、第10款教育費の質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） それでは、何点かお伺いいたします。

予算書341ページ、教育指導費になりますでしょうか、通学路等学校安全対策事業費でございます。

通学路等の防犯カメラ設置工事費につきまして、改めてでございますけれども、具体的な事業内容を教えていただければと思います。

また、特に私ども公明党会派といたしましては、従前より通学路の安全対策の強化のために防犯カメラの設置、ぜひともお願いしたいということで、多くの市民の皆様の署名も携えて、市長のほうにも要望させていただいております。今回の予算の範囲内で可能な限り現場の要望を取り入れて、当初予定20台というふうに伺っておりますけれども、1台でも多く設置することを強く要望させていただきたいと思っておりますけれども、この点についての市のお考えを伺いたいと思っております。

また、私どもの会派の一般質問の際に、民間事業者の防犯カメラの活用についての御答弁があったかというふうに記憶してございますけれども、その検討状況、実施予定についての市の考えを伺いたいと思っております。

続きまして、予算書350から351ページ、学力・授業力向上推進事業の中で、全体的な観点ですけれども、令和3年度に注力すべき点、何かお考えを伺いたいと思っております。特に、コロナ禍におきましては、授業進度に影響が出ているのではないかというふうに懸念してございます。これに関しましては、お隣の東村山市などは、この令和2年度、土曜日でも登校して全ての授業を終えるというような姿勢で臨んでいるような自治体もある中で、やはりこの授業進度、大変心配をしております。必要な学力を児童・生徒につけるためにどのようなことをすべきなのか、どのようなことをお考えなのか伺いたいと思っております。

続きまして、同じく350から351ページの学力・授業力向上推進事業の中の学習支援事業委託料、これ、新規計上だというふうに思っているんですけども、この具体的な内容についてお伺いいたします。

同じく351ページの教育指導費の中の学校と地域の連携等推進事業費についてでございます。

まず、総論として大きな質問になりますけれども、コロナ禍におけます授業推進の在り方をどのように考えているのか、この点、お聞かせいただければと思います。また、特に地域との連携という観点に関しましては、地域住民の方、また保護者の方と協働で学校とともに避難訓練、防災訓練等を行うことはできないかというお声を伺っておりますけれども、この点についてのお考えを伺いたいと思っております。

続きまして、予算書380から381ページ、青少年対策事業費でございます。

青少年の補助金につきまして、この令和2年度、様々な地域行事が開催できないといったようなケースがありました。そういった場合の予算の活用どうしようかというようなお声も当事者の方から伺っております。地

域行事の開催ができない場合の予算の活用について、幅広く子供たちのために活用する、今どのような取組をしていけばよいとお考えなのか伺いたいと思います。

続きまして、同じく380から381ページ、放課後子ども教室推進事業費でございます。

令和3年度、この事業を推進していく中で、コロナ対策、どのような方法を取っていかれるのか伺いたいと思います。また、これも現場の方からは、運営する人材が足りない、成り手がなかなかというような人材の確保という観点のお声も伺ってございますけれども、この人材の確保をどのように図っていくおつもりなのか、令和3年度の取組を伺いたいと思います。

続きまして、予算書394から399ページ、中央図書館管理費から清原図書館事業費まで、図書館の活動全般について4点ほど伺います。

1点目が、子ども読書活動の推進に関しまして、令和3年度の取組、どのようなものなのか伺いたいと思います。

続きまして児童・生徒の未読率を下げ、読書する児童・生徒をどのように増やしていこうというふうに考えておられるのでしょうか、令和3年度の取組を伺います。

また、この令和3年度の学校と市立図書館との連携について、この点についても伺いたいと思います。

また、この定例会でも議論がございました図書館、地区館に関します指定管理者制度の導入、この地区館の運営に関しまして、事業者選定のスケジュールをどのようにしていかれるのか、また仕様書の内容につきまして、教育委員会としてどのような形で検討を重ねていくのか、この点について伺います。

最後に、予算書409ページ、学校給食費でございます。

学校給食センター運営費の給食配膳室冷暖房機購入費、これにつきまして、令和3年度に設置する学校を伺いたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 予算書338から341ページ、通学路等学校安全対策事業費の通学路等防犯カメラ設置工事費について御質問をいただきました。

こちらにつきましては、平成22年に警視庁が設置した子ども見守りカメラが撤去されることに鑑みまして、市内全体で設置場所を改めて精査し、新たに防犯カメラを設置するものでございます。

台数につきましては20台、設置場所につきましては、学校関係者、市の関係者、警察署と連携いたしまして、警視庁の見守りカメラが設置してあった場所を含めまして、市内全体のバランスに考慮して、4月以降に改めて精査する方向で考えております。

台数につきましては、平成22年に警視庁が設置した当時の防犯カメラと比べ、カメラの性能も向上していることや、今後の維持管理経費の抑制も鑑み20台としておりまして、それらの設置により安全の確保が図られるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、民間事業者の防犯カメラの活用につきましては、店舗入り口等に設置してある防犯カメラを道路まで写るように変更等の相談をさせていただいたところではございますが、もともと店舗にとって必要な場所を写すように設置されていることから協力いただくことは難しいとの回答をいただいております、今後も御協力いただくのは難しいものと考えております。

以上でございます。

○学校教育部副参事（富田和己君） 私からは、御質問の2点目、3点目、4点目についてお答えいたします。

まず初めに、予算書351ページ、学力・授業力向上推進事業費に関する質疑でございますが、令和2年度につきましては、4月、5月の緊急事態宣言に伴う臨時休業により、年度当初は年間指導計画の進行に影響がございましたが、各学校における年間指導計画の再編成や授業時数の確保等の取組により、本年度の学習内容を終えることができる見通しとなっております。

令和3年度におきましては、感染症対策を行いながらではありますが、現時点においては授業進度への影響は及ばないと認識しており、学力・授業力向上推進事業につきましても、小中学校全校を学力向上推進校に指定し、授業改善、補足的な指導、校内研究、研修の学校間交流、学習習慣の確立など、小中学校における取組を引き続き推進してまいります。

また、少人数学習指導員やティームティーチャーを配置し、個に応じたきめ細やかな授業を行うとともに、地域未来塾の実施により、学習支援が必要な児童・生徒への学習機会を提供してまいります。そして、これらの事業について学校と家庭が一体となって取り組むことにより、児童・生徒の学習意欲の向上や学習習慣の確立を図ることが重要であると認識しております。

続きまして、予算書351ページ、学力・授業力向上推進事業に関しまして、学習支援事業委託料についてでございますが、東京都から2年間の指定を受けて実施するスタディ・アシスト事業の委託料であります。

内容といたしましては、中学3年生を対象とし、進学を目的として学習塾等の外部人材を活用した放課後等の学習支援を行うものであります。本年度においては6月の補正予算において予算を計上したため、令和3年度においては当初予算での計上となっております。

続きまして、予算書351ページ、学校と地域の連携等推進事業の在り方についてでございますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により学校運営協議会の活動は制限されましたが、学校経営方針や感染拡大防止の取組などについて協議を行ってまいりました。また、保護者や地域の皆様の参加により、芝生の整備、給食の配膳、登下校見守りなどの活動が行われております。

令和3年度においても、感染症対策を十分に講じた上で、学校と地域が連携した取組の推進を図ってまいります。

なお、地域住民や保護者と協働して行う避難訓練や防災訓練につきましては、自治会等と連携して実施している学校もございます。今後も各学校や地域の実態に応じて、特色ある取組が検討されていくものと認識しております。

以上です。

○青少年課長（石川博隆君） 予算書380ページから381ページの青少年対策事業費の補助金に関係の御質疑でございます。

青少年対策地区連絡協議会に対します補助金につきましては、青少年の健全な育成を図るための活動のほか、様々な活動に活用していただいているところでございます。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、直接会ったり、そういった物品を手渡すといった啓発活動というのは全く困難でありまして、補助金につきましては、そのほか幾つかの地区においては、今後の活動に資するための準備のための活用等に行ったというふうなところでございます。

今後も、社会情勢の変化等を踏まえまして、青少年の健全育成に向けました啓発活動等を青少年対策地区連絡協議会の皆様とともに検討していく必要があるかというふうにご考えてございます。

同じく、続きまして予算書380から381ページの放課後子ども教室推進事業費の御質疑でございます。

放課後子ども教室につきましては、やはり新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するために、コーディネーターとも会議をしまして、スタッフと意見を、御意見を踏まえまして、令和2年度につきましては実施を見送ったところでございます。

今後当市におきましても、高齢者の皆様から順次ワクチンの接種が進んでいくものというふうを考えられますけれども、市としましては、スタッフの皆様の年齢等を考慮しながら、放課後子ども教室の再開についてコーディネーターやスタッフの皆様と意見交換を行いまして、感染防止を図った安全・安心な運営を考えていく必要があるというふうに考えてございます。

また、放課後子ども教室の人材の確保につきましては、スタッフの皆様の高齢化とスタッフ不足という課題があるということをご認識してございます。引き続き、大学生ボランティアや保護者への募集の呼びかけ等を行うとともに、放課後の子供たちの交流や多様な活動が可能となりますような安全・安心な放課後居場所づくりについて取組を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○中央図書館長（當摩 弘君） それでは、予算書394ページから399ページ、中央図書館事業から清原図書館事業についての御質疑でございます。

1点目に、子ども読書活動につきましては、基本的に第二次東大和市子ども読書活動推進計画に基づき、子供の読書活動に関わる各機関において、それぞれの目標の達成に向け、事業等の展開をお願いしてまいります。

図書館につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮しながら、可能な限り、これまで実施してまいりました事業の継続を図ってまいりたいと考えております。その中で、施設見学会のように多数の児童・生徒さんが来館される場合には分散して来館していただくなど、これまででない対応が必要となりますので、学校や保育園、幼稚園との日程調整など、細かな打合せをしながら実施してまいりたいと考えております。

また、新しい取組といたしましては、現在30点ほどマルチメディアデジタイズ図書を所蔵しております。これらを学習等の障害がある児童等を中心に貸出しを行いたいと考えております。そして、学校、特に特別支援学級への情報提供を行い、連携を図りながら利用していただけるような準備を現在進めております。

また、平成31年度に資料の収集方針を改めており、学習漫画につきましても蔵書できるようにいたしましたので、計画的な収集に努めてまいりたいと考えております。

2点目の未読率の改善につきましては、主に学校との連携で、調べ学習などの資料や読書旬間等の際に、子供たちができるだけ興味を持てるような資料の貸出しについて、団体貸出し等に努めてまいりました。しかし、情報通信機器等の発達ですとか社会状況の変化もあり、未読率の改善に直結するような対策の構築は難しい状況にあると考えております。

図書館といたしましては、今後もさらに子供たちの興味を引けるような資料についての情報収集と適切な資料の提供に努めてまいりたいと考えております。

それから、3点目になります。学校との連携についてであります。これまでも団体貸出し等における資料の提供ですとか、読書旬間等の行事及び担当者会議への職員の派遣など、資料や人事面での交流を図り、情報の共有に努めてまいりました。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルスの感染防止対策のほか、特別支援学級等へのマルチメディアデジタイズ図書の貸出しのような細かなサービスの提供になりますが、こういった面でも学校現場との情報共有と連携に努めてまいりたいと考えております。

それから、最後、4点目ですが、指定管理者の事業者選定についてであります。スケジュールとしては令和3年4月半ば過ぎに募集要項の配布を開始し、公募説明会等を経て、7月に書類による第一次審査、8月にプレゼンテーション及びヒアリングによる第二次審査、10月には指定管理者候補者を決定し、仮協定を締結したいと考えております。そして、10月の教育委員会定例会と令和3年第4回市議会定例会にお諮りし、指定の議決をいただきたいと考えております。

また、仕様書の内容についてであります。教育委員会に対しましては、指定管理者制度の導入の検討段階において、この中で基本的に現状のサービスの内容の維持を目指すということを御説明しているのと、またパブリックコメントの実施時において、選書、除籍、レファレンスについては中央館が中心になり運営していくことを御説明しております。

仕様書や募集要項の詳細につきましては、令和2年4月以降、庁内に指定管理者選定基準等検討部会を組織いたしまして、既に内容を詰めてきております。今後の教育委員会での検討が想定される場合といたしましては、改正後の図書館条例及び運営規則の条文に掲げております教育委員会への委任事項等の規定に基づいた内容になるものと考えております。

以上です。

○給食課長（原 里美君） 予算書409ページ、学校給食センター運営費、給食配膳室冷暖房機購入費でございます。

こちらは令和2年度から予算計上し、各学校に順次設置をしてるところでございます。令和3年度は2台分を計上しておりますが、設置する学校につきましては、今後未設置の学校の状況や配膳室内の夏場の平均気温などを調査した上で決定する予定でございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） それでは、何点か伺います。

まず、予算書341ページの教職員人事・給与事務費に関わって、資料を頂きました。毎年頂いてますけれども、衛生委員会や衛生管理者等による指摘事項などの資料です。ありがとうございます。

コロナへの対応ですとか教育活動の遅れ、先ほどもありましたけれども、そういうことによって教職員の業務負担が増加しているということが指摘されていますが、来年度、負担軽減をどのように行っていくのか伺います。

また、国の第3次補正では、学習支援員等の配置についての増額補正があったかと思うんですが、当市の予算編成には間に合わなかったものと思うんですが、来年度、こういう学校スタッフ、教員の負担軽減に資するような、こうした学校スタッフの拡充の見込みについて伺います。

次に、予算書346ページ、スクールソーシャルワーカー活用事業補助金のところで、金額としては昨年と変わらないようなんですけども、子供の自殺が増えているとか、また鬱状態の広がりがあるってということで、一般質問でも御紹介しましたが、こういう子供たちが深刻な状況に置かれてる中、当市では来年度、子供たちの心の健康を保つためにどのように取り組むのか伺います。

次に、予算書349ページ、GIGAスクールサポーター派遣手数料、次の351ページのICT支援業務委託料のところですけども、GIGAスクールサポーターとICT支援員がどのように連携を図っていくのか、伺います。国のICT支援員の配置は、4校に1人の措置というふうに聞いているんですけども、当市の配置予定についても伺います。

次に、予算書357ページ、小学校就学援助事業費のところでお子さんのお子さんの入学準備金について、これも以前から要望してはいますが、お子さんが5歳の場合とお子さんが6歳の場合とは基準となる収入額が変わりますので、こちらは入学準備金前倒し支給ということで、入学前に申請ということであっても、本来の数字である6歳で計算してほしいというふうに要望してはいますが、こちらについての検討状況を伺います。

また、6歳で計算した場合に、その予算額にも影響すると市は考えているのか、その点についても確認をさせていただきます。

次に、予算書357ページからの小学校特別支援学級事業費、予算書367ページからの中学校特別支援学級事業費に関わって、こちらも資料、小中学校の現在の生徒・児童数の一覧と教職員の配置について資料を頂きました。ありがとうございます。

平成28年度から都の特別支援教室の制度が導入されたと思うんですけども、この制度によって教職員配置の基準が変わっているかと思えます。この制度導入前の通級指導学級の頃は、学校ごとに10人で1学級というふうに学級ができて、そこに担任1人プラス1人っていう配置だったんですけども、これがこの制度導入によって、市全体の対象児童10人当たり1人の先生というふうになったので、実質先生の数としては減っているかと思えます。対して、対象となる子供の数は年々増えていまして、小学校では制度導入前、平成27年は92人だったものが来年度見込みで208人ということで倍増してるかと思えます。

年々、対象児童が増えてる中で、都の制度によって教員は減っているという、そういう状況について市がどのように認識されているのか、またこうした教員が減ってるっていう中で、対象児童への支援強化、どのように行っていくのか伺います。あわせて、巡回に当たってる教員の負担軽減、どのように行っていくのか、来年度に向けての課題を伺います。

続きまして、予算書381ページ、放課後子ども教室推進事業費で、先ほども御答弁ありましたが、現在コロナの関係で休止をしているということですが、来年度再開の見通し、いつ頃になると市は考えているのか。それから、各校ではこの間拡充されてないようですので、来年度拡充が図られる見通しがあるのか教えてください。また、学童保育所の連携についても拡充が図られるのかどうか伺います。

最後、予算書371ページ、社会教育費、職員人件費と395ページの中央図書館管理費、職員手当のところ、図書館の人員配置についても資料を頂きました。ありがとうございます。

来年度計上されている図書館の人件費の予算の内訳について、正職員と会計年度任用職員それぞれ何人分となっているのか伺います。

以上です。

○学校教育部副参事（富田和己君） まず、予算書341ページ、教職員人事・給与事務費に係る衛生委員会に関する資料についての質疑ですが、現在のコロナ禍での学校においては、消毒作業など一定の業務負担があるものと認識しております。教職員の負担軽減を図るために国が増員をする予定としている学習指導員につきましては、令和2年度途中でコロナへの対応を図ることを目的として国で予算化され、東京都においては学習指導サポーターという名称として、当市においても令和2年第2回市議会定例会において補正予算の議決をいただき、各学校で活用を図ったところです。

令和3年度の本事業の継続についても、先日東京都から情報をいただいたところではありますが、要綱などの詳細は今後通知されることとなっており、詳細が明らかになった段階で検討を進めてまいります。

スクール・サポート・スタッフにつきましては、東京都では令和2年度の1,500校への配置から、令和3年

度には1,880校に増やすこととしておりますが、本市においては既に全校に配置していることから、増員等の影響はないものと認識しております。

教育委員会としましては、学習指導サポーターやスクール・サポート・スタッフの配置とともに、統合型校務支援ソフトの活用やICTを活用したオンラインでの研修会等の実施などにより、教員の負担軽減を図ってまいります。

続きまして予算書347ページ、教育センター運営費におけるスクールソーシャルワーカーについてであります。コロナ禍において支援が必要な児童・生徒により目が届くように、市スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーとサポートルーム指導員による学校訪問を年間3回行う取組を継続してまいります。

また、令和3年度においては、スクールソーシャルワーカーが学校に一日滞在し、支援の必要な児童・生徒への聞き取りや支援、教職員との打合せや支援などを行う取組を全ての学校で年間4回、合計60日行うことにより、子供たちの心の健康を保つ取組を推進してまいります。

続きまして予算書349ページ、情報教育推進事業費に関わりまして、GIGAスクールサポーターにつきましては教育委員会に1名を配置し、学校におけるICTの活用や、教育委員会における今後のICT化の推進に向けた助言や支援などを行うものであります。

ICT支援員につきましては、各小中学校に配置し、ICT機器の操作支援やトラブルへの対応、活用に関する研修支援などを行うものであります。GIGAスクールサポーターとICT支援員の役割は異なりますが、GIGAスクールサポーターが各学校を訪問する際に、ICTの活用についてICT支援員と連携した支援を行うことが想定されます。なお、本市におけるICT支援員の配置についてであります。5校に1人程度として、各小中学校に週1回程度の配置を予定しております。

続きまして、予算書の359ページ、また369ページ、小中学校特別支援教室等事業費に関わりまして、特別支援教室の教員配置数につきましては平成28年度から制度変更がなされましたが、市としましては、東京都の規定する児童・生徒数に対する教員数に基づき配置をしているところであり、規定以上の配置をすることはできない状況であります。また、対象児童・生徒数が増加傾向にありますが、その分、東京都の規定に基づいて本市に配属される教員数も増加しております。

対象児童・生徒への支援につきましては、巡回指導教員同士や、巡回指導教員と各巡回校の担当教員などの情報共有をさらに進めるとともに、巡回指導教員への研修の機会を設けることなどにより、児童・生徒への指導の充実を図ってまいります。

また、統合型校務支援ソフトの活用や就学相談の見直し等により、教員の負担軽減を図ってまいります。

以上です。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 予算書357ページ、小学校就学援助事業費についてでございますが、就学援助の審査につきましては、入学月を起点といたしますと、前々年の収入額を算定の基礎としております。そのため、年齢も5歳として計算をしているものであります。

これまでも、就学援助につきましては就学援助費支給要綱に基づいた公正な審査事務を行うことによりまして制度の適切な運用を図ってきたところございまして、変更については検討してございません。そのため、令和3年度の予算額の影響につきましても確認はしておりません。

以上でございます。

○青少年課長（石川博隆君） 予算書380から381ページ、放課後子ども教室推進事業費の放課後子ども教室の再

開や拡充、学童との連携、拡充についての御質疑をいただいておりますが、市としましては、スタッフの皆様様の年齢等を考慮しながら、まずは放課後子ども教室の再開についてコーディネーターやスタッフの皆様と意見交換を行って、感染防止を図った安全・安心な運営を考えていく必要があるというふうを考えてございます。

今後、コーディネーターやスタッフの皆様と意見交換を行いまして、実施に向けた調整及び協議をしてみたいと、このように考えてございます。

以上です。

○中央図書館長（當摩 弘君） それでは、予算書371ページ及び395ページ、社会教育費、職員人件費、あと中央図書館管理費の職員手当等についての御質疑であります。

図書館職員数の内訳としましては、中央館につきましては、正規職員は、職員定数上では館長を含め15人、会計年度任用職員のうち図書館業務員が7人、図書館勤務員が17人、一般事務1人、自動車運転手2人を予定しております。

それから、桜が丘図書館につきましては、正規職員2人、図書館業務員2人、図書館勤務員3人を予定しております。ただし、このほかに中央館から正規職員と図書館業務員を各1人、週1日応援派遣して運営をしてみたいです。

それから、清原図書館につきましては、正規職員2人、図書館業務員2人、図書館勤務員2人を予定しておりますが、中央館から図書館業務員2人を毎週1日応援派遣して運営をしてみたいと考えております。

ただし、図書館勤務員と自動車運転手につきましては、週1日から4日の勤務という様々な形態を取っておりまして、また自動車運転手の勤務時間につきましては、曜日により2時間から4時間というふうになってございます。予算化につきましては、合計正規職員19人、それから会計年度任用職員36人で積算をしております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） それでは、何点か再質疑したいんですけれども、予算書349ページのG I G Aスクールサポーター、ICT支援員のところですけれども、コロナで様々な業務負担が増えたというところで、ICTの対応もあるということで、やはり教員の負担というのはますます増えるものと思います。巡回で1校につき1週間に1度というのはちょっと心もとないというふうに思いますが、どのように教員に対して負担軽減を図るのか、再度伺いたいと思います。

次に、予算書357ページ、小学校の就学援助事業費ですけれども、これもともと制度としては新1年生、6歳になる子供に対して支給する入学準備金を、それでは遅いからということで、実際に入学の準備をお買物するのは、前の年度というんですかね、その3月までに行う必要があるために、前倒しで前年度に支給するっていう、そういう目的の事業のはずだというふうに思います。こちらについては、厚労省も5歳で計算するということは想定していないと、本来6歳で計算するべきものというふうに見解を示しています。

以前、一般質問で取り上げた際の御答弁では、5歳と6歳では支給基準となる収入額に20万円ほどの差があるということも、当時そういう御答弁ありましたので、前倒し支給を希望した場合に就学援助の対象にならなくなるという可能性もあって、そうなる制度の趣旨と外れてしまうというふうに思うんですが、その点の見解を伺います。

次に、予算書381ページの放課後子ども教室推進事業費ということで、来年度の再開の見通しですとか、また拡充、学童保育所の連携については見通しが無いということだというふうに理解をしたんですけれども、やはりボランティアやったださってる方、高齢者の方が非常に多く占めてると思いますので、ボランティアの

方はボランティアの方で、そういう方をお願いするというのは大変いいことだと思うんですけども、主となる方についてはボランティア頼みではなくて、市の責任できちんとお金もつけて人材配置をしていただきたいと思います。この点についての見解を伺います。

次に、予算書371ページと395ページの図書館のところですけども、来年度は指定管理者制度導入に向けて事業者の選定なども行っていくということで先ほど御答弁もありましたけれども、人員配置については委託費の算定根拠とも関わってくると思いますので、中央館、地区館でそれぞれ何人ずつを想定しているのか確認をさせていただきます。お願いします。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 予算書349ページ、情報教育推進事業費についてであります。ICT支援員につきましては、GIGAスクール構想の推進に伴い、全国的に人材が不足している現状がございます。このような状況の中、本市においては様々な事業者からヒアリングを行った上で、5校に1人程度の配置を実現することができたものであります。今後、様々な授業場面において1人1台コンピューターの活用が想定されることから、まず現状において配置されるICT支援員を効果的に活用し、教員の負担軽減を図ってまいります。

以上です。

○**教育総務課長（斎藤謙二郎君）** 予算書356ページの小学校就学援助事業費におけます新入学用品費の入学前支給についてでございますが、入学前に非該当となった場合でございますが、4月に再度御申請いただいて、6歳の基準で審査をし、該当すれば全く同じ金額を支給できる制度となっております。入学前の申請で非該当となった方には、その旨お知らせ等をさせていただいて、漏れがないように丁寧に対応させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○**青少年課長（石川博隆君）** 予算書380から381ページ、放課後子ども教室推進事業費の中で、ボランティア頼みではなくてということで、市の責任での人員配置という御質疑でございます。

市におけます放課後子ども教室、学校や地域との連携を図りながら、勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行って、放課後の子供たちの安心・安全で健やかな居場所づくりを推進するというものでございまして、地域のボランティアの皆さんをお願いするところが大きいものでございます。

委員のお話は、学校間での実施状況の違いですとか、人員確保のための予算措置といった財政面の問題、それから既存のボランティアさんとの関係性等、整理すべき課題が数多くあるかというふうに思われます。今般開始されます学校内学童保育所、第三小学校のですね、そちらでの一体型の共通プログラムの実施に向けての検討と併せまして今後研究してまいりたいと、こういうふうに考えてございます。

以上です。

○**中央図書館長（當摩 弘君）** 予算書371ページと395ページ、社会教育費、職員人件費と中央図書館管理費、職員手当等についてでございます。その中の指定管理者制度導入に当たっての算定についてという御質疑ですが、先ほど地区館の職員配置については御説明いたしました。桜が丘図書館につきましては、正規職員2人、図書館業務員2人、そのほか図書館勤務員3人、そのほか中央館から応援の職員が、正規職員と図書館業務員各1人ずつ、週1日応援に派遣しております。

それから、清原図書館につきましては、正規職員2人、図書館業務員2人、図書館勤務員2人を予定しておりますが、中央図書館から図書館業務員2人を毎週1日応援派遣して運営しております。

そのほか、図書館業務員に係る予算の措置及び雇用事務につきましては、一括いたしまして図書館管理係のほうで予算化及び関連事務を取り扱っておりますので、こうした経費になるかと考えております。

以上です。

○委員長（床鍋義博君） 教育費の質疑を終了して、御異議ございませんか。

[発言する者あり]

○委員長（床鍋義博君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時52分 開議

○委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（実川圭子君） 2点お伺いします。

予算書349ページ、情報教育推進事業費のGIGAスクールの関係ですけれども、端末が1人1台貸与されていくということで、このことで不登校の児童や生徒の学びの支援につながるのか。学校には行けなくても、インターネット上で学習の確保というか、そういうことができるのではないかと考えるのですけれども、そういった利用方法などを検討されてるのかお伺いします。

また、特に低年齢のお子さんの健康への配慮などはどのようにされてるのかもお伺いします。使用するときの姿勢ですとか、あと視力への影響、電磁波などの体への影響についての認識と対応についてお伺いします。

それから、予算書394ページからの図書館費についてです。

本議会でも指定管理導入の条例改正などが議題になってますけれども、私としては、東大和市の図書館の目指す姿や方針などをこれまでもいろいろな形でお伺いしてきました。しっかりと明文化して、サービス充実していくためにも、東大和市の図書館基本計画を策定することをこれまでも提案してきましたけれども、地区館の指定管理者制度導入を進める前に、導入の前に策定が必要なのではないかと思うのですけれども、令和3年度に検討されるのか伺います。

それから、図書館に関してですけれども、移動図書館のみずうみ号が廃止になるという情報提供を別途いただけてますけれども、令和3年度の対応についてお伺いします。

○学校教育部副参事（富田和己君） 予算書349ページ、情報教育推進事業費のGIGAスクールについてでございますが、1人1台コンピューターの導入により、授業の動画の配信や双方向のオンライン授業なども可能になることが想定されます。これらの機能を活用することにより、学校に来られていない児童・生徒に対する学習面への指導や心理面への支援に資するものと認識しております。

続きまして、児童・生徒の健康への配慮についてでございますが、児童・生徒がコンピューターを利用するに当たっての電磁波などの影響については、現時点においては確認できておりません。目への負担等のケアにつきましては、子供たちがこれまで以上にコンピューターを利用する機会が増えることが想定されることから、使い方によっては一定の健康被害が想定されます。使用時間等、学校や家庭における使用上の留意点のガイドラインを今後作成いたしまして、児童・生徒の指導の充実を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○中央図書館長（當摩 弘君） 予算書394ページからの図書館費についてであります。

1点目の図書館基本計画の策定についてであります。令和3年度については策定の予定はございません。

それから、2点目の移動図書館みずうみ号の廃止後のサービスについてであります。庁用車の軽ワゴン車を利用いたしまして、これまで同様に5か所の移動図書館のステーションを毎週水曜日に、2か所と3か所のグループに分けて隔週で巡回し、予約本の受け取り、資料の返却、蔵書資料の予約受付、利用者カードの登録を行う予定しております。

また、コンテナに入れて資料を持参することも考えておりますが、資料の所在を明らかにするため、その都度図書館システムのデータを入力し直す必要などもありますので、それほど多くの本は持参できないものと考えております。

代替サービスの実施期間としましては、2年間で予定しております。

以上です。

○委員（実川圭子君） 図書館のほうの再質をします。

予算書394ページからの図書館費です。

図書館基本計画の令和3年度の策定はないということですが、指定管理者制度を導入している、進めている近隣市の例として、市のほうでもいろいろ御答弁とかをされてる立川市や武蔵野市などでも、指定管理を決める、導入の前に、基本計画というのはきちんと策定をされてるようです。今回、昭島市でも新しい館ができましたけども、その前に基本計画というのはきちんと策定をされています。

急ごしらえで策定してもよいものがないとは思いますが、令和3年度中に検討を始められないか、もう一度お伺いします。

○中央図書館長（當摩 弘君） 図書館基本計画につきましては、近隣市の策定状況なども、既にお持ちの自治体も、その中に指定管理者制度導入についての文言はあらかじめ入れているということではなくて、決定を経た上で図書館基本計画の中に盛り込んでいるというような状況がございます。

あと、昭島市などにつきましては、新しく図書館を建設する段階で、図書館建設基本計画と、こういったものをつくって、その中で指定管理者制度の導入を盛り込んでるというような状況を確認してはございます。

今後の当市の図書館基本計画につきましては、現在今後の課題ということで認識しております。

以上です。

○委員（森田真一君） 1点だけお伺いします。

予算書357ページの小学校就学援助事業費、先ほど上林委員からも質疑ありまして、お答えはいただいたわけですが、先ほどのお答えだと、5歳、6歳、どう計算するかという問題ですが、御答弁では現行のとおり5歳の年齢で計算して、対象になる方は漏れないように丁寧に通知をするというようなこととお話しいただいたんですが、しかし質疑の中身からしたら、それだとどっちにしろ漏れるでしょって、こういう話になるわけですね。これはやっぱり見直す必要があるんじゃないかっていうふうに思うんです。

もともと、この就学援助の制度そのものが生活保護と抱き合わせの制度なわけですから、そっから計算上離れるっていうのはちょっとおかしいと思うんですね。この間、生活保護の制度も、13年の8月、それから18年の10月、2回保護基準引き下がって、就学援助の事業者の方減ってるっていうことも全体としてはあるわけですから、先ほどの質疑でも、文科省も本来6歳で計算すべきものだって言ってるわけですから、これはやっぱり6歳に戻すべきじゃないでしょうか。

このまま5歳で計算するってことであれば、生活保護基準そのものを市が勝手に解釈して切り下げてるっていう、こういうことにもなるんじゃないかっていうふうに思うんです。この点ではいかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 予算書357ページ、小学校就学援助費について御質疑をいただきました。

生活保護制度との兼ね合いでございますが、基本的にはそちらに基づいて実施するべきものであるということとは認識しております。ただ、詳細につきましては、今手元、資料ございませんので、また改めて確認をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） すみません、1点確認させてください。

予算書340ページ、41ページの通学路等防犯カメラ設置工事費についてですけれども、これ880万円で予算書に書かれておりますが、この詳細、カメラが1台幾らで設置費用が幾らで、どういう積算をしてるのかっていうことを教えていただきたいのと、予算概要説明でいただいたときには、この経費が、1,050万5,000円の予算がついていたんですけれども、この予算書だと880万円になってるところはどういうことなのか伺いたいと思っております。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 予算書338ページから341ページ、通学路等学校安全対策事業費の通学路防犯カメラの設置工事についてでございます。

費用の内訳でございますが、カメラ本体につきましては1台当たり20万円、その他、SDカード等が2万2,780円……、申し訳ございません、おのおの税別になってございます。その他、金具等を含みまして、大体1台当たり25万円前後というふうになっております。

さらに、1台当たりの単価というものはございませんが、設置工事に当たりまして、設定費、あと高所作業車の関係の費用、そういったものを含んだ状態になってございます。

すみません、2点目の質問につきましては、確認をして後ほど御回答させていただきたいと思っております。

○委員（東口正美君） そうしますと、当然設置場所によって既存のものがあったり設置しなきゃいけなかったりってことなので、1台当たりの設置金額は変動してくると思うんですけれども、何度もしつこいようでも申し訳……、もしそれで残金が出るようだったら、やっぱり1台でも多くっていうことを改めて要望させていただきます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 予算参考資料の59ページ、60ページで、普通教室と学級数との関係ですけれども、この参考資料でいうと、一小と五小と八小と四中と五中は学級数よりも普通教室の数が少なくなっています。こちらで要求して頂いた資料では、令和3年度については八小と五中が少なくなっている。教室数が不足しているのではないかと思うわけです。今後、少人数学級の進展も見込まれるわけですけれども、教室不足の解消について、令和3年度以降の取組を伺います。

それから、参考資料の68ページから69ページに、1クラス当たりの生徒・児童数の26市の比較の表が出ています。小学校も中学校も、1クラス当たりの生徒・児童数が26市平均を上回っている、多いわけですね。小学校では多いほうから11番目、中学校では多いほうから3番目になっています。学習環境という点では、市独自の配置も含めて、少人数学級の取組を、他市よりも力を入れる必要があるんじゃないか。市の考えと令和3年度以降の取組について伺います。

それから、予算書の357ページ、367ページ、特別支援教室ですけれども、資料も頂きました。それで、東京都のガイドラインを見ると、この特別支援教室の対象は自閉症者、情緒障害者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者と分類されていて、前2者と後の2者は標準指導時間も区別されています。やはり一くくりというわけ

にはいかないのだと思います。当市の特別支援教室では、このあたりの対応はどのようになっているのか、課題について伺い、令和3年度以降の取組について伺います。

それから、377ページの平和事業費及び文化財保護・保存事業費ですけれども、変電所の公開日の拡大で、月1回から週2回にするってことですけれども、人員配置はどのようになるのか。学芸員などを配置するのか伺います。

それから、344ページ、芸術鑑賞教室、生の舞台などに触れられる貴重な場である芸術鑑賞教室などの実施について伺います。

それから、402ページで、スポーツイベント開催経費が皆減されていますけれども、内容を伺います。

それから、予算書357ページの就学援助事業費ですけれども、先ほどからの御答弁で、5歳で計算をして、そのことによって対象にならなかった方には通知を出して、6歳になってからもう一度申請をしてもらって給付をするという御答弁ですけれども、これは私、ただのいじわるにしか聞こえなくて、何のメリットがあるのか、こういうことで。本人にとっても教育委員会にとっても手間が、「言い方がおかしいよ。いじわると言うのはやめたほうがいいんじゃないの」と呼ぶ者あり）2回、3回というふうになる。（「議長、今の発言はまずいんじゃないか」と呼ぶ者あり）教育長に伺いますけれども、何でこんなことをやるのか。（「いじわるっていうのを取り消せよ。そんな気持ちはないんだから」と呼ぶ者あり）5歳で計算をしないで、6歳で最初から計算すれば1回で済む。（「言いたいことを言ってるだけですよ」と呼ぶ者あり）なぜこのようなことをやるのか。このようなことをやるメリット、意味がどこにあるのか伺います。

それから、予算書371ページの社会教育費、職員人件費、中央図書館管理費、職員手当のところですが、結局中央図書館、それから桜が丘図書館、清原図書館、それぞれヒアリングを行って、定員管理に基づいて配置されてるってことですけれども、その定員管理上、それぞれの図書館はどういう人員配置になっているのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 失礼いたしました。先ほどの東口委員のほうから御質疑をいただきました2問目の質問につきまして、先に答弁をさせていただきたいと思います。

予算書338ページ、341ページ、通学路等学校安全対策事業費、こちらにつきまして、予算の概要説明のほうと金額が違うという御質疑でございます。予算の概要説明のほうの金額、1,050万5,000円につきましては、既存の50台の防犯カメラの維持管理費、点検等を含めまして、電気代等を含めまして入っておりますので、そういったところから金額が違う状態になってございます。

以上でございます。

○建築課長（中橋 健君） 参考資料の59ページ、60ページについてでございますが、59ページの表につきましては、令和3年4月1日を基準とした見込みの数値であります。一方、参考資料60ページの表につきましては、令和2年5月1日現在の実際の数値となっております。また、提出いたしました資料につきましても見込数となっております。

現状では、学級数の増減につきましては、学校ごとに利活用していく特別活動室と普通教室を相互に入れ替えまして、過不足はないように対応しているところでございます。令和3年度につきましても同様の対応をしたいと考えております。

今後の教室の確保につきましても、各学校の児童・生徒数や教室の使用状況を把握しながら、不足とならないよう対応したいと考えてるところでございます。

以上です。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 参考資料68ページ、69ページ、1学級当たりの児童・生徒数につきまして御質疑いただきました。

小学校につきましては、26市の平均が29.4人に対しまして東大和市は29.9人となっており、1学級当たり平均より0.5人多い状態となっております。中学校につきましては、26市の平均が32人に対しまして東大和市は33.6人となっており、1学級当たり平均より1.6人多い状態となっており、1学級当たりの児童・生徒数は平均と比較すると1人または2人の人数の違いでございます。

なお、各学校によりまして児童・生徒数の変動が見られるため、全学年がこの平均値を上回っているものではないと捉えております。そのような中、市独自の少人数学級の取組は、財源、人員、教員の確保など課題が多く、困難であると考えております。

また、令和3年度以降の取組といたしましては、小学校における35人学級の段階的導入について、国の計画に即しまして確実に対応していくことが必要であると認識しております。

以上でございます。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 予算書359ページ、369ページ、特別支援教室における指導時間数についてであります。

まず、特別支援教室で実施をしている指導時数についてですが、4つ障害種別がございまして、いずれも週1時間程度から週8時間程度、これを年間に換算しますと、35時間から280時間という、これがガイドラインで示されている標準の指導時数となっております。

この4つの障害種別のうち学習障害者と注意欠陥多動性障害者、こちらにつきましては、ケースによっては週1時間ではなくて月に1時間程度の指導でも十分な教育的効果が認められる場合もあるとされております。このことから、そういったケースの場合には、年間35時間という下限の指導時数が年間10時間程度にまで引き下げられることになるため、障害種別によって指導時数に違いが出ているという状況であります。

当市の状況ですけれども、ガイドラインに示されてる時数を参考にした上で、当該児童・生徒の持つ特性、障害の状況などについて、児童・生徒また保護者、それから担当の教員などから障害等の状況を把握しながら、その子供の指導に必要な指導時数を検討して、実際の指導につなげている状況であります。したがって、現時点におきましては、障害の種別による指導時間数に関連しての混乱とか課題というものは、大きなものはないというふうに認識をしております。

令和3年度におきましても、引き続き児童・生徒の実態を踏まえた指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、予算書344ページ、学校行事・部活動等運営支援事業における芸術鑑賞教室の実施についてであります。

まず、小学校につきましては、現在劇団四季が主催をして、都内の小学6年生が招待されて鑑賞している、こころの劇場という事業がございまして、この事業につきましては、鑑賞支援ということで、市としてバスの借りに係る経費の予算計上をしているというところですが、残念ながら、令和3年度についてはコロナの影響で公演が中止になったということが決まったところであります。

それから、中学校につきましては、当市における厳しい財政状況ですとか、また来年度から新しい学習指導要領が本格実施と、全面実施で、教育課程上の課題もあるというふうなところを念頭に、中学校長会とも協議

を行った上で、英語のALTの派遣時数の拡充ですとか、また働き方改革につながる部活動指導員の配置、こちらを優先することとして、本年度——令和2年度から事業予算の計上を行っていないところであります。

また、市内の小中学校においては、文化芸術に関わる東京都の事業等を活用して、生の舞台に触れる教育活動を行ってる学校も複数ございます。こういった取組を、令和3年度においても学校の実態に応じて推奨してまいりたいと考えております。

以上です。

○社会教育課長（高田匡章君） 予算書377ページ、平和事業費及び文化財保護・保存事業費に係る変電所の公開日の拡充についてであります。

人員の配置につきましては、会計年度任用職員を新たに2人雇用することを考えておりまして、かかる人件費を予算書399ページの郷土博物館管理費に計上させていただいたところであります。会計年度任用職員につきましては、現時点では学芸員など特別な資格の有無、こちらについては問わないことを考えておりますけれども、施設の施錠、解錠といった通常の施設管理に加えまして、変電所の解説であったり案内、そして関連する刊行物等の販売といった業務もございますことから、これらを踏まえた中で適任者を選考してまいりたいと考えております。

続きまして、予算書403ページ、スポーツ振興事業費におけるスポーツイベント開催関連経費の皆減についてであります。

令和2年度、当市では市制50周年に合わせまして、2020年度特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会の実施を予定し、当初予算に会場設営委託料等を計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、主催者で協議を行い、中止とさせていただいたところであります。

本事業は、令和2年度中に代替措置といたしまして、ユーチューブによるデジタル巡回ラジオ体操が実施されておりました、令和3年度におきましては実施予定がないことから、当初予算への計上がなくなったものであります。

以上でございます。

○学校教育部長（田村美砂君） 予算書357ページ、就学援助費の入学前支給の件でございますけれども、こちらにつきましては、入学前支給ということの目的に沿って早くお支払いをするために、こちらでも事務の準備がございますので、12月末までに申請をしていただくということで事務のほうを執らせていただいております。

そうしますと、今ございます就学援助費の要綱に照らしますと、申請日の属する日の前年を収入の基準とするということにしておりますので、前年を対象とすると5歳ということで、5歳の基準を使うということで、させていただいております。当市も含めて、多くの市でこのような手続を取らせていただいておりますので、こちらのほうは要綱に沿った形で適正に支給を引き続きさせていただきたいと思っております。

今の手続上、そこで対象にならなかった方につきましては、先ほど課長のほうからもありましたけれども、丁寧に御説明をして再度申請のほうをしていただくということは、こちらも引き続き行っていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○中央図書館長（當摩 弘君） 予算書371ページ及び395ページ、社会教育費、職員人件費、あと中央図書館管理費の職員手当等についてであります。

地区館の正規職員の配置につきましては、先ほど申しましたとおり、桜が丘図書館、清原図書館とも正規職

員は2名ずつになっております。会計年度任用職員のうち臨時職員につきましては、現場での考え方によりまして、そちらのほうで採用させていただいております。

それから、図書館業務につきましては、図書館運営を柔軟に対応してくということで、以前から中央図書館の管理系のほうで一括して予算化及び関連事務の取扱いをしてきております。いずれにしても変則的な勤務になりますので、今後指定管理者制度を導入した上で、こうした勤務の状況についても解消できるものというふうに考えております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 344ページ、生の舞台などに触れられる貴重な場である芸術鑑賞教室についてということで、学校に応じてやっける学校もあるということですが、中学校については令和2年度以降計上していないということも伺いました。これはやはりぜひ復活させていただきたいということで要望しておきます。

それから、357ページ、367ページの特別支援教室で、時間が2つに分かれている、ガイドラインでね、というのは、そういうことだということのは分かりました。東大和市の実情として、先ほど挙げた4つの障害が対象についていって言われてるわけですが、これらの4つの障害について、全て東大和市では対応されているという理解でいいのかわかるか伺います。

それから、予算書357ページの就学援助事業費ですが、前倒しになった経過については、入学準備金が非常に多額で、大変だと。やはり入学前に欲しいというのが、そういう世論があって、前倒しにされたわけですね。そういうことからいって、一部の人が前倒しでもらえないという不利益を被ることにもなります。今の御答弁では、要綱だということなので、要綱は変えればいいというふうに思います。そこら辺での検討をぜひお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○学校教育参事（佐藤洋士君） 予算書359ページ、369ページ、特別支援教室の指導時数に関わっての再質疑になります。

障害種別4つございまして、当市のお子さんの状況でいきますと、1人のお子さんが一つの障害種別しか持っていないというケースは意外と少ない状況にあります。やはりどうしても複数持っているという状況で、それらを総合して見ていくと、全て4つの障害種別を当市でも扱っているという状況にございます。

以上です。

○学校教育長（田村美砂君） 予算書357ページ、就学援助費の入学前資金の要綱の件でございますけれども、現時点におきましては、要綱のほうを改正する、今予定はございません。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 予算書399ページ、先ほども出ましたけども、旧日立航空機の変電所の件ですが、まず今の修繕工事が具体的にいつ頃終わるのかですね、が1点と、あと先ほどの会計年度職員を配置するということですが、大変いいことだし、公開日を増やしていただけるというのは大変、やはり変電所のことを広く市民に知っていただく上でも大変大きな効果があると思うんですが、実際に何曜日を想定されるのか。

あと加えて、先ほども、学芸員云々というのはちょっとなかなか厳しいかもしれませんが、ただ見てみると、結構全国からわざわざ、日曜日ですね、今、月1回だけです。日曜日に訪問して、専門家の方が結構見学に来て、やはり相当いろいろなことを聞かれてる傾向がありますので、その辺も踏まえた、ぜひ人材を投入していただけたらと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 予算書377ページの文化財保護・保存事業費のほうに、変電所の工事に係る予算ですね、計上されておりますけども、変電所につきましては、令和3年の7月を目途に工事を完了ということで、事務を今進めております。本体工事につきましては、令和2年度中にほぼ完成ということでありまして、これからスロープを含めた外構とか、それから内部展示、この辺の作業を進めていくところでありまして。

また、会計年度任用職員の配置は、先ほどお話しさせてもらったとおり2人を予定しておりまして、公開日につきましては、水曜日、まず1日ですね。それから、土曜日もしくは日曜日いずれかということで、週2日ということ考えております。

会計年度任用職員につきましては、先ほど答弁させてもらいましたとおり、通常の施設管理に加えまして、開設、場合によっては質問等もあろうかと思っておりますので、初めのうちは郷土博物館の職員、それからこれまで関わっていただいております、もちろん文化財ボランティアの方の協力も得ながら、円滑な運営ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 予算書357ページ、小学校就学援助事業費、先ほど部長からの御答弁でも、前倒し支給に係っては12月までに申請をしないと実務上なかなか難しい、支給は難しいというお話でありましたから、あくまでも行政の事務上の都合からこの問題出発してるとするのは今の御答弁で分かったわけでありまして。

しかし、先ほどからの繰り返しになりますけども、この制度の趣旨自体がもともと生活保護制度と一体のものであるということに着目をすれば、生活保護制度であれば、本来は申請してから、新規の場合ですけどね、申請してから2週間以内に決定して支給の準備に入らなきゃいけないわけですから、そのことを考えたら、入学3か月より前に申請をしないともう全然間に合いませんと、たまたまそのときは5歳だから、5歳の計算でやりますっていうことでは、生活保護の制度趣旨から見たときに、やっぱりそこのおかしいんじゃないかなっていうふうに思うんです。

改めて、そういう観点からも検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 予算書357ページ、就学援助費の入学前の関係で御質疑をいただきました。

生活保護制度が基準ということで今お話をいただいたところでございますが、生活保護制度のほうでも実際の年齢と違う年齢で判定をしてるのかということは、今後確認をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（床鍋義博君） 教育費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、教育費の質疑を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時34分 開議

○委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（床鍋義博君） 引き続き第11款公債費の質疑を行います。

○委員（森田真一君） では、一つ伺います。

予算書412ページ、公債費、資料を頂きました。ありがとうございました。

これまでの答弁では、臨時財政対策債の元利償還額は、実質とは多少差があるようですが、基本的には全額交付税措置されるというお答えでありました。令和3年度末の市債の現在高に占める臨時債の残高の割合はどのようになるかということをお伺いします。

また、第5次行革大綱で掲げる公債費負担比率の抑制との関係で、昨年の子特でも伺いましたが、御答弁では、令和4年度、公債費は17億4,500万円程度のピークとなって、以後ピークアウトするということで見込まれているというお話でありました。公債費に占める臨時債の、元利償還額は除いた場合とそうでない場合とで、それぞれ公債費の今後の推移について、その見込みに変わりがないのかどうかお伺いします。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 予算書412ページ、公債費の御質疑でございますが、まず令和3年度末の市債の現在高におけます臨時財政対策債の残高の割合でございますが、75.7%でございます。

また、公債費に占めます臨時財政対策債の、元利償還額を除いた場合とそうでない場合の公債費の今後の推移でございますが、現在のところ、今後の事業におけます起債及びその償還額につきましては見込みが、事業の関係で難しいところですが、臨時財政対策債については増加の傾向、臨時財政対策債以外については減少傾向になるものと考えております。

ただ、臨時財政対策債以外のものにつきましては、公共施設等の老朽化対策によりまして今後変わってくるものと考えておりますので、償還額の総額の推移につきましては今後も留意していきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○**委員長（床鍋義博君）** 公債費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（床鍋義博君）** 御異議ないものと認め、公債費の質疑を終了いたします。

○**委員長（床鍋義博君）** 引き続き、第12款諸支出金の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（床鍋義博君）** 諸支出金の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（床鍋義博君）** 御異議ないものと認め、諸支出金の質疑を終了いたします。

○**委員長（床鍋義博君）** 引き続き、第13款予備費の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（床鍋義博君）** 予備費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（床鍋義博君）** 御異議ないものと認め、予備費の質疑を終了いたします。

以上で一般会計予算の質疑を終了いたします。

○**委員（尾崎利一君）** 第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算の組替えを求める動議を私と森田真一委員及び上林真佐恵委員の3名で提出いたします。

○委員長（床鍋義博君） ただいま尾崎利一委員、森田真一委員及び上林真佐恵委員から第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算に対して予算の組替えを求める動議が提出されました。

よって、本動議を議題に供します。

動議提出者の説明を求めます。

〔委員 尾崎利一君 登壇〕

○委員（尾崎利一君） 日本共産党を代表して、一般会計予算の組替え動議について説明させていただきます。

第1に、コロナ危機という大きな災害で、市民の暮らしが追い詰められています。通常の行財政運営とは違う対応が求められます。現市長の下で、20億円から一般会計で57億500万円、特別会計まで含めると69億円余りまで積み上がった基金から総額13億円余りを取り崩し、令和3年度に限った支援策を講じるものです。

具体的には、住民税非課税世帯約2万5,000人に3万円を給付します。事業費は7億5,000万円です。大学生、短大生、専門学校生等約2,300人に5万円の一時奨学金を給付します。事業費は1億1,500万円です。令和2年度に対象外とされた保育士約1,000人に慰労金5万円を支給します。事業費は5,000万円です。中小企業者等応援助成金の対象を拡大して、再事業化します。事業費は、令和2年度予算と同額の1億7,467万1,000円です。

第2に、コロナ禍であっても国保税値上げを強行するような負担増路線から暮らしに寄り添った姿勢への転換を図るため、令和3年度以降も市民の暮らしを支える組替えを行います。コロナ危機下で国民健康保険税を値上げするなどのもつてのほかです。国民健康保険税の値上げを中止し、1人1万円引き下げのために、国保会計へのその他繰出しを1億43万円増額します。値上げ中止に必要な額は8,931万6,000円、1人1万円引下げに必要な額は、1万円掛ける1万8,050人掛ける94.8%で、1億7,111万4,000円です。国民健康保険事業運営基金から1億6,000万円を取り崩します。

次に、家庭ごみ有料袋の2割値下げです。予算に計上された2億400万円の20%で、4,080万円です。小中学生の医療費助成制度を高校卒業時年齢18歳まで拡大します。事業費は2,330万円です。ちょこバスの運賃を100円に戻した上で、シルバーパスで無料乗車できるようにします。900万円です。さらに、幼保無償化に伴う副食費の徴収をやめます。費用は1億円ですが、幼保無償化によって市の負担は9,000万円浮きました。この分は副食費無償化に回すべきです。これらの費用は、総額で13億6,320万1,000円となります。

この財源ですが、国からのコロナ交付金第3次分、2億6,520万7,000円が今年度計上されず、来年度に繰り越される見込みです。これは財源としては大きなものですが、令和3年度予算でも計上されていないので、今回の予算組替え動議では計上しませんでした。また、令和2年度市町村総合交付金は、予算より3億5,000万円ほど増額で確定しており、これは令和3年度の前期繰越金に反映されることになります。実際には、これら6億円余りは財源になりますが、本動議では計上しません。

本組替えの財源としては、第1に、主に東京電力、東京ガス、NTTの大企業3社だけに3割値下げした道路占用料及び特定公共物占用料を元に戻すことで、2,599万5,000円の増収を見込みます。

第2に、財政調整基金から13億3,720万6,000円を取り崩すものです。それでも、一般会計の積立基金の令和3年度末残高見込みは32億6,304万3,000円となります。不測の事態に対応するために必要な基金残高は、当市の場合16億5,000万円程度です。また、市が目標額を決めて積み立てている基金は2つだけですが、その目標の合計額32億5,000万円をも上回る年度末残高が見込めます。

令和3年度については、市の貯金を取り崩してでも、コロナ危機という大きな災害から市民の命と暮らしを守るために全力を尽くすべきです。

以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（床鍋義博君） 動議の説明が終わりました。

これより本動議について質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（床鍋義博君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔委員 尾崎利一君 降壇〕

○委員長（床鍋義博君） 本動議について自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（床鍋義博君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

本動議について討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（床鍋義博君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

これより本動議について起立により採決いたします。

第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算の組替えを求める動議を可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（床鍋義博君） 起立少数。

よって、本動議は否決されました。

○委員長（床鍋義博君） 一般会計予算に対する討論につきましては本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（床鍋義博君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで1時30分まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時29分 開議

○委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（床鍋義博君） 第2号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、本案を議題に供します。

本来はここで内容の説明を求めるところであります、今回は事前に文書で配付しておりますので、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） それでは、伺います。

予算書40ページの国民健康保険事業費納付金のところで伺います。

市はこの間、国の特例基金がある令和5年までに、一般会計からの赤字繰入れの解消をするという御答弁を行ってると思うんですが、来年度のこの特例基金の影響額が幾らになるのか伺います。

また、先日の厚生文教委員会の質疑では、保険者努力支援制度による交付金の例として、糖尿病等重症化予防事業や特定健診の受診勧奨事業などに対して約1,300万円が交付されること、また収納率の向上によって約6,000万円が交付されるという御答弁もあったんですが、これらの交付金は、例えば来年度赤字繰入れ解消を取りやめた場合に減額されるというような影響があるのかどうか併せて確認をさせてください。

お願いします。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 予算書40ページ、国民健康保険事業費納付金に関しまして、特例基金の影響ということなんですけれども、国民健康保険事業費納付金につきましては、算定の際に、この特例基金も含めました激変緩和の措置が加味されてございます。その特例基金も含めました激変緩和措置全体の影響額ということになるんですけれども、令和3年度の影響額といたしましては約4,100万円と捉えております。

続きまして、予算書で申し上げますと20ページかと、保険給付費等交付金の特別交付金なんですけれども、特別調整交付金国財源分や東京都繰入金等につきましては、現状では実施した保健事業や保険税収納率の実績等に基づきまして交付されるものが多く、保険税率等の改定の有無によります交付額への影響というのはございません。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

予算書20ページと40ページのところで再質疑をさせていただきます。

保険者努力支援制度ということで、市も市民も様々な努力をして得られるこういう交付金については影響がないということで、確認をさせていただきました。

国保税についてはもともと高額だったということで、ずっと値上げについては反対をしておりますけれども、これがもともと高かったものが毎年値上げされて、現在もう既に支払える限界というのは超えていて、実際に受診抑制も起きていると思いますので、これ以上値上げをすることは、医療を受ける権利を侵害してしまうのではないかと思います、その点についての御認識を伺います。

また同時に、国保の構造上、やはり低所得の人がより重い負担になっているって、こういう構造上の問題があって、これはやっぱり国がこの間ずっと国庫補助を減らしてきたって、そういうこともありますので、国に対してこういう特例基金の延長も含めてですけれども、抜本的に国庫補助増額を求めていくっていうようなことを自治体からも強く要望していく必要があると思うんですが、その点についての見解も伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 予算書で申し上げますと20ページになるかと思いますが。保険給付費等交付金につきまして、保険者努力支援等、様々交付金の獲得を行いまして、保険税率の抑制について努めてるところではございます。

市では、このコロナ禍におかれましても、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険を安定的、また持続可能なものとして運営していくために、財政健全化計画を策定いたしまして、この計画に基づきまして、医療費の適正化や保険税収納率の向上等取り組むとともに、国民健康保険税率等の見直しを行っております。

医療費に関しましては、こちらのほうとしては、コロナ禍の中で出かけることによる不安というのも耳に入っておりますので、そういったところの不安払拭に努めつつ、特にその保険税に関しましては、26市の中で令和3年度では、予定してる中では唯一になります、コロナ禍における収入減少世帯への市独自の減免策を講じて、配慮していきたいと考えてございます。

また、続きまして、抜本的な改革のところなんですけれども、東京都市長会を通じまして、これはもう引き続き例年要望してるものではございますが、国や東京都に公費の拡充というのをこれからも引き続き求めていきたいと、要望していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） それでは、2点質疑をさせていただきます。

予算書の45ページ、特定健康診査等事業費でございますけれども、健康診査のこの受診率向上については、これまでも様々お取組をいただいておりますけれども、令和3年度の取組についてはどのようなものがあるのかお伺いをいたします。

また、同じく45ページで、保健衛生諸費のことについてでございますけれども、人間ドックを受診された方に関しましては、レセプトデータの活用を行うというようなことでございますけれども、令和3年度の取組の詳細についてお伺いをいたします。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 予算書45ページ、特定健康診査等事業費についてですが、令和2年度につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、コロナ禍の中で外出を控えたいという市民の声も伺っております。こうしたことから、特定健康診査受診の出足が令和2年度は鈍い傾向にございました。この傾向が令和2年度の受診率にも響いておりますことから、令和3年度には健康寿命の延伸のためにも、御自身の健康状態の把握や疾病の早期発見等の重要性を改めて周知し、早めの特定健康診査の受診を積極的に進めていくことで、受診率向上に資するものとしたと考えてございます。

続きまして、同じく予算書45ページ、保健衛生諸費の人間ドック等受診料助成費についてですが、令和3年度からは人間ドック、脳ドックの受診料助成申請の際に、人間ドック等の結果の提出を求めることといたしまして、提出された結果の一部につきましては、特定健康診査受診の結果と同等のデータとして、保健事業の対象者抽出に活用したいと考えてございます。これによりまして、データの捕捉率が高まりますことから、データを活用した保健事業、例えば糖尿病等重症化予防事業ですとか、低栄養防止等フレイル対策事業、また慢性閉塞性肺疾患——COPDの啓発事業等の利用促進にもつながり、御本人の健康保持、増進及び将来的な医療費の適正化に資するものになるものと考えてございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 予算書12ページ、保険税収入の減少ですけれども、被保険者数の減少について、平成28

年度以降の被保険者数と令和3年度見込数について伺います。

同じく12ページの保険税、参考資料73ページで、1人当たり保険税調定額と医療給付費が5年分記載されています。この増減の状況、この動きの要因等ですね、御説明いただきたいと思います。

それから、12ページ、保険税ですけれども、今年度、国の制度として実施されたコロナ危機下の減収に対する保険税減免制度を令和3年度も実施するってことです。これ今、他の委員の答弁でもありましたけれども、評価したいと思います。これは条例改正には載っていないわけですけれども、どのような形で規定するのか。それから、これが単年度だけの制度なのか、いつまでこの制度を続けるのか伺います。

12ページ、保険税のところ、国も市も認めるとおり、国保税は協会けんぽなどと比べても、加入者の所得は低いのに負担割合は高いという構造的欠陥を抱えています。これをさらに激しくする連続値上げには反対ですけれども、来年度については、市の答弁でも、多摩26市のうち22市が値上げしない、そのうち10市は値上げ予定を取りやめているということが明らかになっています。コロナ危機で市民の暮らしが追い詰められているからという理由です。当市においても、削減すべき赤字繰入れを削減したとしても、基金を取り崩せば、今年度の9,400万円の値上げはしなくて済むわけですけれども、それでもあえて値上げをするというのはなぜなのか伺います。

それから20ページ、保険給付費等交付金の内訳について伺います。

それから24ページ、その他の繰入金2億8,040万8,000円のうち、解消すべき赤字とみなされない金額は幾らなのか。その総額と、内容ごとの金額を伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 幾つか御質疑いただきました。

初めに、予算書12ページ、国民健康保険税に関しまして、平成28年度以降の被保険者数についてですが、平成28年度の平均被保険者数が2万2,108人、平成29年度の平均被保険者数が2万643人、平成30年度の平均被保険者数が1万9,587人、平成31年度の平均被保険者数が1万8,818人、令和2年度は、令和3年1月1日現在の被保険者数となりますが1万8,374人、令和3年度は、当初予算の見込数といたしまして1万8,050人を見込んでございます。

続きまして、予算書12ページの保険税のところ、参考資料73ページに当たります。

1人当たり保険税調定額と医療給付費の5年分の増減の状況でございます。参考資料では、退職被保険者分につきましても示させていただいておりますが、既に制度として終了しておりますことから、一般被保険者分に限りまして御説明いたします。

保険税調定額につきましては、医療給付費の現年分の推移を示させていただいております。一般被保険者につきましては、年度ごとの課税所得額の増減による影響や、平成30年度以降は財政健全化計画に基づきます保険税率等の見直しを行っておりますことから、年度ごとに必要とされる保険税率を応分に御負担いただいている結果として、参考資料の推移が表れているものと捉えております。なお、令和3年度につきましては、コロナ禍における所得減少等によります調定額の減少を見込んでおります。既に御案内のとおり、調定額の減少によります保険税の減収見込みに対しましては、国民健康保険事業運営基金から繰入れを予定しております。

次に、医療給付費につきましては、医療の高度化や高価な薬価等の様々な要因が考えられますが、主な要因といたしましては、70歳以上に到達する団塊の世代が増えることによりまして、窓口負担が3割から2割になる被保険者が増えまして、その結果、保険給付が増えたことによるものと考えてございます。

続きまして、同じく予算書12ページです。新型コロナウイルス感染症に関する保険税減免の規定についてで

すが、今年度実施しております減免につきましては、国民健康保険税条例第24条の国民健康保険税の減免に関する事項のうち、第1項第4号の「その他特別の事情のあるもの」といたしまして、東大和市国民健康保険税条例施行規則の附則におきまして、新型コロナウイルス感染症に関する保険税減免の特例として規定しております。令和3年度につきましても同様の規定を前提に検討しております。なお、令和4年度以降につきましては、国の動向等を踏まえまして判断したいと考えてございます。

続きまして、予算書12ページ、国民健康保険税です。

お答えとしては繰り返しになってしまうんですけども、国民皆保険を下支えする国民健康保険、こちらはコロナ禍の中で必要性が増しているものというふうに認識しております。国民健康保険を安定的、持続可能なものとして運営いたしまして、市民の皆様が安心して医療を受け続けられるようにすることが必要であり、そのためにも財政健全化計画を推進させる必要があるものと考えてございます。

国民健康保険税につきましては、もともと一定基準以下の所得の世帯を対象といたしました均等割軽減や、市独自の多子軽減がございます。また、令和3年度につきましては、先ほども申し上げましたとおり、コロナ禍の影響によりまして収入が一定程度減少する見込みを対象とした市独自の、26市の中でも予定してるのは当市のみとなります保険税減免策を講じまして配慮したいというふうに考えてございます。

続きまして、予算書20ページ、保険給付費等交付金の内訳でございます。

普通交付金の予算総額が56億8,327万2,000円でございます。内訳といたしましては、一般被保険者に係る医療給付費が56億6,075万円、退職被保険者に対しまして遡及して医療給付が発生した場合に備えるものとして50万1,000円。そのほか移送費や、国民健康保険連合会の審査支払手数料等といたしまして約2,202万1,000円でございます。特別交付金の予算総額につきましては7,280万8,000円でありまして、内訳といたしましては、保険者努力支援分として2,573万6,000円、特別調整交付金の国財源分といたしまして1,806万8,000円、東京都からの繰入金分といたしまして2,900万4,000円でございます。

最後になります。予算書24ページ、その他の繰入金の内容と金額でございます。

その他の繰入金のうち、解消すべき赤字補填繰入れ以外の繰入金につきましては、総額といたしましては1億1,315万2,000円、内容としましては、特定健康診査、特定保健指導費の一般財源負担分といたしまして8,209万8,000円、人間ドック等受診料助成費といたしまして1,265万円、そのほか保険税の還付金等といたしまして1,840万4,000円でございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 12ページの保険税収入の減少で、被保険者数が平成28年2万2,108人から、令和3年1万8,050人と、こう減ってきてるわけですけども、これは今後も減少していくっていう見込みなのかどうか。これ減少していくっていうことになると、解消すべき赤字を割る人数が減ってくるっていうことで、一層値上げになってくっていうことにもなりかねないんじゃないかと思うんですけども、そこら辺について伺います。

それから、24ページの解消すべき赤字とみなされない金額について伺いましたけれども、以前の答弁で、多子世帯軽減は、解消すべき赤字には含まれないっていう御答弁をいただいていたと思うんですけども、これはどうなってるのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 初めに、被保険者数の推移の見込みなんです（発言する者あり）すみません、予算書12ページ、失礼いたしました。

被保険者数の推移の見込みなんです、現在、団塊の世代が70から74歳の間に入ってるところでございます

ので、この団塊の世代の方々が後期高齢者に移行するところで、また被保険者数の減少というのは一定程度見受けられることになるかなというふうには考えております。

また、それに伴いまして、改定率の影響についてなんですけれども、改定率につきましては、その年度ごとの東京都に支払います事業費納付金の額によって、必要とされる税率も算出されることとなります。ですので、この被保険者数の減少等、また様々な社会情勢がございます。当市の医療費水準の推移というのものもあるかというふうに考えております。そうしたもろもろ様々な要因を含めて納付金額は算定されますので、その納付金はどういうふうに移すのかということに関しましては、現時点で見込めることは困難でございます。そうした納付金の影響によるところが大きいかと思っておりますので、その動向につきましては注視したいというふうに考えてございます。

続きまして、予算書24ページ、その他の繰入金に関する多子軽減についてなんですけど、委員お見込みのとおり、多子軽減分につきましては一般財源で充てることとなっておりますので、その他の繰入金を財源としてるところでございます。

以上でございます。（「解消すべき赤字になるかならないかってあったでしょ」と呼ぶ者あり）すみません。予算書24ページ、多子軽減に関する財源に関しましては解消すべき赤字というふうにはみなしてございません。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 予算書20ページの都補助金に関することなのかちょっと分からないんですけど、そこと、あと参考資料では81ページの基金の状況のところでお伺いしたいのですけれども、これまでもいろいろな形で質疑がありましたけれども、コロナ禍でも保険税値上げということで、僅かな金額でも値上げということでインパクトが強く、市民に受け入れられるためには、私は丁寧な説明が必要だと思いますけれども、どのようにしていくのかをお伺いしたいと思います。

それが1点と、あとは基金を取崩しをすれば、値上げ分……。基金について少し充当するということですが、さらに基金を投入すれば値上げをしなくても済むというようなことも数字的には思うのですけれども、そうならなかった、そのようにしなかったということについては、どのような経緯で基金をさらに取り崩すということをしなかったのか伺います。この基金については、赤字繰入れに使えないのか、それとも財政健全化計画に基づいて値上げを6年間で進めていくということに基づいて、基金を使わずに値上げという判断に至ったのか、そのところを改めてお伺いしたいと思います。

それから、もう一点、6年連続で値上げをした後の見通しについてなんですけれども、6年間で赤字繰入れを解消した後も、状況によってはいろいろ不足したりとか、また余剰金が出たりということで変動があると思っておりますけれども、多少の値上げもあるかもしれないけれども、場合によっては値下げにもなるというような認識でよいのか伺いたいと思います。6年間連続値上げということで、市民も理解を示していらっしゃる方もいるんですけども、その先の見通しがなくなかなか納得ができないということもあるかと思っておりますので、そのことについてお伺いしたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 予算書20ページになります。

市民の皆様への丁寧な説明についてですが、国民健康保険では春と秋に国保だよりを交付いたしまして、全戸配布しております。こうした中で、皆様にはこの財政健全化の必要性ですとか、当市が取り組んでおります医療費適正化の取組等につきまして丁寧に説明することによりまして理解を得るよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、参考資料81ページの基金に関するところでございます。

令和3年度の基金の活用につきましては、平成31年度末の基金残高をほとんど取り崩して、こちらのほうで保険収収の減少の補填ですとか、コロナ禍に係るところですね、市独自減免等の財源に充当したいというふうに考えてございます。令和2年度末につきましては、1億6,500万円ほど新たに残高を積みことになるんですけども、こちらに関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響が、期間的にも経済的にもどの程度に及ぶのか見通すことは現状困難でございますので、今後の動向を見据えて将来的なものとして活用すべきと考えまして、今回は平成31年度末残高の基金の取崩しのみと対応させていただいてございます。

また、赤字に関する影響につきましてなんですが、あくまでも一般会計からの赤字補填繰入れを減らすということが赤字補填繰入れ解消の取組になります。基金を活用することによってもそれはなされるわけですが、ただ一方で、国民健康保険制度に求められております給付と負担の均衡を保つ、給付と負担が不明確になっているという課題がございます。国民健康保険の制度改革につきましては、他の社会保険からも一定程度負担していただくことによりまして、余剰に生じた国費が回ってくる場所がございます。そうしたところからも、国民健康保険制度といたしまして給付と負担の均衡化っていうのを図る必要がございますので、保険税率の見直しっていうのは引き続きやっていきたいというふうに、財政健全化計画にのっかって続けていきたいというふうに考えてございます。

また、同じく基金に関してというところになりますかね、解消後の見通しについてなんですが、令和6年度以降の納付金いかによるところが大きいかというふうに考えておるんですけども、そのときの状況を現時点で見込むことが困難でございますので、令和6年度以降の納付金の状況等を鑑みながら判断していきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○委員長（床鍋義博君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

○委員（尾崎利一君） 第2号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算の組替えを求める動議を私と森田真一委員及び上林真佐恵委員の3名で提出いたします。

○委員長（床鍋義博君） ただいま尾崎利一委員、森田真一委員及び上林真佐恵委員から、第2号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算に対して予算の組替えを求める動議が提出されました。

よって、本動議を議題に供します。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時 1分 開議

○委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

動議提出者の説明を求めます。

〔委員 尾崎利一君 登壇〕

○委員（尾崎利一君） 日本共産党を代表して、国民健康保険事業特別会計予算の組替え動議について説明させ

ていただきます。

一般会計予算の組替え案で御説明したとおり、第1に、値上げを中止させる分として8,931万6,000円、1人1万円引き下げる分として1億7,111万4,000円、合計2億6,043万円を国保税収入から差し引き、財源として第1に、1億6,000万円を国民健康保険事業運営基金から繰り入れ、1億43万円を一般会計からのその他繰入れとして収入するものです。

国民健康保険税は、組合けんぽ保険料の1.8倍と今でも大変高いものです。連続値上げ前3年間のその他繰入額の平均7億8,400万円に対し、この組替えによるその他繰入額の総計は5億4,083万8,000円となり、連続値上げ前3年間のその他繰入れ平均額を大きく下回ります。

消費税10%への増税、現下のコロナウイルス感染拡大により、市民の暮らしと地域経済は大きな打撃を受けており、増税中止と引下げは喫緊の課題です。市は、国民健康保険事業運営基金に3億円、5億円とため込む意向を表明していますが、ため込むのではなく、これほど市民の暮らしが厳しくなっている今こそ、基金を取り崩し、値上げを中止して引下げに転じるべきです。

市の答弁でも、コロナ危機を理由に、今年値上げを予定していた立川市、武蔵村山市、小金井市、日野市、東久留米市など10市が値上げを中止し、今年度値上げに踏み切るのは26市中4市だけという状況です。実際、コロナ禍で格差と貧困は一層拡大しており、非正規雇用労働者など低所得者の多い国民健康保険加入世帯は直撃を受けています。値上げではなく引下げこそ求められています。

よろしくをお願いします。

○委員長（床鍋義博君） 動議の説明が終わりました。

これより本動議について質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（床鍋義博君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔委員 尾崎利一君 降壇〕

○委員長（床鍋義博君） 本動議について自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

本動議について討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（床鍋義博君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

これより本動議について起立により採決いたします。

第2号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算の組替えを求める動議を可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 委員長（床鍋義博君） 起立少数。
よって、本動議は否決されました。
-

- 委員長（床鍋義博君） 国民健康保険事業特別会計予算に対する討論につきましては本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第2号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 委員長（床鍋義博君） 起立多数。
よって、本案を原案どおり可決と決します。
ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 5分 休憩

午後 2時 9分 開議

- 委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第3号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、本案を議題に供します。

本来はここで内容の説明を求めるところですが、今回は事前に文書で配付しておりますので、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を行います。

[発言する者なし]

- 委員長（床鍋義博君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

土地区画整理事業特別会計予算に対する討論につきましては本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

第3号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。
-

- 委員長（床鍋義博君） 第4号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算、本案を議題に供します。

本来はここで内容の説明を求めるところですが、今回は事前に文書で配付しておりますので、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を行います。

- 委員（佐竹康彦君） 予算書の60ページから61ページにかけて、介護予防・生活支援サービス事業費で伺います。

このコロナ禍におきまして、介護予防の事業につきましては大変重要な意義を持つてるといふふうに認識しておりますけれども、この現下のコロナ禍において、どのように令和3年度介護予防事業を展開されていくのか、そのお考えを伺いたいと思います。

また、フレイル予防の取組につきまして、楽しみマッスル、いきいき運動プラス、これが予約が取れない状況だといふふうに伺っておりますけれども、要望に応えるための取組はどのようなことをしていこうとされているのか、この点について伺います。よろしく願いいたします。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 予算書60ページから61ページ、介護予防・生活支援サービス事業費、コロナ禍における介護予防事業の取組についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響で、現在高齢者の生活上の自粛が広がり、外出や対人的な接触の機会が減少しているものと認識しております。このことによりフレイルや認知症のリスクが高まることから、これまで市では、介護予防の動画配信を開始するとともに、元気ゆうゆうポイント事業の拡充を図るなど、自宅時間が長くなった高齢者に対する介護予防の支援を実施してまいりました。令和3年度におきましても、引き続き自宅でできる介護予防についての情報発信を行っていくとともに、新型コロナウイルス感染症が今後収束に向かう際には、介護予防の取組の再開に向けての注意事項等について、介護予防活動を行っていただいている皆様に対して周知のほうを行ってまいります。

続きまして、予算書60ページから61ページ、介護予防教室に関する取組についてであります。

健康運動指導士等によります自重トレーニングやマシントレーニング等による筋力の向上や、認知症予防のためのレクリエーションなど、介護予防に必要な知識や技術を学ぶ、楽しみマッスル教室、運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善等介護予防に必要な知識及び技術を学ぶ、いきいき運動プラスについてであります。共に市民の皆様にご好評をいただいております。

どちらの教室につきましても、目的といたしまして、教室での学びを通して、今後御自身で運動を行う習慣が身につくためのきっかけとしての位置づけがありますことから、募集に当たり、募集の定員以上のお申込みがあった際には、これまで教室に参加されたことがない方を優先とさせていただいております。引き続き市民の皆様の自立した生活の一助となるよう、実施のほうを行ってまいります。

以上でございます。

○委員（森田真一君） では、何点かお伺いいたします。

まず、予算書12ページ、介護保険料ですが、資料を頂きました。ありがとうございました。

こちらコロナ特例の申請減免、非常に多かったということに驚いております。一方で、この制度は3月31日をもって終了となっているんですが、令和2年度分の徴収、また3年度の賦課に当たって、市税の対応のところで同様のことを聞きましたけども、同じように対応いただけるのかどうかというのを確認します。

それから次に、予算書40ページ、保険給付費、こちら資料を頂きました。境界層措置の該当者の今後の動向の見通しをお伺いしたいと思います。

それから次に、予算書の42ページ、施設介護サービス給付費、第8期事業計画以降の特養ホームの施設整備の検討状況についてお伺いをいたします。

それから最後に、参考資料ですと77ページ、歳入歳出の状況及び同じく81ページの介護給付費等準備基金ですが、平成29年度から令和元年度までの各年度の介護給付費等準備基金への積立金の予算額と決算額の差なんですけども、これはこの間ずっと聞いてますけども、1億6,000万円から3億円との間で推移してきています。

令和3年度についても同様の乖離が起こるのではないかといふようなことが考えられます。資料を見せてい

ただきますと、令和2年度の補正のところの数字も併せますと、令和2年度、予算では積立金15万9,000円というところは、実際には現在補正では2億1,510万円、この令和3年度のところでは積立金は7万5,000円としてますが、これが数億円単位で決算時には計上されるのではないかというふうに考えられるわけですが、こういったことから、第8期の保険料値上げ、もともと必要なかったのではないかと考えられますが、見解を伺います。

以上です。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 私からは、予算書12ページの保険料の特例減免、それから予算書40ページの境界層措置の対象者につきまして御説明いたします。

まず、予算書12ページの保険料に関してのコロナ特例減免でございますけれども、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一定の減収が見込まれるなどの要件を満たした場合には、介護保険料の特例減免の対象となります。ただ、この特例減免につきましては、令和2年の2月1日から令和3年の3月31日までの間に納期限が到来する介護保険料、これを対象にしております。このため、令和3年4月1日以後に納期限の到来する介護保険料につきましては、特例減免の対象外ということになります。

なお、特例減免、これがなくなっても従来の減免制度、これはございますので、例えば生計維持者の死亡ですとか、あるいは失職があった場合には減免申請は可能であると、このように考えております。まず1点目は以上でございます。

それから2点目、予算書40ページの境界層措置の対象者の動向ということでございますが、境界層措置における年度の捉え方といたしましては、8月の1日から翌年の7月の31日までのこの1年間というふうに捉えております。第1回目の緊急事態宣言、この期間を含む令和元年の8月1日から令和2年の7月31日までの1年間につきましては、この境界層措置を受けました方は12人でございました。一方、資料に記載されました境界層措置の対象者は7人でございますけれども、これは令和2年の8月の1日から令和3年の7月の28日までの7か月間の集計値でございます。このため、1年間の数値とするためには、あと5か月の実績というものを加える必要がございます。年金の受給者である高齢者が、一般的にはこの新型コロナウイルス感染症による経済的な影響というものは受けにくいものというふうに認識しておりますけれども、残りの5か月で境界層措置の対象者、これが増加するのかそうでないのかにつきましては推測が難しいために、今後の推移を見守りたいと、このように考えております。

以上であります。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） それでは、予算書42ページ、施設介護サービス給付費、第8期計画以降の特別養護老人ホームの施設整備についてでございますが、特別養護老人ホームの整備については、今後の高齢者の増加状況を踏まえ、現段階では100床程度の規模の施設が必要と見込んでおりますが、住宅セーフティネット法に基づく登録住宅や、サービス付高齢者向け住宅など的高齢者の住まいの整備状況も見据えながら、公有地の活用を基本に整備時期及び整備地域を含め、具体的に検討のほうを行ってまいります。

続きまして、参考資料77ページ及び81ページ、介護給付費等準備基金と介護保険料についてでございますが、一般的には介護保険計画期間中の各年度の決算で余剰金が生じた場合に、所定の精算を行った上で準備基金に積み立てるものとなっておりますことから、保険料を算定する介護保険事業計画の策定の段階では、このような決算による余剰金を想定することは困難であります。将来の積立額を見込んで介護保険料を算定することは、市としては困難であるものと認識しております。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 御答弁ありがとうございます。

このページでいいますと、予算書の12ページ、介護保険料の最初のところで伺ったところですが、4月に入ると通常どおりの減免等の規定ということなのですが、この間、議会でも繰り返しお話しさせていただいてますけれども、国保などとの減免等の制度と比べると、介護保険の減免の制度は非常に範囲が狭いというのが一つ特徴になっておりまして、一方で、今、高齢の方でも結構働いてる方も多いということで、この間の1年間のこういった減免申請、非常に多かったということとの関係も出てきてんのかなと思います。

このところでは、令和3年2月2日、総務省通知で、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者に対する猶予制度の周知についてという通知が発出されておりまして、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれ、納税が困難な納税者等に対して、柔軟かつ適切な対応をお願いしてるところです。徴収猶予の特例の猶予期間が終了する納税者等や新たに徴収猶予等の対象になり得る納税者に対しては、猶予制度の活用等について、各地方団体においても制度の周知・広報に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。つきましては別紙——これ国から東京都に出してる、都道府県に出してるもので、こういう書き方になりますけれども、つきましては、別紙のとおり、地方税におけるリーフレット等を作成しましたので、適宜加工の上、納税者等への案内、ホームページ・広報紙への掲載、窓口への設置など御活用ください。また、貴都道府県内の各市町村に対しても、この旨御連絡いたしますと、こんなふうに通達がされております。ですから、内容としては、今緊急事態が引き続き続いているという状況の中で、これまで行った制度については、一応期限は一回切れたけども、引き続き対応は同じようにやってほしいと、こういう趣旨の内容でありますので、今後さらにもうちょっと具体的なものもまた改めて出されるかとは思いますが、こういう趣旨なんだということで確認をしていただきたいということで、これは要望でございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 12ページの保険料のところ、人口推計値によって保険料を推計した結果、減収という御説明でしたけれども、前年の1号被保険者数と令和3年度の被保険者数を伺います。

同じく12ページの保険料で、令和3年度は100円の値上げということですが、影響額と影響人数を伺います。100円値上げしないためには、単年度でいうとどれだけの財源が必要となるのか伺います。

18ページ、調整交付金は、保険給付費と介護予防・日常生活支援総合事業費の合計の4.35%しか来ていないということですが、本来少なくとも5%来ないと給付額は賄えないということになるわけですが、この差の0.65%、概算で4,400万円余りは誰が負担することになるのか伺います。

40ページの保険給付費ですけれども、第6期の保険給付費と地域支援事業費の推計値は、結果として25億円以上も大き過ぎた、過大だったということは分かっています。実際の給付額は推計の85%程度でした。第7期も、少なく見積もっても28億円程度は過大ではないかと思われま。市は適正に見積もっているという答弁ですが、結果として大き過ぎる、過大だったことは明らかでないか伺います。そもそも保険税の上昇を抑えるための基金が3億円から始まって、6億円、7億5,000万円、私の推計ではもう10億円になるということそのものが、推計が過大だったことを示しているのではないかと思います、見解を伺います。

それから、60ページのところですが、介護給付のところですが、要支援1、2のホームヘルプやデイサービスは介護給付から外されて、安上がりの介護予防・日常生活支援総合事業に既に移されましたが、今回一片の省令改正によって、要介護者についても保険給付でなく、総合事業に置き換えることが一部可能となり

ました。概要と市の対応について伺います。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 初めに、予算書12ページ、保険料についてであります。第1号被保険者数につきましては、前年——令和2年度の当初予算編成時におきましては2万3,762人、令和3年度の当初予算におきましては2万3,298人であります。

続きまして、12ページ、介護保険料についてでございます。保険料改定に伴う影響についてであります。介護保険料の算定に当たりましては、第8期介護保険事業計画にあります令和3年度から令和5年度までの3か年における標準給付費見込額などを基に算定を行っておりますことから、単年度ごとの財源ということになりますと、本来単年度ごとの算定は困難なものであると認識しております。仮に令和2年度と比較いたしますと、所得段階区分別の想定した人数どおりに保険料が収納されたと仮定した場合はございますが、所得段階区分の第1段階及び第2段階の方については、実際の保険料に影響がございませんことから、第3段階以降の人数をお答えいたしますと約1万7,300人、保険料改定に伴う金額につきましては約3,100万円という数字が計算されます。

続きまして、予算書18ページ、調整交付金についてであります。

国の負担となる調整交付金につきましては、後期高齢者の人数における割合などの係数から交付率が決定されますが、交付率が5%を下回った場合、不足する部分につきましては、第1号被保険者の負担する保険料により補うこととなっております。

続きまして、予算書40ページ、保険給付費についてであります。保険給付費に関しましては、市民の皆様の御努力によるもののほか、介護予防活動ですとかケアプランの点検などを通して給付の適正化が図れること等が、計画と実績との差が生じた要因の一つであるかと考えております。一般論として決算額は予算額より小さくなるものですが、市といたしましては、市民の皆様に介護の給付を適切に行わなければならない責務がございます。計画策定時におきましては適切な計画を立てたものと考えておまして、結果として給付費がそこまでいかなかったものと、そのように認識をしているところであります。

続きまして、予算書60ページ、地域支援事業費、省令改正の概要と市の対応についてであります。令和2年10月に介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第176号）が公布されました。総合事業の対象者であります要支援者が要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点について、本人の希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とする観点から弾力化を図るものでございます。具体的内容につきましては、第1号事業の対象者に、要介護認定によるサービスを受ける前から市町村の補助により実施される第1号事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者を追加したものであり、令和3年4月1日施行となっております。

市の対応についてであります。市町村の補助により実施される第1号事業のサービスにつきましては、訪問型サービスのB、D、通所型サービスのBが該当するとのことであり、現在市におきましては当該サービスを実施しておりませんことから、現状におきまして市の対応につきましては影響がないものと認識しております。

以上でございます。

○委員長（床鍋義博君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、質疑を終了します。

○委員（尾崎利一君） 第4号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算の組替えを求める動議を私と森田真一委員及び上林真佐恵委員の3名で提出いたします。

○委員長（床鍋義博君） ただいま尾崎利一委員、森田真一委員及び上林真佐恵委員から、第4号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算に対して予算の組替えを求める動議が提出されました。

よって、本動議を議題に供します。

動議提出者の説明を求めます。

〔委員 尾崎利一君 登壇〕

○委員（尾崎利一君） 日本共産党を代表して、介護保険事業特別会計予算の組替え動議について説明させていただきます。

コロナ危機の下、据置きどころか引き下げる自治体も生まれています。暮らしが追い詰められている中で値上げは中止すべきです。そもそも国の負担が少ないため、保険料負担は極めて重いものになる一方、特養ホーム待機者の状況に見られるように、サービス給付は不十分という、国家的詐欺と言われるような状況です。国の責任が厳しく問われます。また、本市においては、3年ごとに作成される介護事業計画では、介護給付費が過大に見積もられ、これが保険料を軽減するために取り崩すはずだった基金に逆にどんどん積み上げられてきました。3億円から始まった基金が7億5,000万円、現況で10億円を上回ることはほぼ確実です。基金を活用すれば100円値上げの必要はありません。保険料の100円値上げを中止することにより、介護保険料収入を3,067万8,000円減額します。この数字は3,106万9,200円に98.74%を掛けたものです。財源として、介護基金からの繰入金で3,067万8,000円増額するものです。よろしく申し上げます。

○委員長（床鍋義博君） 動議の説明が終わりました。

これより本動議について質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（床鍋義博君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔委員 尾崎利一君 降壇〕

○委員長（床鍋義博君） 本動議について自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

本動議について討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（床鍋義博君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

これより本動議について起立により採決いたします。

第4号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算の組替えを求める動議を可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（床鍋義博君） 起立少数。

よって、本動議は否決されました。

○委員長（床鍋義博君） 介護保険事業特別会計予算に対する討論につきましては本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第4号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（床鍋義博君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（床鍋義博君） 第5号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、本案を議題に供します。

本来はここで内容の説明を求めるところであります。今回は事前に文書で配付しておりますので、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を行います。

○委員（森田真一君） では、1点だけ伺います。

予算書12ページ、後期高齢者医療保険料です。資料を頂きました。ありがとうございました。

先ほどと同様になりますが、こちらもコロナ特例の申請減免、非常に多かったということでもあります。一方で、この制度、ホームページ上では1月4日をもって終了といたしましたが、当面の間、受付を継続しております。令和3年度においても、市税の対応と同様に考えてよいのか伺います。

以上です。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 予算書12ページ、後期高齢者医療保険料の新型コロナウイルス感染症の影響により保険料減免につきましては、保険者であります東京都後期高齢者医療広域連合の方針に基づきまして内容を決定いたしまして、実施されるものでございます。

広域連合からは、当面の間とする受付期間をいつまでにするのか、現状では示されておりません。具体的な受付期間が示されましたら、ホームページ等で周知したいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 予算書28ページ、29ページ、2点伺います。

1点目は、人間ドック等受診料助成費、この内容とこの事業における効果について伺います。

もう一つは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業が、今期新規に行われる事業ですけれども、具体的な内容。また、この事業のために専任の専門職員が正規職員として配置されることとなりますけれども、どのような資格、有資格者がこの職員となるのか、そしてこの事業の狙いについて伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 予算書28から29ページ、保健衛生諸費の人間ドック等受診料助成費についてありますが、事業の内容といたしましては、後期高齢者医療の被保険者が、人間ドックや脳ドックを受診した際に、保険料の滞納がないなどの一定の要件を満たしておりますれば、1万3,000円を上限……、すみません、失礼いたしました、2万3,000円を上限といたしまして、受診料の一部を助成するものでございます。

令和3年度からは、この人間ドック等の受診料助成申請の際に、受診結果の提出を求めることといたします。提出された結果につきましては、保健事業に活用いたします。特に令和3年度からは、委員もおっしゃったとおり、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を実施予定でございます。この事業の利用につながる場合もありますことから、対象者の健康寿命の延伸、医療費の適正化に寄与する効果があるものというふうに考えております。

続きまして、同じく予算書28から29ページ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費についてありますが、事業内容といたしましては、医療専門職が中心となりまして、医療、介護、健診のデータに基づきます高齢者への訪問指導などによる個別的な支援や、通いの場におけます高齢者の健康状態の把握によりまして、フレイル予防等を行うものでございます。コロナ禍で医療専門職の役割、市といたしましては、医療専門職は保健師を想定してるところではございます。この役割といたしましては、医療、介護、健診のデータを活用いたしまして、実施する事業の企画や調整及び対象者の抽出を行うとともに、保健指導や通いの場における高齢者の健康状態の把握等の現場の重視も想定してございます。

事業の狙いにつきましては、保健指導等によりまして、フレイル状態になりやすい高齢者の疾病予防や、生活機能の維持等が図られますことから、健康寿命の延伸及び医療費の適正化等の両面から効果が期待できるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） もう少し具体的に教えていただきたいんですけども、このフレイル予防をすることによって、どういことが予防できて、どういまた医療費の適正化に結びつくのか。例えば、私たちが高齢者の方から伺う中で、元気にしていたんだけど、転倒してしまって骨折につながる。骨折につながると、どうしても入院が必要になる。そして、その入院時のときには、今まで元気だった方が重い介護度になって自宅に戻ってくるために、介護サービスが必要になるというようなことが見受けられます。こういうことの予防につながって、どれぐらいの医療費の適正化が図られると考えているのかっていうことが1点。

もう一つ、この専門職が通いの場に行くということを、もう少し具体的に教えていただければと思います。残念ながら、コロナ禍におきまして、ゆうゆう体操がなかなか思うようにできないとは伺っておりますけれども、今まで東大和市が積み上げてきた、このゆうゆう体操という有効な通いの場に、この専門職が入っていくことによって、どうい効果が生まれると思っているのか教えていただければと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 実施する事業の詳細につきましては、専任となりますその保健師さんと具体的に詰める必要がございますので、あくまでも一例ということで捉えていただければと考えてございます。

一例といたしまして、これは国民健康保険の数値になるんですけども、骨折による1人当たり医療費は、平成31年度ベースで約188万円というふうに出ております。仮に高齢者のフレイル状態が改善されまして、委員おっしゃった転倒骨折を予防できたとしたならば、こうした医療費というのも抑制できますし、高齢者の生き生きとした生活に寄与し得るものというふうに考えてございます。

また、通いの場への関与についてなんですけれども、こちらも詳細は医療専門職と詰めていくことになるん

ですけれども、これも一例というところなんです、介護予防リーダー等の協力を募りまして、高齢者の方々が集まっておられるような場に医療専門職が赴きまして、そこで健康状態の把握を個々に行うことによって、適宜アドバイス等が行えるというふうに考えてございます。そうすることによりまして、個々の方々の生活の改善につながるというところから、フレイル予防に資するものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（床鍋義博君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

後期高齢者医療特別会計予算に対する討論につきましては本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第5号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（床鍋義博君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（床鍋義博君） 第6号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計予算、本案を議題に供します。

本来はここで内容の説明を求めるところであります、今回は事前に文書で配付しておりますので、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

収入支出一括して質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 50ページの流域下水道費のところでもいいんでしょうか。浸水被害については、流域下水道事業の事業化に伴って、向原の特別支援学校地下の雨水貯留施設整備計画がなくなったわけですが、流域下水道事業の進捗や、この計画でどの地域の浸水被害がカバーされることになるのか、また、令和3年度の見通しについて伺います。

それから、34ページの下水道使用料についてですけれども、下水道使用料の30%値上げを行った際の推計では、経費回収率は平成28年度92.2%、29年度96.1%、30年度95.8%、31年度97.7%、令和2年度103%、3年度98.6%と推移し、令和6年度には111.4%に到達する計画でした。平成28年度以降の実績と見通しについて伺います。

34ページの下水道使用料ですけれども、市は下水道管渠の更新に係る費用について、補助金以外は下水道使用料で賄うとして、さらに大幅な値上げを予定していますが、これまでの検討状況と、令和3年度以降のスケジュールについて伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 予算書50ページ、流域下水道費のところ、流域雨水幹線の整備の関係でございますけれども、東京都におきまして、令和2年度は基本設計を実施し、令和3年度は土質調査及び実施設計を実施する予定と聞いております。流域雨水幹線整備によりまして、市の南部地域の浸水被害の軽減が図れるものと認識しております。今後も東京都と立川市、武蔵村山市及び当市で連携して、浸水被害の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、予算書34ページの下水道使用料の関係でございます。経費回収率の決算の状況でございますけ

れども、平成28年度については77.7%、平成29年度については99.9%、平成30年度につきましては99.9%、平成31年度につきましては、打切り決算の影響がございますけれども90.9%という状況でございます。今後につきましては、今年度末に策定予定の下水道事業経営戦略の中で検討しているところでございますが、安定的な経営のため、経費回収率は100%以上にするように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、同じく34ページの下水道使用料の関係でございます。下水道使用料についての検討でございますけれども、現在、先ほどもお答えさせていただきましたが、今年度末に策定予定の下水道事業経営戦略の中で、使用件数及び汚水排出量の変化、人口減少などの状況と、下水道ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の改築・更新に必要な費用等について検討を行っているところでございます。下水道使用料の見直しにつきましては、東大和市第5次行政改革大綱に基づく3年ごとの検討を令和3年度に行う予定でございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 1点だけお伺いします。

予算書11から12ページにかけてですが、他会計補助金なんですけれども、一般会計補助金の基準外繰入分は、令和3年度、このうちの幾らになるのかお伺いします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 予算書の11ページ、12ページの他会計からの補助金関係でございますけれども、基準外の繰入金につきましては、令和3年度の当初予算書7ページ、第10条の他会計からの補助金の3億3,209万6,000円でございます。

以上でございます。（「3,290万」と呼ぶ者あり）失礼しました。3億3,290万6,000円でございます。失礼しました。

以上でございます。

○委員長（床鍋義博君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

下水道事業会計予算に対する討論につきましては本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第6号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計予算、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（床鍋義博君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（床鍋義博君） 以上で予算特別委員会に付託されました一般会計、4特別会計及び下水道事業会計予算の審査は全て終了いたしました。

これをもって予算特別委員会を散会いたします。

午後 2時48分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 床 鍋 義 博